

平成 25 年度

包括外部監査の結果報告書

特別会計・地方公営企業・地方公社の財務事務
の執行及び経営管理について

滋賀県包括外部監査人

公認会計士 遠藤 尚秀

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
I. 包括外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件(テーマ)	1
III. 事件(テーマ)を選定した理由	1
IV. 包括外部監査の対象とした所管課	2
V. 包括外部監査の対象期間	2
VI. 包括外部監査の方法	2
1. 監査の着眼点	2
2. 主な監査手続	2
VII. 包括外部監査の実施期間	2
VIII. 包括外部監査従事者	3
1. 包括外部監査人	3
2. 包括外部監査人補助者	3
IX. 利害関係	3
X. 監査の結果(指摘)及び意見について	3
第2章 包括外部監査の結果及び意見	4
I. 滋賀県企業庁について	4
1. 事業の概要	4
2. 監査の結果(指摘)／意見	17
II. 流域下水道事業特別会計について	30
1. 事業の概要	30
2. 監査の結果(指摘)／意見	43
III. 公営競技事業特別会計について	53
1. 事業の概要	53
2. 監査の結果(指摘)／意見	65
IV. 滋賀県道路公社について	87
1. 事業の概要	87
2. 監査の結果(指摘)／意見	110
V. 総括的意見	116
用語解説	118

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と各々の数字合計とが一致しない場合がある。

第 1 章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び滋賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件(テーマ)

特別会計・地方公営企業・地方公社の財務事務の執行及び経営管理について

III. 事件(テーマ)を選定した理由

滋賀県においては、「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指し、8 つの未来戦略プロジェクトに予算を重点的に配分するとともに、いじめ問題、防災対策、経済雇用対策等の喫緊の課題への対応に努めた結果、平成 25 年度の当初予算の財源不足額は、平成 23 年度に策定した行財政改革方針の見込額を 92 億円上回る 247 億円となった。財源不足を補うための県債の発行金額も増加しており、平成 25 年度末の県債残高は 1 兆 602 億円、県民 1 人当たり県債残高は 748 千円となる見通しである。事業実施にあたっては事業の必要性を再確認しつつ、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、経済性、効率性、有効性の 3E の観点を常に念頭に置き進めていくことが求められる。

過去 2 年間の包括外部監査においては、初年度はインフラ資産の建設・維持管理について県行政のあり方を、2 年目は県内の商工・観光・労働を所管する商工観光労働部の実施する事業について産業振興への貢献度などを、一般会計をベースとして主に 3E の観点から検討してきた。

特別会計・地方公営企業・地方公社(以下、特別会計等)は、一般会計とは区分され独自の予算をもち、原則として独立採算で運営されている。多額の初期投資と将来的な維持管理コストが発生するインフラ資産を持つ特別会計等においては、中長期的な管理及びそれに伴う財源の確保が必要であり、長期目線での効率的な経営が求められる。また、特別会計等の資金の使われ方について調査していくことは、受益と負担の関係を明確にし、適正な受益者負担・事業収入の確保にもつながる。

以上を踏まえ、特別会計等の財務事務の執行管理状況を調査するとともに、特別会計等が県民生活及び県財政に対してどのように貢献しているかを検証し、今後の望ましい在り方について検討を加えることは意義のあることだと判断し、特定の事件として選定した。なお、監査の対象は、特別会計等のうち、近年包括外部監査の対象となっておらず、県民生活と関わりが深い、また県民の関心が高いと考えられるものを選定した。選定した特別会計等のうち、過去に包括外部監査の対象となった事件については、その措置状況の実態についてもフォローしていくことと

する。

IV. 包括外部監査の対象とした所管課

平成 25 年度の監査テーマである「特別会計・公営企業・地方公社の財務事務の執行及び経営管理について」における監査の対象は、流域下水道事業特別会計、公営競技事業特別会計及びその所管課における特別会計等にかかる業務、工業用水道事業、水道用水供給事業、滋賀県道路公社とする。

V. 包括外部監査の対象期間

原則として平成 24 年度とし、必要に応じて直近の状況及び平成 23 年度以前も対象とした。

VI. 包括外部監査の方法

1. 監査の着眼点

- (1) 事業実施に際しては、法令や規則、要綱等に準拠し、適正に執行され、また、事業実績報告が適正になされ、実施事業内容の検証がなされているか。
- (2) 事業実施に際しては、効率的な経営が行われているか。またそれは適正な受益者負担・事業収入の確保に繋がっているか。
- (3) 多額のインフラ資産を保有する特別会計等において、中長期的な視野に立った資産管理が行われているか。
- (4) 経済環境の変化などに対応して、経済的かつ有効な行政運営となるように常に見直しが行われ、持続可能な経営計画が策定されているか。
- (5) 県民及び利用者に対し、十分な情報が伝えられているか。

2. 主な監査手続

- (1) 各特別会計等の事業について、担当者への質問、意見聴取及び書類の閲覧によりその概況を把握し、入手資料等により分析を実施した。
- (2) 法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して事業が運営されているか確認した。
- (3) 関係台帳、帳簿、契約書、証拠証憑等を閲覧し、その運用方法について検討した。
- (4) 必要に応じて各特別会計等の事業場に赴き、現地視察及び担当者へのヒアリング、書類の閲覧等により、事業実施状況について確認した。

VII. 包括外部監査の実施期間

平成 25 年 8 月 6 日から平成 26 年 3 月 5 日まで

VIII. 包括外部監査従事者

1. 包括外部監査人

公認会計士 遠藤 尚秀

2. 包括外部監査人補助者

公認会計士 坂井 俊介

公認会計士 守谷 義広

公認会計士 中尾 志都

公認会計士 福竹 徹

公認会計士 増田 千春

公認会計士 谷口 昌央

公認会計士 松永 英恵

公認会計士 井上 恵太

公認会計士試験合格者 後藤 洋平

公認会計士試験合格者 河瀬 美華

IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

X. 監査の結果(指摘)及び意見について

本報告書では、監査の結果(指摘)に添えて意見を記載している。結果(指摘)は、合規性の観点から当然に是正・改善を求める事項である。また、県の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については結果(指摘)としている事項もある。

他方、意見は、結果(指摘)には該当しないが、組織及び運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

第 2 章 包括外部監査の結果及び意見

I. 滋賀県企業庁について

1. 事業の概要

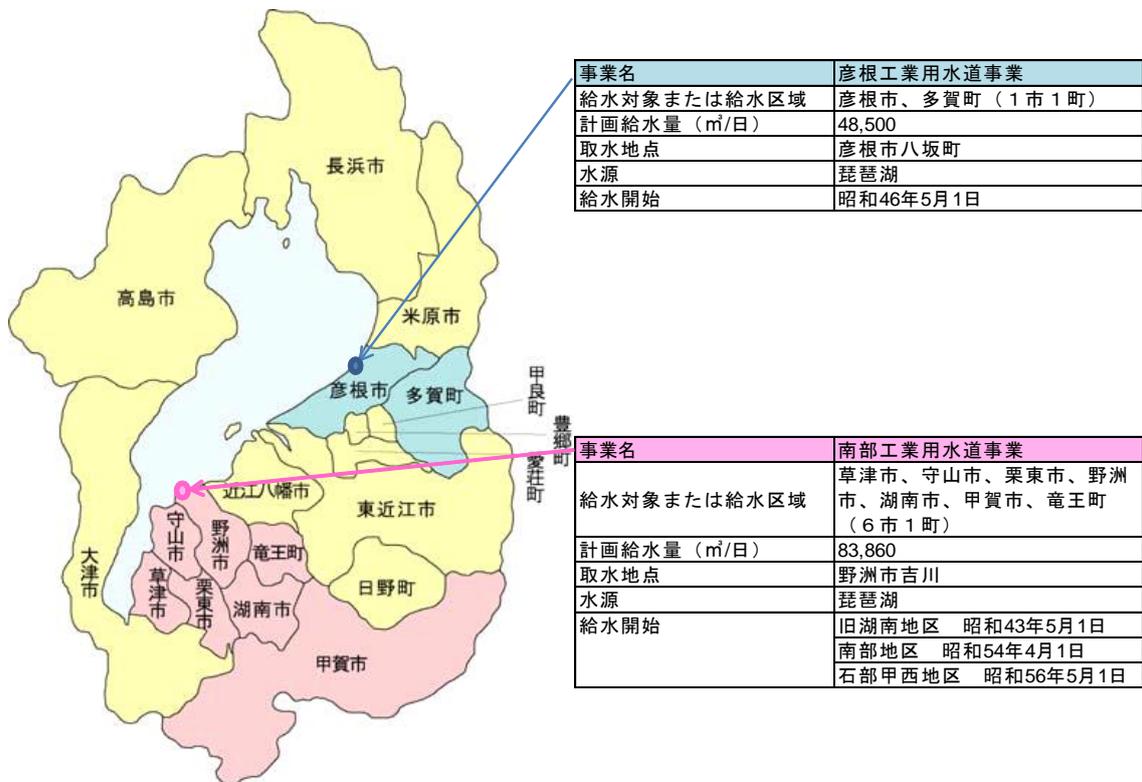
(1) 事業内容

滋賀県企業庁(以下、企業庁)では、豊富で安定した水源である琵琶湖やその流入河川である野洲川を水道の水源として、安全で良質な水の安定供給を行っている。現在、工業用水道事業として彦根工業用水道事業と南部工業用水道事業を、水道用水供給事業として湖南水道用水供給事業を運営している。

① 工業用水道事業の内容

滋賀県は古来より交通の要衝として栄え、昭和 30 年代後半には名神高速道路や東海道新幹線等の幹線交通網の整備がいち早く整い、また京阪神や中京に近い等立地条件に恵まれたため、企業立地が進み、急速に工業化が進展してきた。こうした動向に合わせて工業開発を進めるため、基盤施設である工業用水道事業が計画された。昭和 42 年に湖南工業用水道事業、昭和 45 年に彦根工業用水道事業、昭和 47 年には南部工業用水道事業に着手し、その後昭和 54 年に湖南工業用水道事業を南部工業用水道事業に合併している。現在は彦根工業用水道事業、南部工業用水道事業の 2 事業を経営し、県内企業の生産活動を支えている。

両事業の概要は以下のとおりである。



（企業庁パンフレット「滋賀県企業庁」及び「明日の滋賀を創る水」から作成）

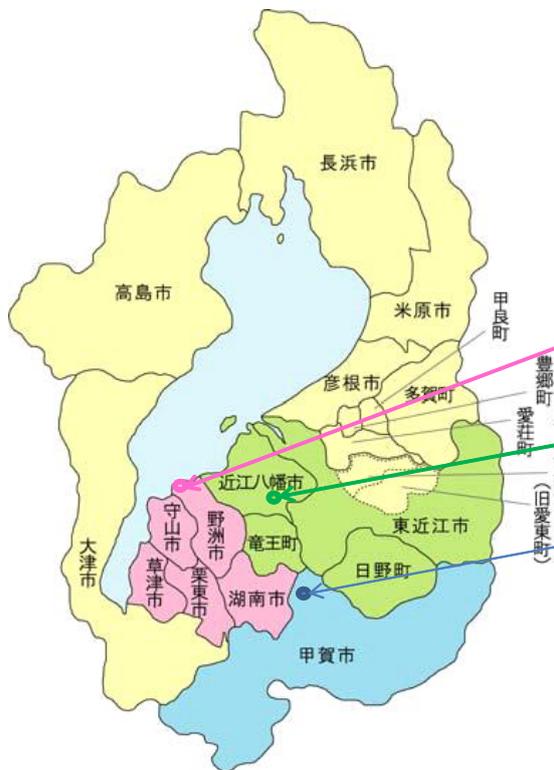
② 水道用水供給事業の内容

我が国最大の湖である琵琶湖を擁する滋賀県では、その豊かな水資源を活用すべく琵琶湖を水源として水道事業が整備されてきた。昭和40年代からの都市化の進展による人口増加や生活様式の近代化により、水需要が拡大したことから、用水の安定確保を図るために県事業として、琵琶湖や野洲川を水源に、昭和53年から南部地区、昭和54年から中部地区、昭和59年から甲賀地区で、市町への水道用水の供給を開始した。現在は、3地区を統合させた湖南水道用水供給事業としての経営を行っており、下図に示されている8市2町への給水を行っている。給水区域の総面積は、約1,406km²であり、琵琶湖を除いた県面積のおよそ42%を占めている。

創設当初、3事業3地区で給水を開始したが、その後の社会経済情勢の変化に伴い、水資源の有効利用や非常時における相互融通による供給安定化を広域で見直すこととなり、昭和52年度に策定された「湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画」に基づいて、事業計画の再検討がなされた。

その結果、第一段階として、昭和53年に中部上水道供給事業と甲賀上水道供給事業とを統廃合するとともに、その事業名称も東南部上水道供給事業と改め、計画変更を行った。さらには、第二段階として、平成23年に東南部上水道供給事業と南部上水道供給事業の統合を行った。

以上により、事業体として湖南水道広域圏の水道一元化が完了している。



事業名	湖南水道用水供給事業
給水区域	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町(8市2町)
計画給水量(m ³ /日)	198,800
給水開始	平成23年4月1日

旧事業名	南部上水道供給事業
取水地点	野洲市吉川
水源	琵琶湖

旧事業名	東南部上水道供給事業(中部)
取水地点	近江八幡市南津田町
水源	琵琶湖

旧事業名	東南部上水道供給事業(甲賀)
取水地点	湖南市三雲
水源	野洲川

(企業庁パンフレット「滋賀県企業庁」及び「明日の滋賀を創る水」から作成)

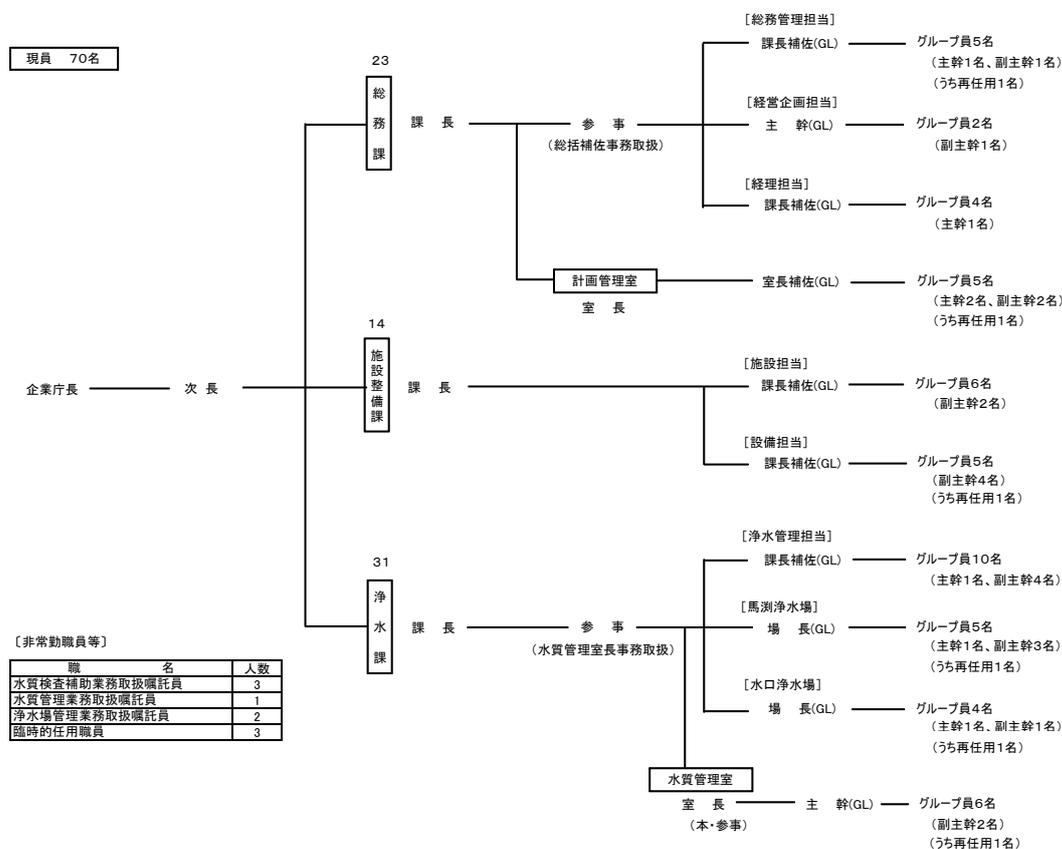
(2) 組織体制

① 組織及び人員

企業庁では、工業用水道事業と水道用水供給事業を、一つの組織で一体として管理運営を行っているため、以下の組織図及び現員調は、2事業を合わせた企業庁全体のものである。

組織および現員調

(平成25年4月1日現在)



② 職務分掌

課	担当名	職務分掌
総務課	総務管理担当	庁内の庶務に関すること。企業庁職員に関する事項(任免、給与、勤務条件、研修等)に関すること。条例、規則、規程の制定及び改廃に関すること。工事等に係る契約審査、入札及び契約に関すること。財産の管理に関すること。
	経営企画担当	企業庁水道ビジョン・経営計画に関すること。経営分析及び経営改善に関すること。給水契約・料金に関すること。広報啓発に関すること。
	経理担当	企業庁の予算・決算に関すること。収入及び支出の審査事務に関すること。資産の取得管理及び処分に関すること。
	計画管理室	事業計画に関すること。水利計画及び水利使用に関すること。施設の維持管理、建設改良工事の設計基準及び技術指導に関すること。危機管理対策の総括に関すること。
施設整備課	施設担当	建設改良工事及び大規模修繕(設備工事を除く)に関すること。用地の取得及び損失補償に関すること。施設の占用、使用に関すること。漏水復旧工事に関すること。
	設備担当	建設改良工事及び大規模修繕(土木工事を除く)に関すること。
浄水課	浄水管理担当	取水、導水、浄水、送水、配水及び維持管理に関すること。各浄水場及び関連施設の運転監視に関すること。吉川浄水場及び関連施設の維持管理、点検及び修繕工事に関すること。吉川浄水場及び関連施設の占用、使用及び固定資

		産の管理に関すること。湖南水道用水供給事業及び南部工業用水道事業の検針に関すること。
	馬淵浄水場	馬淵・彦根浄水場及び関連施設の維持管理、点検及び修繕工事に関すること。馬淵・彦根浄水場及び関連施設の占有、使用及び固定資産の管理に関すること。水質管理及び水質検査に関すること。彦根工業用水道事業の検針に関すること。
	水口浄水場	水口浄水場及び関連施設の維持管理、点検及び修繕工事に関すること。水口浄水場及び関連施設の占有、使用及び固定資産の管理に関すること。水質管理及び水質検査に関すること。
	水質管理室	水質検査に関すること。各浄水場及び関連施設の水質管理に関すること。異臭味対策、水中微生物の調査に関すること。

(3) 財務状況の推移

① 工業用水道事業

(ア) 損益計算書

(単位:千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1 営 業 収 益	1,124,765	1,097,565	1,103,506
うち、給水収益	1,124,758	1,097,558	1,103,498
2 営 業 費 用	785,711	762,663	794,987
うち、減価償却費	339,488	357,509	355,659
営 業 利 益(1-2)	339,054	334,902	308,519
3 営 業 外 収 益	30,959	20,818	38,051
うち、他会計補助金	18,047	7,528	25,120
4 営 業 外 費 用	38,407	33,153	28,289
うち、支払利息及び企業債取扱諸費	38,407	33,153	28,015
経 常 利 益(1-2+3-4)	331,606	322,567	318,281
当 年 度 純 利 益	331,606	322,567	318,281

(イ) 貸借対照表

(単位:千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
固定資産	12,855,555	12,743,153	12,630,527
うち、有形固定資産	12,007,601	11,899,351	11,790,879
流動資産	2,741,784	2,970,093	3,257,734
うち、現金預金	2,635,124	2,864,708	3,153,138
資 産 合 計	15,597,339	15,713,246	15,888,261
固定負債	521,813	585,913	601,344
流動負債	260,599	146,357	142,980
負 債 合 計	782,412	732,270	744,324
資本金	8,334,174	8,334,174	8,434,174
うち、自己資本金	7,029,640	7,182,470	7,426,011
うち、借入資本金(企業債)	1,304,534	1,151,704	1,008,163
剰余金	6,480,753	6,646,802	6,709,763
うち、資本剰余金	5,486,180	5,482,492	5,470,712
うち、利益剰余金	994,573	1,164,310	1,239,051
資 本 合 計	14,814,927	14,980,976	15,143,937
負 債 ・ 資 本 合 計	15,597,339	15,713,246	15,888,261

② 水道用水供給事業

(ア) 損益計算書

(単位:千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1 営 業 収 益	4,904,593	4,489,086	4,483,403
うち、給水収益	4,904,593	4,489,086	4,483,403
2 営 業 費 用	3,421,751	3,203,077	3,359,269
うち、減価償却費	1,762,135	1,887,665	1,829,344
営 業 利 益(1-2)	1,482,842	1,286,009	1,124,134
3 営 業 外 収 益	496,163	115,863	206,759
うち、他会計補助金	449,400	29,501	79,085
4 営 業 外 費 用	395,167	334,686	350,728
うち、支払利息及び企業債取扱諸費	395,165	276,602	242,370
経 常 利 益(1-2+3-4)	1,583,838	1,067,186	980,165
当 年 度 純 利 益	1,583,838	1,067,186	980,165

(イ) 貸借対照表

(単位:千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
固定資産	47,037,527	46,938,177	46,800,790
うち、有形固定資産	46,314,012	46,235,614	46,118,974
流動資産	8,136,180	8,464,368	8,708,639
うち、現金預金	7,586,904	7,976,587	8,181,250
資 産 合 計	55,173,707	55,402,545	55,509,429
固定負債	1,157,306	1,288,671	1,384,066
流動負債	1,205,206	988,971	704,668
負 債 合 計	2,362,512	2,277,642	2,088,734
資本金	33,343,009	33,543,784	33,871,122
うち、自己資本金	18,904,766	19,903,061	21,073,464
うち、借入資本金(企業債)	14,438,243	13,640,723	12,797,658
剰余金	19,468,186	19,581,119	19,549,573
うち、資本剰余金	14,817,421	14,818,963	14,884,290
うち、利益剰余金	4,650,765	4,762,156	4,665,283
資 本 合 計	52,811,195	53,124,903	53,420,695
負 債 ・ 資 本 合 計	55,173,707	55,402,545	55,509,429

(4) 受益者数及び料金収入等の推移

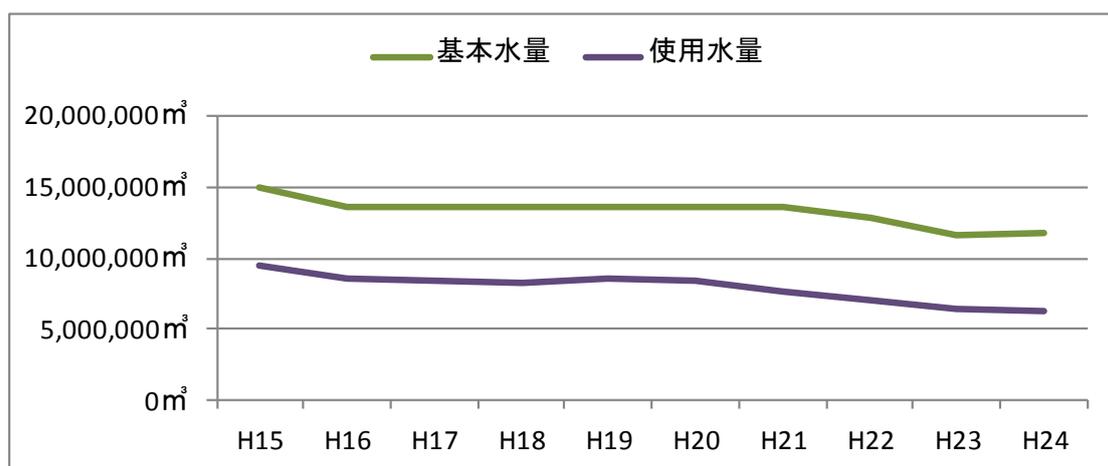
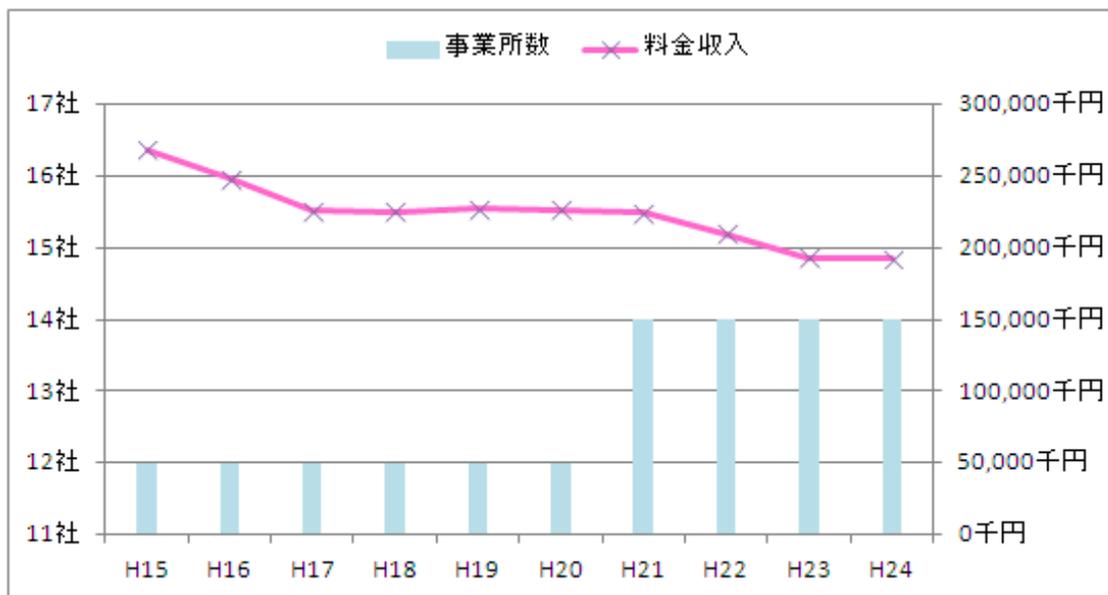
工業用水道事業では受水企業の水道使用に伴う料金収入、水道用水供給事業では受水市町への用水供給に伴う料金収入により事業を行っている。

各事業の受益者数、料金収入、基本水量、使用水量の推移は以下のとおりである。近年は、節水意識の向上や節水機器の普及により、水需要は水道用水供給事業では横ばい、工業用水道事業では減少傾向にあり、今後も水需要の伸びが期待できない状況にある。

なお、料金については、工業用水道事業は平成17年度に、水道用水供給事業は平成23年に改定を行っている。

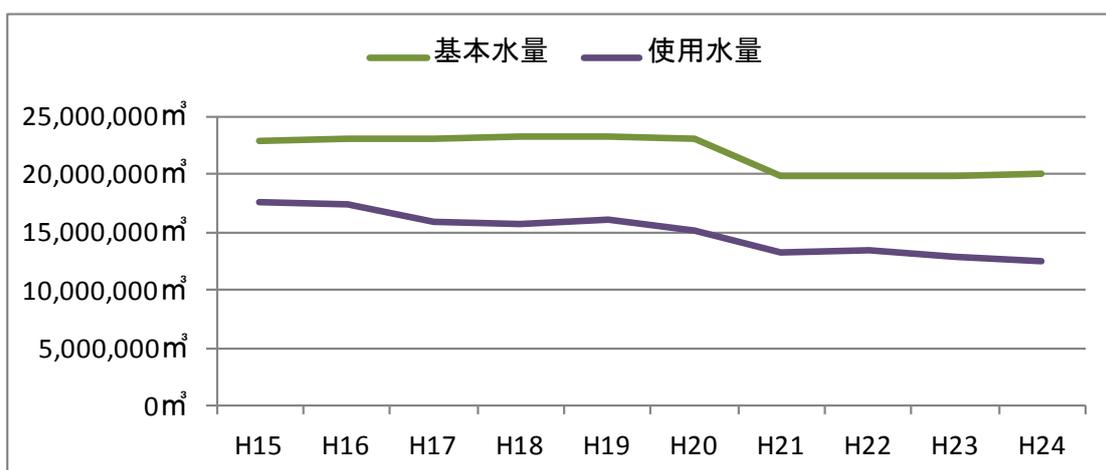
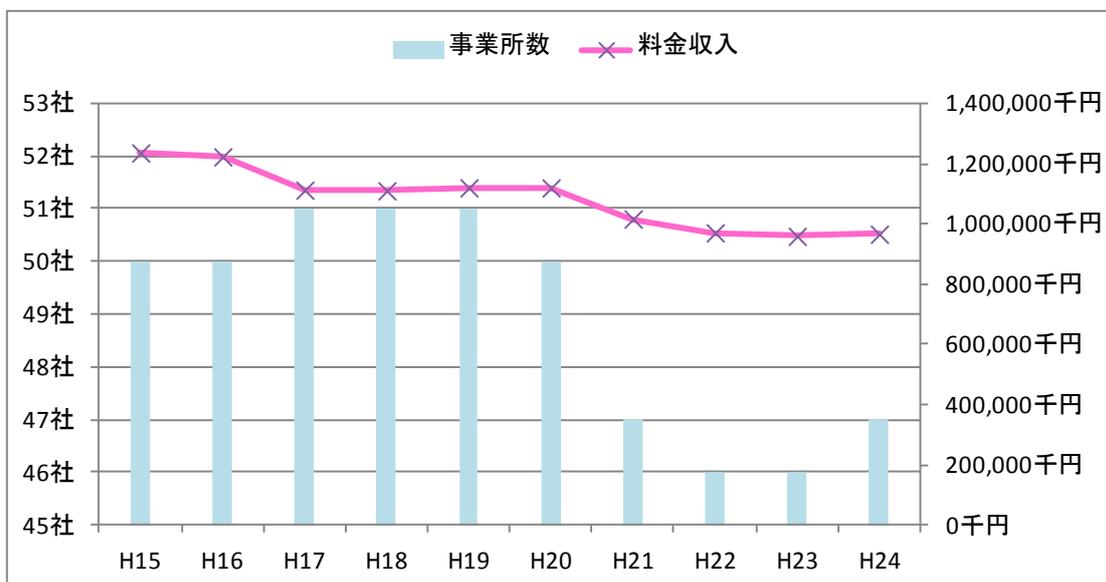
【工業用水道事業】

彦根工業用水道事業

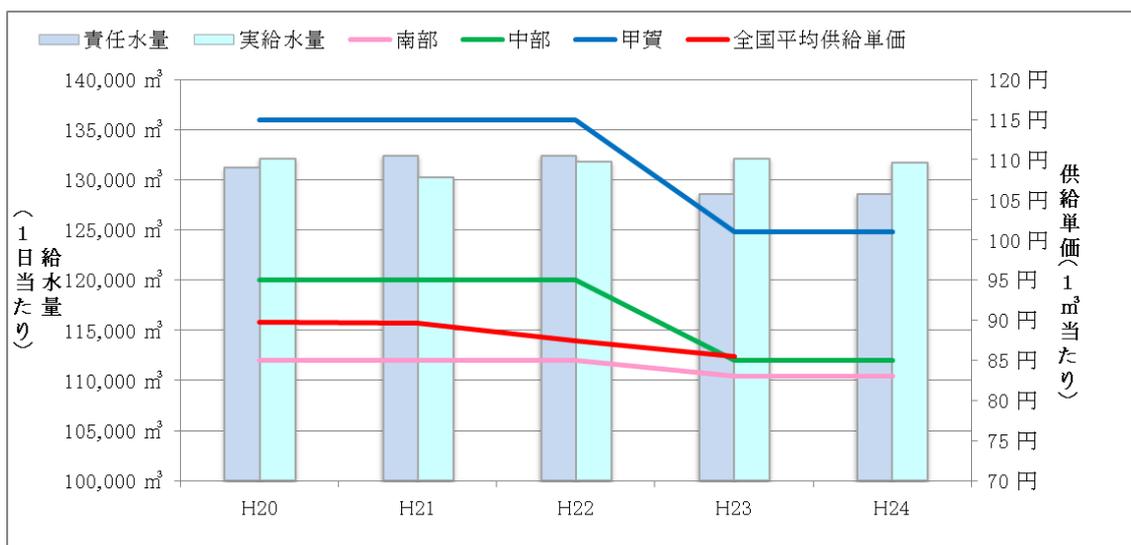
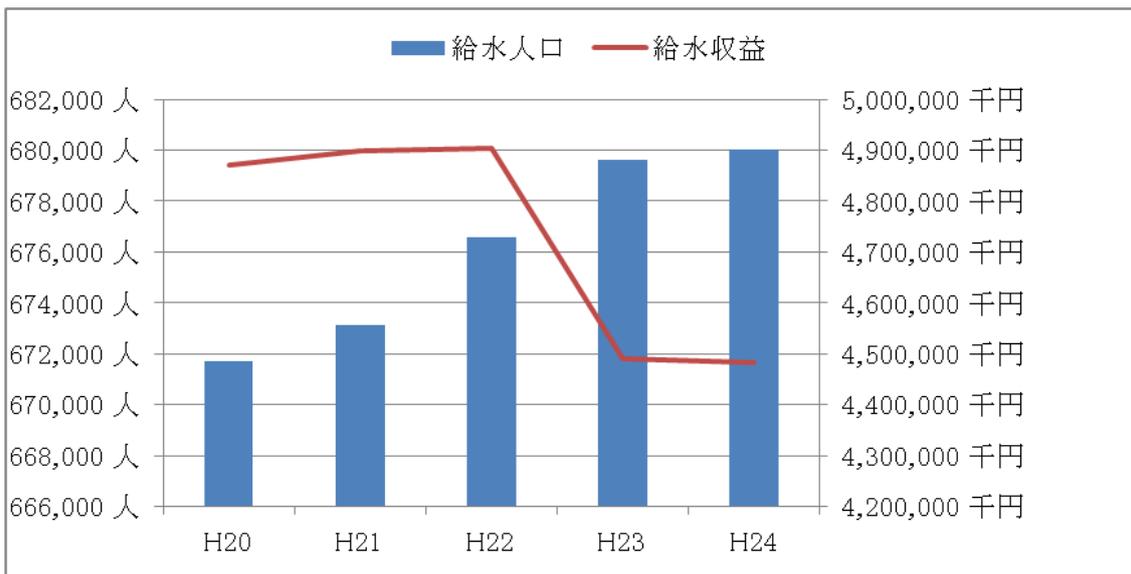


※ 使用水量とは実給水量を意味する(以下、同様)。

南部工業用水道事業



【水道用水供給事業】



(南部: 吉川浄水場系給水区域、中部: 馬渕浄水場系給水区域、甲賀: 水口浄水場系給水区域、をそれぞれ指す。本報告書中以下同じ)

(なお、平成24年度の水道用水供給事業の全国平均値は統計資料が当報告書日現在公表されていない。)

(5) 料金算定について

① 工業用水道事業

工業用水道事業の料金は、基本水量に基づく基本料金と使用水量に応じた使用料金を合わせた二部料金制を採用している。料率は、料金算定期間(平成17年度～平成19年度の3年間)の基本水量、基本使用水量及び総括原価(将来発生予定の管路更新や修繕等の積立として一定の利益を見込んでいる)をもとに算定する。

【料率算定式】

(計算式)

$$\text{基本使用料率} = \frac{\text{総括原価(平成17年度～平成19年度の見込変動費)}}{\text{基本使用水量(平成16年度実績×3年)}}$$

$$\text{基本料率} = \frac{\text{総括原価(平成17年度～平成19年度の見込固定費)}}{\text{基本水量(平成16年度実績×3年)}}$$

(現行料率;彦根)

$$\text{基本使用料率} = \frac{65,760 \text{ 千円}}{21,920,000 \text{ m}^3 (20,000 \text{ m}^3/\text{日} \times 1,096 \text{ 日} (\text{※}))} \rightarrow @3 \text{ 円/m}^3$$

$$\text{基本料率} = \frac{568,373 \text{ 千円}}{40,598,032 \text{ m}^3 (37,042 \text{ m}^3/\text{日} \times 1,096 \text{ 日} (\text{※}))} \rightarrow @14 \text{ 円/m}^3$$

(現行料率;南部)

$$\text{基本使用料率} = \frac{377,024 \text{ 千円}}{47,128,000 \text{ m}^3 (43,000 \text{ m}^3/\text{日} \times 1,096 \text{ 日} (\text{※}))} \rightarrow @8 \text{ 円/m}^3$$

$$\text{基本料率} = \frac{2,778,798 \text{ 千円}}{69,469,960 \text{ m}^3 (63,385 \text{ m}^3/\text{日} \times 1,096 \text{ 日} (\text{※}))} \rightarrow @40 \text{ 円/m}^3$$

(※) 料金算定期間中の日数

【料金算定に使用された総括原価(見込)の内訳】

彦根工業用水道事業(平成16年度時点の翌3年間の見積り)

区分	細目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	合計
変動費	動力費(使用料金)	19,010	19,017	19,077	57,104
	薬品費	223	223	223	669
	利益	2,667	2,660	2,660	7,987
変動費合計		21,900	21,900	21,960	65,760
固定費(維持管理費)	人件費	51,757	51,928	52,099	155,784
	動力費(基本料金)	6,368	6,371	6,391	19,130
	修繕費	8,018	7,858	7,951	23,827
	その他(総係費・業務費)	27,131	27,142	27,152	81,425
	利益	22,014	23,316	22,150	67,480
固定費(資本費)	減価償却費	53,944	53,944	56,734	164,622
	資産減耗費	130	130	130	390
	支払利息	19,923	18,596	17,196	55,715
固定費合計		189,285	189,285	189,803	568,373
総合計		211,185	211,185	211,763	634,133
利益を除く総合計		186,504	185,209	186,953	558,666

南部工業用水道事業(平成16年度時点の翌3年間の見積り)

区分	細目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	合計
変動費	動力費(使用料金)	92,800	93,100	93,400	279,300
	薬品費	2,495	2,496	2,504	7,495
	利益	30,265	29,964	30,000	90,229
変動費合計		125,560	125,560	125,904	377,024
固定費(維持管理費)	人件費	120,310	120,707	121,106	362,123
	動力費(基本料金)	34,186	34,186	34,186	102,558
	修繕費	50,166	52,060	53,030	155,256
	その他(総係費・業務費)	69,409	69,437	69,464	208,310
	利益	126,828	101,439	89,373	317,640
固定費(資本費)	減価償却費	405,947	433,910	450,563	1,290,420
	資産減耗費	11,309	8,396	9,367	29,072
	支払利息	107,266	105,286	100,867	313,419
固定費合計		925,421	925,421	927,956	2,778,798
総合計		1,050,981	1,050,981	1,053,860	3,155,822
利益を除く総合計		893,888	919,578	934,487	2,747,953

② 水道用水供給事業

現行料金は、工業用水道事業と同じく二部料金制を採用しており、資本費(水道施設の建設に要する経費)を回収するための基本料金と維持管理費(水道施設の維持管理及び給水に必要な経費)を回収するための使用料金から成り立っている。

料率の算定については、平成23年4月から平成28年3月までの5年間を料金算定期間とし、平成23年度開始時における将来の資金収支計画に基づき、算定期間中に発生が見込まれる給水原価(資本費及び維持管理費)をもとに算定されている。

なお、従来は各浄水場において異なった基本料率及び使用料率が算定されていたが、平成23年の湖南水道用水供給事業への統一に伴って、段階的に統一料金を導入することとし、使用料金については3浄水場を合わせて算定されている。しかし、基本料金については各浄水場ごとに算定されている。

【料率算定式】

(計算式)

$$\text{使用料金} = \frac{\text{維持管理費(3地区合計)}}{\text{責任水量(3地区合計)}}$$

$$\text{基本料金} = \frac{\text{資本費合計}}{\text{基本水量}}$$

すべて平成23年度以降5年間(平成27年度まで)の見込金額に基づいている。

(現行料率;使用料金)

$$\text{使用料金} = \frac{7,119,524 \text{ 千円}}{144,570 \text{ m}^3/\text{日} \times 1,827 \text{ 日}(\text{※})} \rightarrow 27.0 \text{ 円/m}^3$$

(現行料率;南部地区基本料金)

$$\text{基本料金} = \frac{6,189,865 \text{ 千円}}{81,100 \text{ m}^3/\text{日} \times 1,827 \text{ 日}(\text{※})} \rightarrow 41.7 \text{ 円/m}^3 \quad (\text{月額} 1,270 \text{ 円/m}^3)$$

(現行料率;中部地区基本料金)

$$\text{基本料金} = \frac{6,081,896 \text{ 千円}}{77,100 \text{ m}^3/\text{日} \times 1,827 \text{ 日}(\text{※})} \rightarrow 43.2 \text{ 円/m}^3 \quad (\text{月額} 1,315 \text{ 円/m}^3)$$

(現行料率;甲賀地区基本料金)

$$\text{基本料金} = \frac{3,478,001 \text{ 千円}}{34,530 \text{ m}^3/\text{日} \times 1,827 \text{ 日}(\text{※})} \rightarrow 55.13 \text{ 円/m}^3 \quad (\text{月額} 1,679 \text{ 円/m}^3)$$

(※) 料金算定期間中の日数

【料金算定に使用された水量見通し】

平成23年度以降5年間の基本水量及び責任水量

(単位: m³/日)

地区名	給水区域	施設能力	基本水量	責任水量
南部	草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市	81,100	81,100	60,830
中部	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	82,700	77,100	57,830
甲賀	甲賀市	35,000	34,530	25,910
合計		198,800	192,730	144,570

【料金算定に使用された総括原価(見込)の内訳】

(単位: 千円)

			H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
維持管理費	地区計	固定費	1,072,192	1,082,693	1,093,527	1,099,222	1,103,982	5,451,616
		変動費	333,294	332,837	333,239	333,639	334,899	1,667,908
	計		1,405,486	1,415,530	1,426,766	1,432,861	1,438,881	7,119,524
資本費	南部	支払利息	139,440	161,427	181,240	187,228	181,596	850,931
		減価償却費	811,913	880,255	948,552	1,026,547	1,043,607	4,710,874
		資産維持費						628,060
	計		951,353	1,041,682	1,129,792	1,213,775	1,225,203	6,189,865
	中部	支払利息	149,294	140,026	128,275	114,563	103,509	635,667
		減価償却費	761,985	769,705	811,680	852,807	850,237	4,046,414
		資産維持費						1,399,815
	計		911,279	909,731	939,955	967,370	953,746	6,081,896
	甲賀	支払利息	100,037	89,554	77,052	64,852	55,335	386,830
		減価償却費	474,347	480,222	499,168	519,066	528,633	2,501,436
		資産維持費						589,735
	計		574,384	569,776	576,220	583,918	583,968	3,478,001
総合計			3,842,502	3,936,719	4,072,733	4,197,929	4,201,798	22,869,286

2. 監査の結果(指摘)／意見

① 工業用水道事業の企業誘致施策について(意見)

受水企業の節水や景気の影響を主な原因として、滋賀県の工業用水道事業は基本水量、使用水量ともに減少傾向であるため、今後、安定的に経営していくためには新規契約を増やすことが必要である。しかし、企業が新たに受水する場合には企業側で配管にかかる初期投資が必要である

こと、滋賀県は地下水が豊富であり企業が独自に地下水を汲み上げ利用することができることなどの理由により、新規契約の獲得が困難な状況である。

このような状況の下、企業庁は以下のような新規契約獲得に向けた活動を行っている。

対象企業	対応策
対象地域への新規移転企業	滋賀県企業誘致推進室、給水エリアの市町企業誘致所轄課、商工会議所等への訪問による情報収集、および企業からの直接の問い合わせに対し説明を行っている。
対象地域の既存企業	配管付近の企業へのアンケート及び訪問を行っている。(訪問調査回数：平成23年度延べ30回、平成24年度延べ12回)

平成23年度に企業訪問による情報収集および工業用水の情報提供を重点的に行っているが、新規受水に結びついていない。

安定的な企業経営の観点から、企業庁は、既受水企業との公平性も配慮しつつ、新規受水が促進される方策を模索するとともに、企業誘致関連部署へ相談に訪れた企業に対して、より積極的な営業活動が望まれる。

② 維持管理指針の整備について(指摘)

企業庁の危機管理マニュアルにおける「施設の管理」では、設備毎に取扱いマニュアルとして「維持管理指針」を整備することが規定されている。維持管理指針とは、設備を維持管理していくために必須のマニュアルであり、これが整備されていない場合、使用時に不具合等が生じる可能性がある。

原水の凝集pH値を一定領域に保つために不可欠な炭酸ガス注入設備について「維持管理指針」が整備されていなかった。同設備は、平成16年3月に水口浄水場、平成19年3月に吉川浄水場、平成24年12月に馬渕浄水場に設置され、これまで、企業庁が定める高圧ガス保安法に基づく危害予防規定により、日常点検、定期点検、保安管理が実施されてきた。しかし、すべての浄水場に炭酸ガス注入設備が設置された後すみやかに、危害予防規定・各種点検表を修正集約し、企業庁として維持管理を統一するための「炭酸ガス注入設備維持管理指針」を整備すべきであった。

なお、指針は平成26年1月末に整備されたところである。

③ 職員の採用について(意見)

企業庁の職員は、知事部局から企業庁への出向職員と、企業庁で採用を行っているプロパー職員から構成される。プロパー職員は34名であり、主に浄水課に係る人員である。企業庁は、人事異動について、知事部局の方針(専門性が発揮できる人事、広域的な視点を持った人材の育成、現場力、計画力、人間力を兼ね備えた人材の育成と人事配置、女性職員の積極的な登用、不祥事の未然防止の5つ)を踏まえた採用及び人材育成を行っているとしている。

【男女別職員数】 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

	男性	女性	合計
人員数(名)	67	3	70
うち、プロパー職員	33	1	34
うち、出向職員	34	2	36

【勤続年数別職員数】 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

勤続年数(年)	0～5	6～10	10～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	合計
人数(名)	38	-	-	3	5	5	10	8	1	70
うち、プロパー職員	4	-	-	2	5	5	10	7	1	34
うち、出向職員	34	-	-	1	-	-	-	1	-	36

【職員給与費の全国平均比較】

	全国	企業庁	全国平均との差
職員数(名)	3,148	70	-
職員給与費総額(千円)	22,538,553	505,347	-
一人当たり月額給与(円)	596,637	601,604	4,967

(平成 23 年度地方公営企業年鑑より作成)

プロパー職員34名のうち30名は勤続年数16年以上の職員となっている。特に今後10年以内に退職となる勤続年数31年以上の職員が18名と多数在籍している状況である。また、企業庁の一人当たり月額給与は全国平均との差額が4,967円とやや高くなっており、これは給与の低い若手職員が少なく、職員の高年齢化が進んでいることが原因の一つであると考えられる。技術の継承及び人件費の削減の観点から、若手職員の積極的な採用が望まれる。

また、プロパー職員の女性は、勤続年数30年以上の職員1名のみであり、近年の女性採用はない。人事異動方針の「女性職員の積極的な登用」の観点からも、採用の必要性について検討することが望ましい。

企業庁の今後の安定的運営及び適切な経営管理のために、人事異動方針に沿った職員の採用が望まれる。

④ 人員配置について(意見)

企業庁の業務量は年間通して一定ではないため、部署や月によって時間外による業務の対応を行うことがある。部署別、月別の時間外業務の年間の推移は以下のとおりである。

【平成 24 年度部署別・月別時間外業務時間の推移と平均】

(単位:時間)

	総務 管理	経営 企画	経理	計画管 理室	施設 担当	設備 担当	浄水 管理	馬淵浄 水場	水口浄 水場	水質管 理室
人員数	6名	3名	5名	6名	7名	6名	11名	5名	4名	7名
4月	233	40	237	82	158	86	143	10	20	32
5月	186	64	358	42	84	100	112	37	16	10
6月	179	17	24	20	162	100	146	63	20	7
7月	104	0	28	33	134	101	121	37	35	55
8月	88	11	14	44	207	82	84	35	18	17
9月	95	6	65	49	246	100	127	30	22	7
10月	85	11	125	26	205	134	108	30	11	0
11月	99	19	103	18	108	100	113	16	24	0
12月	55	0	5	46	172	58	109	68	52	0
1月	61	0	143	35	115	101	196	35	44	3
2月	95	3	29	34	203	108	133	34	44	0
3月	192	26	88	55	150	93	103	42	34	2
合計	1,472	197	1,219	484	1,944	1,163	1,495	437	340	133
月平均	122.7	16.4	101.6	40.3	162.0	96.9	124.6	36.4	28.3	11.1
1人当 たり	20.4	5.5	20.3	6.7	23.1	16.2	11.3	7.3	7.1	1.6

※上記表は、全職員70名から企業庁長、次長、課長、参事、室長を除く60名を対象としている。

部署別・月別時間外業務時間の推移と平均の表を見ると、部署ごとの時間外業務時間にバラつきが見られる。業務内容が類似する部署間では人員を異動させることが可能であるため、残業が少ない部署から残業の多い部署へ人員配置を行うことが望ましい。例えば、業務内容が近似する計画管理室と施設担当・設備担当で、残業の少ない計画管理室の人員を忙しい時期の施設担当や設備担当へ配置することが考えられる。

慢性的に時間外業務が多い部署については、業務の効率化や他部署からの人員異動の検討を行い、適時適切な人員の配置を行うことが望ましい。

⑤ 営業費用(総係費)の按分について(指摘)

工業用水道事業と水道用水供給事業の運営は企業庁全体で行っているため、部門や人員などでの基準で、一律に事業を切り分けることが困難である。そのため、営業費用(総係費)については、業務量による調整後の供給水量を按分比率として各事業に按分している。平成24年度の営業費用(総係費)は、工業用水道事業で160百万円、水道用水供給事業で480百万円であり、費用の内容としては人件費が大部分を占める。なお、按分比率の改定は、水道用水供給事業の料金の

改定期間に合わせて5年間は按分方法の変更は行わないものとしている。

【按分比率計算根拠】

	工業用水道	水道用水供給	合計
H21 年度実使用水量(m ³)	20,898,054	47,545,077	68,443,131
水量に基づく按分基準	31.0%	69.0%	100.0%
< 上記比率を人員数により調整 >			
H21 年度の使用水量を基に按分(名)	14	34	48
事務量を勘案した任意の調整(名)	△2	2	-
調整後の人員(名)	12	36	48
按分比率	25.0%	75.0%	100.0%

【平成 24 年度実績に基づく按分比率】

	工業用水道	水道用水供給	合計
H24 年度実使用水量(m ³)	18,857,331	48,077,231	66,934,562
H24 年度実績に基づく按分比率	28.0%	72.0%	100.0%

按分比率の算定にあたっては、事務量を勘案した任意の調整を行っているが、これに係る根拠資料がない。按分比率によって、水道料金算定原価にも影響を及ぼすことから、客観的な按分基準を使用して経費の按分を行うなど、その実効性を担保するための方策を検討すべきである。

⑥ 浄水場運転管理業務委託について(意見)

所管4浄水場の集中運転管理業務は、企業庁の就業時間内は企業庁職員が行い、就業時間以外(17時から翌朝8時45分まで)の時間は、外部業者に業務委託を行っている。

業務委託の内容は以下のとおりである。

期間	契約方式	業務内容	金額
平成 22 年 12 月 ～ 平成 28 年 3 月	一般競争 入札	浄水場の集中管理、水質管理、施設・設備の保安・巡視、水質検査の実施等	総額 471 百万円 年額 94 百万円(平成 24 年度)

委託している夜間の業務内容は、経常的な検査や施設の保安等であり、専門的ではあるものの、知識、経験を有する外部業者に委託しても問題がないと考えられる業務である。一方で、企業庁職員を配置した昼間時間帯では、各機器の動作確認等で通常の運転操作範囲を超えた操作対応、事故・故障発生時の復旧対応や水質変動に応じた操作など高度な技術力が必要となる業務

も含まれているとの理由で委託されていない。

企業庁では、過去、平成13年度包括外部監査において、中央監視装置による集中運転管理業務の導入による効率的な人員配置や、県出向者の本庁への復帰による人件費削減を求める旨の意見が出され、この措置を行ったことにより人員の削減に成功している。また、職員の高齢化に伴い技術の伝承がひとつの課題となっていることから、外部業者で対応可能な業務はできるだけ委託を行い、企業庁職員は専門的で技術力の問われる業務に注力し、そのノウハウを伝承していく必要がある。

現状夜間しか委託していない当該管理業務についても、企業庁職員の効果的な配置とコスト削減の観点から、現在の委託範囲の拡大についての検討が望まれる。

⑦ 企業債の早期償還について(指摘)

企業債の各事業別の平均利率は以下のとおりである。

	未償還残高合計(千円)	平均利率(%)	平均残存期間(年)
彦根工業用水道事業	126,294	4.19	7.01
南部工業用水道事業	881,869	2.17	13.15
水道用水供給事業(吉川)	6,410,463	1.93	20.82
水道用水供給事業(馬淵)	4,011,235	1.82	9.28
水道用水供給事業(水口)	2,201,751	2.26	8.67

※ 平均利率及び平均残存期間については、未償還残高に係る加重平均により算定している。

企業庁が発行している償還期限前の企業債については、契約書の特約条項に繰上償還の定めがある。それによれば、償還にあたっては、償還時点の国債の利率を勘案して未償還残高に係る利息の支払いが必要となるものの、繰上償還が不可能となるような制限は付されていない。

財務省国債金利情報では現在の長期国債利率はおよそ1.5%程度であるが、発行している企業債の利率は5%を上回っているものも存在する状況である。金利削減の観点から、資金余剰により繰上償還が可能なものについては、繰上償還を行うべきである。特に、彦根工業用水道事業の未償還残高126,294千円については、全額減債積立金の積立が終了しており、資金的には期限前償還をすることについては全く問題がない。速やかに償還すべきである。

⑧ 料金算定について

(ア) 総括原価の見積りと実際発生原価の乖離について(意見)

・工業用水道事業

総括原価の実際発生額及び実際発生額と見積原価の乖離は、以下のとおりである。

総括原価(見込)と実際発生原価に乖離が生じており、乖離額は彦根工業用水道事業で16百万円(見積558百万円に対し実際541百万円)、南部工業用水道事業で252百万円(見積2,747百万円に対し実際2,495百万円)である。

【彦根工業用水道事業】

(単位:千円)

		実績額				見積額	乖離額	乖離率
区分	細目	H17年度	H18年度	H19年度	合計	合計		
変動費	動力費(使用料金)	23,220	23,055	23,977	70,252	57,104	13,148	23.02%
	薬品費	103	158	158	419	669	-250	-37.37%
	利益	-	-	-	-	7,987		
変動費合計		23,323	23,213	24,135	70,671	65,760	4,911	7.47%
固定費 (維持管理 費)	人件費	53,843	58,366	48,276	160,485	155,784	4,701	3.02%
	動力費(基本料金)	6,280	6,231	6,331	18,842	19,130	-288	-1.51%
	修繕費	5,182	3,705	3,704	12,591	23,827	-11,236	-47.16%
	その他	19,387	22,464	21,989	63,840	81,425	-17,585	-21.60%
	利益	-	-	-	-	67,480		
固定費 (資本費)	減価償却費	58,626	50,777	49,477	158,880	164,622	-5,742	-3.49%
	資産減耗費	879	18	20	917	390	527	135.13%
	支払利息	19,923	18,596	17,198	55,717	55,715	2	0.00%
固定費合計		164,120	160,157	146,995	471,272	568,373	-97,101	-17.08%
総合計		187,443	183,370	171,130	541,943	634,133	-92,190	-14.54%
利益を除く総合計					541,943	558,666	-16,723	-2.99%

【南部工業用水道事業】

(単位:千円)

		実績額				見積額	乖離額	乖離率
区分	細目	H17年度	H18年度	H19年度	合計	合計		
変動費	動力費(使用料金)	86,778	86,352	88,409	261,539	279,300	-17,761	-6.36%
	薬品費	3,061	3,889	2,724	9,674	7,495	2,179	29.07%
	利益	-	-	-	-	90,229		
変動費合計		89,839	90,241	91,133	271,213	377,024	-105,811	-28.06%
固定費 (維持管理費)	人件費	124,937	118,500	118,194	361,631	362,123	-492	-0.14%
	動力費(基本料金)	31,411	28,813	28,063	88,287	102,558	-14,271	-13.92%
	修繕費	42,768	64,785	68,019	175,572	155,256	20,316	13.09%
	その他	51,310	60,118	58,013	169,441	208,310	-38,869	-18.66%
	利益	-	-	-	-	317,640		
固定費 (資本費)	減価償却費	411,889	363,989	329,690	1,105,568	1,290,420	-184,852	-14.32%
	資産減耗費	14,018	29,078	2,276	45,372	29,072	16,300	56.07%
	支払利息	106,362	91,376	80,819	278,557	313,419	-34,862	-11.12%
固定費合計		782,695	756,659	685,074	2,224,428	2,778,798	-554,370	-19.95%
総合計		872,534	846,900	776,207	2,495,641	3,155,822	-660,181	-20.92%
利益を除く総合計					2,495,641	2,747,953	-252,312	-9.18%

・水道用水供給事業

総括原価の実際発生額及び実際発生額と見積原価の乖離は、以下のとおりである。

工業用水道事業と同様、総括原価(見込)と実際発生原価に乖離が生じており、乖離額は原価合計で平成23年度は362百万円、平成24年度は334百万円となっている。

(単位:千円)

	実績額		見積額		乖離額		乖離率	
	H23 年度	H24 年度	H23 年度	H24 年度	H23 年度	H24 年度	H23 年度	H24 年度
支払利息	276,602	242,371	388,771	391,007	-112,169	-148,636	-28.9%	-38.0%
減価償却費等	1,891,687	1,918,300	2,048,245	2,130,182	-156,558	-211,882	-7.6%	-9.9%
人件費	362,064	432,865						
動力費	337,965	352,554						
修繕費	254,086	257,628						
薬品費	45,695	66,271	1,405,486	1,415,530	-94,096	26,128	-6.7%	1.8%
委託料	217,893	238,430						
その他	93,687	93,910						
費用計	3,479,679	3,602,329	3,842,502	3,936,719	-362,823	-334,390	-9.4%	-8.5%

この点につき、平成13年度包括外部監査の結果報告書では、以下のように指摘されている。

工業用水道の料金については、工業用水道事業法第17条の供給規定で定められている。

具体的には経済産業省通達「工業用水道料金算定要領」(平成11.4.30付立局第2号)において、基本原則として能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとなるよう算定するものとし、算定期間は将来の3年間、総括原価の項目と算定方法、さらに、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならないことが規定されている。

又、上水道用水供給事業においても、料金について地方公営企業法第21条第2項に定めている。その内容は、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」というものである。

損益見積りは、ある程度保守的に行うことに問題はないが、計画に基づき算定される料金は受益者、あるいは経営健全化計画として県からの補助金額に影響を与えることから、過大な乖離は「工業用水道料金算定要領」及び上水事業の「給水制度および料金制度に関する基本的な考え方」の基本原則にも抵触することになる。

また、『水道料金算定要領(日本水道協会)』には、「一定の算定期間をとって料金を定め～(中略)～たのち、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から料金算定期間中であっても、適時適切な料金改定が必要である。」とある。

上記のとおり、現状においても総括原価(見込)と実際発生原価との間に相当程度乖離が認められ、決算上も継続して相当程度の利益が計上されている状況である。毎年度、決算及び直近の事業計画に基づき収支計画を見直すとともに、受益者に対して、発生した当年度利益及び利益剰余金残高との関係を明らかにしたうえで、料金の妥当性を説明することが望まれる。

(イ) 総括原価に含まれている利益の見積りについて(指摘)

将来発生予定の管路更新や修繕等の積立として、総括原価に一定の利益を含めて算出している。しかし、含まれている利益については、その算定方法に明確な基準がなく、将来の更新等の見通しにより、一定の利益を確保しているという状況である。

今後は、明確な修繕計画、更新計画の作成、ひいてはアセットマネジメントを実施することにより、適切な積立額の見積りのもと、料金原価を算定していくべきである(平成 27 年度を目標にアセットマネジメントを進める計画である)。

⑨ 貯蔵品(薬品)の管理について(指摘)

浄水場で水質検査に使用する薬品類(毒物・劇物含む)については、水質管理担当者が入ることのできる鍵の付いた部屋及び倉庫に保管されている。しかし、一部薬品については受払管理が行き届いていない点が見られた。具体的には以下のとおりである。

- a. 法的に受払管理が求められる薬品類以外のものについて、一部受払管理の記録が残っていない薬品があった。
- b. 有効期限切れの薬品があった。
- c. 現在は使用していない古い薬品が存在した。

毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法の規制を受け、さらには厚生労働省からも毒劇物盗難等防止マニュアルが提示されるなど、保管管理の徹底が求められている。

上記 a については、水質試験用薬品の管理保安体制を定めた水質試験用薬品管理要領に定めのない薬品類についても、棚卸残高の報告義務はないものの、その特殊性などに鑑みて受払及び残高の管理を行うべきと考える。

上記 b 及び c については、現在廃棄処理を 2～3 年ごとに行っているとのことであった。しかし、10 年以上使用されていない薬品も保管されたままになっていたことから、すべての薬品類について廃棄処理の検討が網羅的になされていない状況である。有効期限の情報等を含めた棚卸記録を残したうえで、期限切れのものや水質試験方法の変更などで使用が見込めなくなったものについては、適時に廃棄処分すべきである。なお、調査で発見された上記 b 及び c については、平成 26 年 3 月末までに処分完了が見込まれるとのことである。

⑩ 不用品(資材)の処分について(指摘)

吉川浄水場敷地内に過年度の浄水場内工事で発生した水道管等の資材の端材が屋外放置されたままになっていた。当該資材の保管状況は写真に示すとおりである。



使用見込みのない廃材については、適正な資産管理の観点から早期に処分すべきである。なお、調査により発見された廃材のうち水道管等は、売却に係る見積依頼を行ったうえ、売却業者が決定しており、平成 26 年 3 月末までに処分完了が見込まれるとのことである。

⑪ 固定資産の実査について(指摘)

滋賀県公営企業会計規程第 87 条によれば、「(実地照合)総務課長は、固定資産について少なくとも毎事業年度 1 回以上、固定資産台帳と固定資産の実態について照合し、確認しなければならない。」とされている。

固定資産実査を行うことが規程上定められているにも関わらず、実施されていない。固定資産実査は資産管理を行う上で重要な手続である。実施可能な機械装置や構築物、工具器具備品については、規程に沿った実地照合を行うべきである。

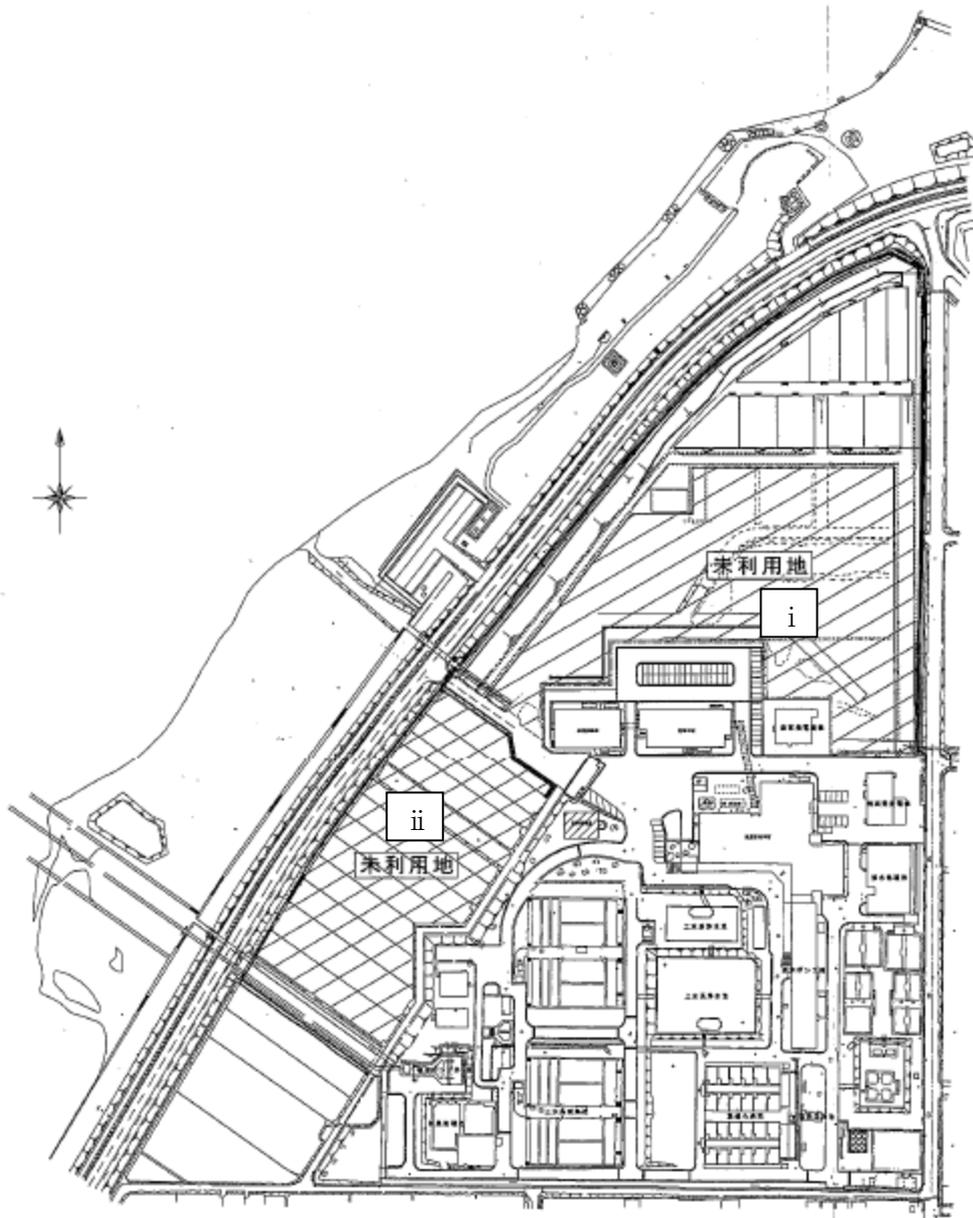
⑫ 未利用の土地の有効利用について(意見)

現時点で未利用となっているのは、吉川浄水場の敷地の一部と東近江市下羽田町地先の土地である。吉川浄水場は、浄水施設の耐震化、老朽化の問題への対応や太陽光パネルの設置などが考えられてきたが、具体的な指針は長期的な施設整備計画が作成される平成 27 年度以降に示される見込みである。

下羽田の土地は、昭和 57 年から昭和 60 年までは応急給水施設として使用していたが、昭和 61 年以降未利用の土地となっている(土地面積は 1,403 m²、取得価格は 9,119 千円)。塩素濃度の調整をするために追塩を行う施設の設置や太陽光パネルの設置が考えられてきたところであるが、調査期間中に、追塩を行う施設設置の方針が決定したとのことである。

【吉川浄水場地図】

斜線となっているところが現時点で未利用となっている土地である。



【 i 未利用地①】

【 ii 未利用地②】



上記吉川浄水場内における未利用地の有効利用については、平成 26 年度から平成 27 年度に予定されている長期施設整備計画の中で具体的な方策の検討が望まれる。

⑬ 固定資産の計上区分及び耐用年数の決定方法について(意見)

企業庁では、過去に取得した固定資産の計上区分について、例えば空調設備や電気設備等の建物附属設備が区分計上されていないなど、誤りとはいえないものの厳密な処理がなされていないものが見受けられる。

また、耐用年数の決定についても、建物はすべて 50 年を採用しており、配水管や機械装置については、いわゆる総合償却が適用されている。

実効性あるアセットマネジメントの観点から、固定資産台帳への計上区分の精緻化及び適切な減価償却費の算出は極めて重要である。総合償却も地方公営企業法施行規則において認められた償却方法ではあるものの、可能な限りにおいて、より実態に即した精緻な会計処理が望まれる。

⑭ アセットマネジメントの手法を用いた長期施設整備計画策定について(意見)

企業庁では、アセットマネジメントの手法を用いて長期的な施設整備計画を策定する予定である。施設の老朽度の実態を把握し、重要度を考慮し更新優先順位を設定するとともに、施設更新事業量(予算)の平準化や水需要に応じた規模の適正化にも配慮した計画とする。

今後、法定耐用年数 40 年を超過する管路が増加し、非耐震管も多いため、計画的に管路更新及び資金の確保を行う必要がある。企業庁では毎期利益が発生し、平成 24 年度には工業用水道事業で 318 百万円、水道用水供給事業で 980 百万円の当年度利益が発生しているが、長期的な施設整備計画が策定されていないため、現時点では、料金単価の見直しの必要性や資金留保額の妥当性を合理的に説明できない状況である。

平成 26 年度以降、長期施設整備計画の策定が終了次第、早急に確保すべき資金額や料金金額の妥当性の検証、未利用地の利用計画、資産管理に係る詳細な計画等の検証が望まれる。

⑮ 民間的経営手法の導入等による経済的かつ効率的なサービス提供体制の構築について(意見)

公共サービスに市場原理が導入されることにより、民間企業の持つ専門性や機動性等の特性が発揮され、経済的かつ効率的なサービスが提供されるものと期待できる。

この点、平成 13 年度包括外部監査の結果報告書では、以下のように意見が記載されているが、現時点では、将来構想も視野に入れて人事当局と検討協議していく段階であるとの理由から、民間人の登用はなされていない。

巷間、公営企業の民営化が叫ばれているが、その趣旨は、価値創造あるいは自己責任原理に基づいて経営合理化を余儀なくされている民間企業の経営に対する理念、手法等を導入することにある。公営企業の管理者(企業庁長)の選任者は知事であり、また、行政法上も民間人の登用について可能ということでもあり、また、事例としては異なるが、近時(平成 13 年 11 月)では、公立高等学校の校長に民間人を登用していることが報じられている。

企業庁の将来構想を実現させるためにも、早急な民営化の趣旨の導入が必要となる。そのためにも、企業庁長の責任と権限を明確にした上、企業庁長に民間人登用を含めて検討されたい。

平成 17 年 3 月に国が発出した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」で示された集中改革プランでは、職員の定数削減に言及されている。また、平成 21 年 7 月の総務省自治財政局通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」では、事業の必要性自体を根本的に検証するとともに、PFI(Private Finance Initiative)やアウトソーシングなど民間的な経営手法の導入促進を求めている。

企業庁においても、経済的かつ効率的なサービスの実現のために、企業団化による受水市町の水道事業との統合や、一部民営化を視野に入れた抜本的な経営改善策を検討されたい。また、民間委託の一層の推進や民間的経営手法の導入により、民間活力を最大限利用できる執行体制の構築が望まれる。

II. 流域下水道事業特別会計について

1. 事業の概要

(1) 滋賀県の下水道事業について

① 滋賀県の下水道行政について

滋賀県の下水道行政は、公共下水道と流域下水道の二本立てとなっており、公共下水道については市町が、流域下水道については滋賀県が実施している。

滋賀県としては、湖南中部処理区、湖西処理区、東北部処理区、高島処理区の 4 つの処理区

からなる琵琶湖流域下水道を設置・管理しており、各処理区に設置した浄化センター(草津市、大津市、彦根市、高島市)において、処理区内の市町公共下水道から受け入れた汚水を処理し琵琶湖に排水している。

一方で、流域下水道と接続していない単独公共下水道が、大津市、近江八幡市、甲賀市、高島市に計6か所があり、これらの公共下水道において終末処理場を有している。

下水道処理人口普及率は平成23年度末で全国平均が75.8%に対し、86.4%となっており、全国第7位の普及率となっている。下水道の全体計画区域内において、一部で未整備の地域が残っているため、今後も計画的に整備を進めていく必要があり、平成32年度末の下水道処理人口普及率の目標は91.8%とされている。

下水道処理人口普及率も高く、水洗化率も現在県全体で89.6%に達しているが、市町別の水洗化率は近江八幡市、甲賀市、東近江市、日野町、甲良町、高島市の6市町が80%以下となっている。公共下水道が整備されているが下水道へ接続していない理由としては、居住者の高齢化、経済的な負担、家屋の老朽化等により排水設備工事が困難などがあげられる。それらの未接続理由を勘案した上で、水洗化率を100%に近づけていく必要がある。

また滋賀県では琵琶湖の富栄養化防止のため、全浄化センターにおいて高度処理を導入しており、平成23年度末には高度処理人口普及率は86.2%で全国第1位となっている。

② その他の汚水処理施設

流域下水道及び公共下水道以外の汚水処理施設としては、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、林業集落排水施設などがある。滋賀県の汚水処理人口普及率は平成21年度現在で97.8%に達しており(全国平均85.7%)、非常に高い水準にある。

滋賀県として実施している事業の範囲は以下のとおりである。

区分	琵琶湖流域下水道			
	湖南中部	湖西処理区	東北部処理区	高島処理区
使用開始年月日	S57.4.1	S59.11.1	H3.4.1	H9.4.1
計画処理面積	約 28,430 ha	約 3,429 ha	約 13,994 ha	約 2,501 ha
計画処理人口	約 795 千人	約 122 千人	約 345 千人	約 46 千人
計画処理水量	約 487 千m ³ /日	約 67.5 千m ³ /日	約 206 千m ³ /日	約 29.4 千m ³ /日
排除方式	分流式(汚水と雨水とに分けて処理する方式)			
管渠延長	約 184 km	約 16 km	約 157 km	約 27 km
中継ポンプ場	7箇所	3 箇所	6 箇所	4 箇所
浄化センター敷地面積	約 62.3 ha	約 10.7 ha	約 46.7 ha	約 7.5 ha
関係市町	9 市 2 町 (大津市、草津市など)	1 市 (大津市)	4 市 4 町 (彦根市、長浜市など)	1 市 (高島市)

滋賀県では、生活環境の改善と、河川や琵琶湖の水質を保全するため、「湖南中部」、「湖西」、「東北部」、「高島」の 4 つの処理区からなる琵琶湖流域下水道の整備を昭和 47 年から進めてきた。

このうちの「湖南中部」処理区の流域下水道建設事業を行うため、昭和 48 年 4 月に設立されたのが湖南中部流域下水道事務所であり、昭和 61 年 4 月には「湖西」処理区を編入し、滋賀県南部の下水道の整備を受け持ってきた。

また「東北部」処理区の流域下水道建設事業を分掌すべく、昭和 49 年 4 月に設立されたのが東北部流域下水道事務所であり、平成 18 年 4 月には「高島」処理区を編入し、滋賀県北部(湖北、湖西、愛知川以北の湖東地域)の流域下水道建設事業を管轄している。

平成 25 年 4 月より、(財)滋賀県下水道公社の解散を受け、二つの処理区の建設整備事業と維持管理業務を一元管理する「南部流域下水道事務所」と「北部流域下水道事務所」にそれぞれ改称した。

また、各処理区にある浄化センターの概要は以下のとおりとなっている。

② 湖南中部浄化センター



項目		内容					備考
位置		草津市矢橋町字帰帆2108番					
処理場面積		約 62.3 ha					
下水排除方式		分流式					
処理方法		凝集剤添加活性汚泥循環変法＋砂濾過法 凝集剤添加多段硝化脱窒法＋砂濾過法(超高度処理)					下記以外 第4, 5系列
処理能力		全体計画	約487,400m ³ /日			計画比	
		平成24年4月現在	268,500m ³ /日			55.09%	
処理区域面積		全体計画	約28,429.85 ha			計画比	
		平成23年度末現在	17,036.7 ha			59.93%	
処理対象人口		全体計画	約795,500人			計画比	
		平成23年度末現在	674,491人			84.79%	
処理状況	区分	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	
	流入水質	170	89.2	182	29.6	3.15	
	放流水質	排水基準値	20	20	70	20	1
		基準値	4.8	20	40	※5,10	0.25
		目標値	4.8	10	6	10	0.25
H23実績値	0.9	5.2	N.D	5.1	0.06		

③ 湖西浄化センター



項目		内 容					備 考	
位置		大津市苗鹿三丁目および木の岡町地先						
処理場面積		約 10.7 ha						
下水排除方式		分流式						
処理方法		凝集剤添加活性汚泥循環変法＋砂濾過法 凝集剤添加多段硝化脱窒法＋砂濾過法(超高度処理)					下記以外 第1系列(1,2号池) 第2系列(3号池)	
処理能力		全体計画	約67,500m ³ /日			計画比		
		平成24年4月現在	52,500m ³ /日			55.09%		
処理区域面積		全体計画	約3,429 ha			計画比		
		平成23年度末現在	2,170.2 ha			59.93%		
処理対象人口		全体計画	約122,400人			計画比		
		平成23年度末現在	112,972人			84.79%		
処理状況	区分	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)		
	流入水質	160	99.8	168	26.9	3.17		
	放流水質	排水基準値	20	20	70	15		0.5
		基準値	4.8	20	40	5,10		0.25
		目標値	4.8	10	6	10		0.25
H23実績値		0.8	5.4	0.4	3.6	0.05		

④ 東北部浄化センター



項目		内容					備考	
位置		彦根市松原町および米原市磯地先						
処理場面積		約 46.7 ha						
下水排除方式		分流式						
処理方法		凝集剤添加活性汚泥循環変法＋砂濾過法 凝集剤添加多段硝化脱窒法＋砂濾過法(超高度処理)					下記以外 B-1系列(1～3、7～10号池) B-2系列(1-6号池)	
処理能力		全体計画	約205,800m ³ /日			計画比		
		平成23年度末現在	120,750m ³ /日			58.70%		
処理区域面積		全体計画	約13,994.3ha			計画比		
		平成23年度末現在	9,194.3 ha			65.70%		
処理対象人口		全体計画	約344,890人			計画比		
		平成23年度末現在	256,606人			74.40%		
処理状況	区分	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)		
	流入水質	110	68.4	129	25.7	2.28		
	放流水質	排水基準値	20	20	70	15		0.5
		基準値	4.8	20	40	5,10		0.25
		目標値	4.8	10	6	10		0.25
H23実績値		0.8	4.7	N.D.	2.2	0.06		

⑤ 高島浄化センター



項目		内容					備考
位置		高島市今津町今津池先および高島市新旭町饗庭池先					
処理場面積		約 7.5 ha					
下水排除方式		分流式					
処理方法		凝集剤添加活性汚泥循環変法+砂濾過法 凝集剤添加多段硝化脱窒法+砂濾過法(超高度処理)					下記以外 3～4号池
処理能力		全体計画	約29,400m ³ /日			計画比	
		平成23年度末現在	16,400m ³ /日			55.78%	
処理区域面積		全体計画	約2,501.0 ha			計画比	
		平成23年度末現在	1,828.5 ha			73.11%	
処理対象人口		全体計画	約46,000人			計画比	
		平成23年度末現在	40,196人			87.38%	
処理状況	区分	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
		(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	
	流入水質	160	75.2	125	25.9	2.61	
	放流水質	排水基準値	20	20	70	15	0.5
		基準値	10	20	40	※10,15	0.5
目標値		4.8	10	6	10	0.25	
	H23実績値	1.2	5.6	N.D	3.6	0.03	

(3) 下水道事業を取り巻く環境

① 現在抱えている課題

滋賀県下水道事業を取り巻く諸課題及びその施策として、「滋賀県下水道中期ビジョン」に掲げられているものは以下のとおりである。この中期ビジョンは平成 23 年度に策定され、その後 10 年間、平成 32 年度までの下水道整備のあり方を示したものである。

<課題>

- ・ 施設の老朽化への対応を含めた今後の整備の見通しを明確にすること
- ・ 地震や災害に対しても安心、安全なシステムづくりを進めていくこと
- ・ 下水道資源の有効活用による温室効果ガス削減対策をすすめていくこと
- ・ 県民から見てわかりにくいと言われている下水道経営をわかりやすくすること

<具体的な施策>

施設の再構築、維持管理の効率化

- ・ 長寿命化計画の策定
- ・ 下水道台帳の電子化
- ・ 点検調査結果、維持管理の履歴蓄積

職員定数削減のなかでの技術力の承継

- ・ 技術継承マニュアルの作成
- ・ 技術、施設情報の整理・体系化による効率的な施設管理
- ・ 維持管理の直営化

広報・啓発における NPO 等の協同

- ・ 伯母川ビオ・パーク運営協議会によるボランティア活動
- ・ 地元関係者、関係機関との協議会
- ・ 広報誌の発行、施設見学会の開催、講習会の実施

事業を円滑に進めるための県と市町の連携

- ・ 琵琶湖流域下水道協議会の設置
- ・ 汚水処理の普及促進に係る支援・調整
- ・ 住民への下水道の PR
- ・ 下水道機能保持のための危機管理体制の取り組み

下水道経営の見える化、公営企業会計の導入

- ・ 公営企業会計の導入や地方公営企業化に関する状況把握や調査・検討
- ・ 資産調査・評価、会計システム構築、職員育成等多額の財源と人材の確保

② 下水道公社の解散

これまで県保有下水道施設の「建設・改築更新」は県流域下水道事務所が、「維持管理」につい

ては昭和 57 年に設立された(財)滋賀県下水道公社(以下、公社という。)が実施してきたが、平成 25 年 3 月 31 日に公社は解散し、維持管理事業は県流域下水道事務所に引き継がれた。解散の背景には、以前の体制や公社自体が抱えていた以下のような課題があった。

- ・ 公社の権限や裁量には限界があり、流域下水道への接続、占有、近接工事、事業所排水の監視など、県との調整、工事に際しての運転調整等に時間を要した。
- ・ 県の建設サイドの工事台帳と公社の管理サイドの維持補修台帳の間の連携が困難であり、ストックマネジメントに向けた情報の一括管理が求められた。
- ・ 大規模地震等の危機管理にあたり、二元管理では責任の範囲が曖昧な部分があるため、情報伝達経路が混乱し、適切な対応ができない恐れがあった。
- ・ 平成 18 年度の包括外部監査での指摘や県議会での意見を踏まえ、従来行っていた公社への非公募による指定管理を続けることが難しくなり、事実上公社による指定管理の継続は不可能となっていた。

このような諸課題を抱える中、下水道施設の供用開始から相当の年月が経過し、これまでの整備普及を中心とした事業展開から、施設の一貫した適切な管理とこれを担保する経営の健全化が必要となってきた。

その結果、これまでの体制を見直し、流域下水道事務所と公社は統合されることとなり、公社は解散し、平成 25 年 7 月 31 日に清算終了した。

公社から県への資産等の引継については以下のように行われた。

(ア)財産

- ・ 施設、設備、備品については元々県所有であったため引き継ぎの必要はなかった。
- ・ 現金預金残高については、公社への出損割合に応じて県及び市町へ寄付した。

(イ)情報

- ・ 公社が管理業務の実施に伴い作成または取得した情報(文書等)は、指定管理基本協定に基づき、全て県に引継を行った。

(ウ)人

- ・ 県からの派遣社員は平成 25 年 4 月 1 日から県に復職し、その多くは南部流域下水道事務所勤務となっている(21 名)。
- ・ 公社採用職員については、平成 22 年 10 月から段階的に県の外郭団体等に就職した(10 名就職、1 名希望退職)。

(4) 下水道事業の財務状況

【歳入】

(単位;百万円)

年 度 項 目	年 度			備考
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
分担金及び負担金	(9,107)	(5,761)	(8,581)	
流域下水道建設事業費	1,318	1,276	1,114	
流域下水道管理費	7,789	4,485	7,467	※1
使用料及び手数料	(1)	(0)	(0)	
国庫支出金	(4,416)	(3,750)	(2,464)	
国庫負担金	4,416	3,281	1,402	
国庫補助金	-	468	1,062	
財産収入	(114)	(19)	(7)	
財産運用収入	18	13	4	
財産売払収入	96	5	3	
繰入金	(3,431)	(6,396)	(2,807)	
一般会計繰入金	3,297	2,548	2,744	
基金繰入金	134	3,847	62	※2
繰越金	(3,545)	(2,451)	(906)	
諸収入	(12)	(78)	(372)	
受託事業収入	3	2	148	
雑入	8	75	223	
県預金利子	0	-	-	
県債	(4,181)	(2,138)	(1,771)	※3
流域下水道建設事業債	1,668	1,516	1,070	
資本費平準化債	857	511	701	
借換債	1,655	111	-	
合 計	(24,810)	(20,597)	(16,911)	

主な変動要因

※1 流域下水道管理負担金は、各処理区の維持、その他の管理に要する費用の各市町からの負担金であるが、平成 23 年度に琵琶湖流域下水道維持管理基金を取り崩し、歳入に充当したため、一時的に負担金が減少している。

※2 ※1と同じく、琵琶湖流域下水道維持管理基金を平成 23 年度に取崩したことにより、基金繰入金が一時的に増加している。

※3 県債の発行額のうち流域下水道建設事業債はその年度の建設事業費の約 1/4 となる。平成 24 年度は前 2 年と比べ建設事業費が少なかった。また平成 22 年度は公的資金補償金免除

繰上償還が行われ、借換債の発行額が多くなっている。

【歳出】

(単位:百万円)

項 目	年 度			備考
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
琵琶湖環境費	(15,129)	(13,354)	(11,433)	
流域下水道費	(8,048)	(7,082)	(4,918)	
流域下水道総務費	407	472	448	
流域下水道建設事業費	7,616	6,572	4,433	※1
流域下水道管理費	(7,081)	(6,272)	(6,514)	
流域下水道管理費	7,081	6,272	6,514	
公債費	(5,753)	(4,030)	(4,010)	
元金	(4,297)	(2,707)	(2,725)	
利子	(1,455)	(1,323)	(1,284)	
公債諸費	(0)	(0)	-	
諸支出金	(1,475)	(2,305)	-	
償還金利子及び割引料	1,331	2,078	-	※2
繰出金	144	227	-	
合 計	(22,358)	(19,691)	(15,443)	

主な変動要因

※1 平成 22 年度、平成 23 年度は湖南中部浄化センター5 系 1/2 増設工事、湖南中部浄化センター1B 系改築更新工事、東北部浄化センターB 系改築更新工事などが行われ、平成 24 年度と比べ流域下水道建設事業費が多額となっている。

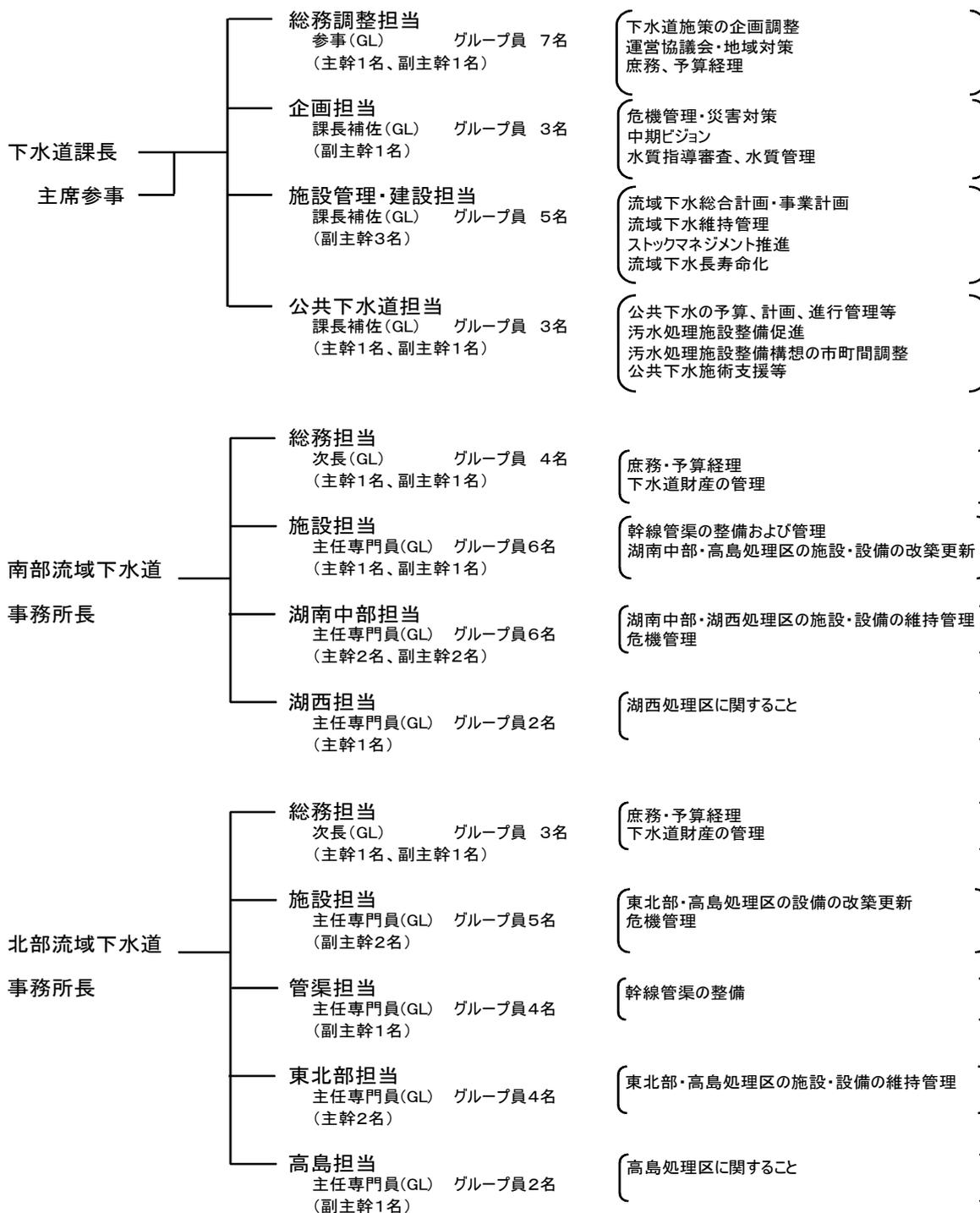
※2 償還金利子及び割引料とは、経営計画期間終了後の剰余金の関係市町への返還金である。平成 22 年度は前年度の経営計画期間が終了した東北部処理区及び湖西処理区の返還金が計上され、平成 23 年度は同じく湖南中部処理区の返還金が計上されているが、平成 24 年度は該当がなかった。

(5) 組織体制

下水道課所管部署の組織体制、人員及び職務分掌については以下のとおりとなっている。

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

下水道所管部署組織図、分掌事務



2. 監査の結果(指摘)／意見

(1) 過去の包括外部監査における監査結果に対する措置状況について

平成 18 年度の滋賀県の包括外部監査において、滋賀県の下水道事業について詳細に検討がなされている(監査対象期間平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日。公表日平成 19 年 3 月)。また、その監査結果及び監査意見に対して平成 20 年 5 月の環境・農林常任委員会において措置状況が報告されている。

今回、主な監査結果及び意見に対する平成 20 年当時の措置状況及び現状について確認を行った。

① 土地の利用状況について

(ア) 概要

過去の意見	浄化センター内に一部未着工となっている土地があり、その状況は以下のとおりである。未着工土地については維持管理費用がかかっており、土地の最大限の有効活用、目的変更、一層の収入増を図るべきであり、目的変更も視野に入れた県全体としての活用方法を考えるべきである。					
	浄化センター	全体計 画面積 (A)	既取得 面積 (B)	未着工 用地面 積(C)	未着工用 地割合 (C)/(B)	未着工用地利用状況
	湖南中部	63.7ha	63.7ha	35.6ha	55.9%	・一部を矢橋帰帆島公園として利用 ・工事ヤード ・平成 18 年度に一部増設予定
	湖西	11.1	11.1	1.8	16.2	・一部を苗鹿公園(テニスコート)として利用 ・工事ヤード
	東北部	64.1	46.2	12.6	27.3	・一部を運動公園として利用 ・工事ヤード ・8.1ha は平成 21 年に増設工事着工予定
	高島	7.5	7.5	2.5	33.3	・工事ヤード
	計	146.4	128.5	52.5	40.9	
措置状況	矢橋帰帆島公園については利用者減の施設閉鎖、指定管理導入などでコスト					

	削減、利用者増、収入増に取り組んでいる。 全体としては、計画処理水量の見直しも踏まえ、平成20年度に浄化センター内の下水処理施設の配置計画を策定予定である。					
現在の状況	平成18年度以降に供用開始された施設は、湖南中部の水処理施設のみである。現在は湖南中部及び東北部において水処理施設を設置する予定があり、敷地造成や設計・発注準備を行っている段階である。					
	浄化センター	全体計画面積(A)	既取得面積(B)	未着工用地面積(C)	未着工用地割合(C)/(B)	未着工用地利用状況
	湖南中部	63.7ha	63.7ha	34.6ha	54.3%	・一部を矢橋帰帆島公園として利用 ・工事ヤード ・1.0haは平成26年度に増設工事着工予定
	湖西	11.1	11.1	1.8	16.2	一部を苗鹿公園(テニスコート)として利用 ・工事ヤード
	東北部	46.2	46.2	12.6	27.3	一部を運動公園として利用 ・工事ヤード ・8.1haは平成21年度から増設工事着工
	高島	7.5	7.5	2.5	33.3	・工事ヤード
	計	128.5	128.5	51.5	40.1	
	また、計画処理水量については建設当初の計画時と比べ、平成22年度の見直し時にはどの浄化センターにおいても大幅に減少している。 (単位:千m ³ /日)					
	浄化センター	当初	H18 当時	H22 変更時	H22-当初	
	湖南中部	1,020	788	487	△532	
	湖西	120	120	67	△52	
	東北部	505	371	205	△299	
	高島	45	39	29	△16	
	計	1,690	1,318	790	△900	

(イ) 監査の結果(指摘)/意見

◆ 浄化センター内の未着工用地について(指摘)

平成 18 年度当時の状況と比べ、未着工用地の利用状況に改善は見られない。各浄化センターは、当初建設時の計画処理水量に見合う処理場用地を確保しているが、流入水量の減少などにより、直近の計画処理水量は当時と比べ大幅に減少しているため、現状の処理場用地は明らかに過大となっている。

資産の有効利用の観点から、活用に向けた具体的な検討を進められたい。

② 高島処理区の維持管理負担金単価の設定と収支の状況

(ア) 概要

過去の意見	<p>高島処理区は供用開始が平成 9 年と最も遅く建設コスト負担が大きいため、また処理水量が相対的に少ないため、維持管理市町負担金単価が他の処理区と比べ高くなっている(一般排水、特定排水について、一番単価が低い湖南中部処理区は 61 円/m³、71 円/m³である一方、高島処理区は 118 円/m³、157 円/m³となっている)。</p> <p>また処理単価を低く抑えるため、第 1 期計画期では平成 24 年度までの 16 年という長い計画期間を設定している。これは将来の不確実性を高め、計画未達成の場合の財政に与える負の影響のリスクも高くしている。平成 17 年度末における累積赤字は 1,020 百万円であり、計画時と流入水量等に差異が生じてきている。経営の見通しを再確認し、以下の点について検討を行う必要があると考える。</p> <p>①負担金単価の引き上げについて ②さらなるコスト削減について ③基金からの赤字補填について</p>
措置状況	<p>①負担金単価の引き上げについては、利用者との合意が必要であり困難である。</p> <p>②接続率の向上、一層のコスト削減等による経営改善を行っていく。</p> <p>③基金からの赤字補填については、他の処理区の理解も必要となるため実質困難である。</p>
現在の状況	<p>平成 24 年度末の第 1 期計画期終了時の累積赤字は 135 百万円となった。これは、維持管理経費の節減及び流入水量の増加により平成 17 年度より単年度収支が黒字転換したためである。</p> <p>維持管理負担金単価引き上げについては、第 1 期計画中の見直しは行われていない。処理区の市町とは、平成 25 年度から始まる第 2 期計画の策定時に意見交換を行っている。</p>

(イ) 監査の結果(指摘)/意見

◆ 高島処理区の累積収支の改善について(意見)

平成 18 年度の監査時と比べ、赤字は大幅に縮減されており、一定の経費削減努力が行われたことがうかがえる。しかしながら、最終年度で累積収支は均衡するはずであったことに鑑みれば、今後、さらに踏み込んだ経費削減が求められることになる。

また、一層の経費削減によっても累積収支の均衡が困難であるならば、負担金単価の引き上げを検討することが望まれる。

③ 資本費負担単価の設定について

(ア) 概要

過去の意見	資本費に係る市町負担金単価は法令等で示された具体的な指針はない。その中で資本費の一部を政策的に県(一般会計)で負担している。県民から正しい理解が得られるよう努力する必要があると考える。 ※ 資本費の算定 建設費から国費、市町負担金を除いた県負担の建設投資額とし、起債元利償還額を算定期間内総流入水量で除して求める。ただし、起債元利償還額のうち、交付税措置相当額及び管渠施設の先行投資額は除く。
措置状況	負担金単価の算定については関係市町に説明、開示しており、引き続き関連市町と県民全体の負担のバランスに対して考慮していく。
現在の状況	県民の理解という点では、維持管理負担金単価を決定していく過程において、資本費の県負担についても県議会の議決を経て定めている。 資本費の県負担の考え方については、資本費に含まれる高度処理に要する経費の 1/2 のみを県負担とする形が関連市町と県民の最終的な負担バランスだと県下水道課においては考えている。

(イ) 監査の結果(指摘)/意見

◆ 資本費の一般会計負担のバランスについて(意見)

各処理区の直近計画期の資本費県負担単価及び一般排水に係る資本費県負担割合は以下のとおりとなっている。

	湖南中部	湖西	東北部	高島
計画期間	第 7 期 (H23~H27)	第 6 期 (H22~H26)	第 4 期 (H22~H26)	第 1 期 (H9~H24)
資本費県負担単価	1.3 円/m ³	2.2 円/m ³	7.7 円/m ³	21 円/m ³
一般排水に係る資本費 県負担割合	11.02%	20.0%	50.0%	100%

負担金単価の算定については県議会の議決を経ているため、県は、一定の説明責任を果たせ

ている。また、関連市町と県民全体の負担のバランスの観点では、県下水道課が考える最終的なバランスを達成している湖南中部処理区の 11.02%に向けて、他の処理区も段階的に移行しているところである。この点、湖西処理区及び東北部処理区については、計画どおりの進捗となっているが、高島処理区については、本来第 2 期から県負担割合が 2/3 となるはずが、29/30 となっている。

引き続き負担のバランスを考慮するとともに、高島処理区については計画どおりに段階移行できるように、関連市町と調整を図っていくことが望ましい。

④ 県債の今後の発行及び償還について

(ア) 概要

過去の意見	資本費平準化債の償還は市町負担金には算入されず、全て一般会計の負担となり、また発行することで金利負担が更に増える。一般会計での負担の可能性について慎重に検討した上で投資計画や県債の発行計画を策定することが望まれる。
措置状況	既発行分については交付税措置のある一般会計繰出金や負担金による回収、世代間負担の公平性をはかる資本費平準化債の発行を活用しながら計画的に償還していく。 今後の県債の発行についてはストックマネジメントの考え方を適用して、投資の平準化、ライフサイクルコストの低減に努めていく。
現在の状況	今後も資本費平準化債は発行可能額を発行していく予定である。 ストックマネジメントについては、平成 21 年度の「下水道ストックマネジメントガイドライン」策定時に、中長期再構築計画を立案している。これは、設備の建設年次と標準的な耐用年数による計画であるが、この計画には点検調査の結果が加味されていない。効率的なストックマネジメントのためには、この情報が必要であるが、現状では長寿命化調査を終えるスケジュールの目途は立っていない。

(イ) 監査の結果(指摘)/意見

◆ 早期のストックマネジメントの導入について(指摘)

国交省が平成 25 年 9 月にまとめた「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」によると、下水道事業におけるストックマネジメントについては以下のように定義づけされている。

<ストックマネジメントの定義>

下水道事業におけるストックマネジメントとは下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

県では、ストックマネジメントの必要性については理解されているが、現状は十分には行えていない。平成 21 年度の「下水道ストックマネジメントガイドライン」策定時に、県は「琵琶湖流域下水道中長期再構築計画」を立案している。しかし、当該計画は流域下水道が保有する約 1 万 1 千点以上の施設・設備類の設置年次と標準的な耐用年数を元にした計画であり、現状を調査把握した上での計画とはなっていない。

「琵琶湖流域下水道 中長期再構築計画」において算出されている各処理区の既存施設の取得価格と新規整備施設建設費の試算は以下のようになっている。

(単位:百万円)

	湖南中部	湖西	東北部	高島	合計
既存施設取得価格	207,959	43,414	125,641	24,523	401,538
新規整備施設建設費	72,055	4,410	39,280	6,269	122,014
合計	280,014	47,824	164,921	30,792	523,553

膨大な施設・整備類を保有する下水道事業を計画的かつ効果的に実施していくためには、ストックマネジメントの導入は欠かせないものであり、導入スケジュールを定め、早急に進めていく必要がある。また、ストックマネジメントに基づいた秩序ある資本費平準化債の発行に努めるべきである。

⑤ 公営企業会計の導入について

(ア) 概要

過去の意見	地方公営企業法の全部もしくは一部適用は設置団体の任意とされているが、以下のようなメリットがあるため、今後検討するべきである。 ①貸借対照表を作成することにより、毎年度の現金主義による収支だけでなく、その財政状態も把握可能となる。 ②発生主義による損益計算により、原価計算をより適切に行い、安定した経営の検討に活用できる。 ③収益増加局面には当該業務に要する経費につき予算超過の支出が認められる。
措置状況	地方公営企業法適用にあたっては、膨大な資産評価等の課題があり、下水道資産の維持管理履歴の整理等に着手している。適用の可否については慎重に検討していく。
現在の状況	下水道課においては平成 23 年度に大津市の法適用の事例を調査したところ、膨大な経費(約 240 百万円)と時間を要することが判明した。法適用が任意の状況である中で、市町等の費用負担への理解を得ることは困難との結論に至り、一旦検討を打ち切っている。なお、総務省の研究会においては、法適化に向

	けた検討が進められており、その議論に注目している。
--	---------------------------

(イ) 監査の結果(指摘)/意見

◆ 公営企業会計の導入について(意見)

前回の監査意見で述べられているとおり、地方公営企業法を適用することは、財政状態・経営成績の明確化につながると考えられる。

公営企業会計の導入において大きな課題となっている資産評価については、前述のストックマネジメント導入に必要な情報の整備にも関係してくる。膨大な設備にかかる投資履歴について、金額面と内容面の両面からの整理を速やかに行っていくことが、公営企業会計の導入における資産評価及びストックマネジメントの推進に寄与するものと考えられる。公営企業会計について、その導入によるベネフィットを下水道課自らが的確に把握し、負担金を支出する関係市町及び県民の理解を十分に得られるよう努力されたい。

⑥ 指定管理者制度の適用について

過去の意見	平成 18 年度からの 5 年間、4 浄化センター、ポンプ場、幹線管渠、3 公園の指定管理を非公募かつ単独の公社指名で選定している。業務の実情としては公社からの再委託率が 67%もあり、中には公募できるものがあるのではないかと。今後、引き続き指定管理者制度を採用する場合には、公募による選定の実施の可否をさらに検討することが求められる。また現在の指定期間の契約については、経費削減への取り組みが図られるようにチェックすると共に、精算の際の理由の明確化が必要である。						
措置状況	指定管理期間は平成 22 年度までなので平成 23 年度以降の体制を平成 20 年度中に固めたい。 平成 22 年度までの指定期間内においては、経費削減への取り組みが図られるようにチェックするとともに、精算にあたってはその理由の明確化に努めていく。						
現在の状況	公園事業については平成 23 年度からの指定管理を非公募から公募に変更し、経費削減効果を出している(前指定管理期間の平均委託料に比し、平成 23 年度で 21 百万円、平成 24 年度で 22 百万円の費用削減効果)。 湖西処理区と高島処理区に関しては、公社解散をにらんで、平成 23 年度より先行的に公募で業者選定されている。 平成 22 年までの公社指定管理期間において経費削減を図った結果、平成 17 年度の委託料に比べ、各処理区の委託料合計は 5 年間平均で 724 百万円/年と大幅に削減された。 平成 23 年度以降の契約形態は以下のとおりである。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>契約先・契約期間</th> <th>契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湖南中部処理区</td> <td>公社(H23~H25)</td> <td>指定管理(非公募)</td> </tr> </tbody> </table>		契約先・契約期間	契約	湖南中部処理区	公社(H23~H25)	指定管理(非公募)
	契約先・契約期間	契約					
湖南中部処理区	公社(H23~H25)	指定管理(非公募)					

湖西処理区	アイ・テック(株) (H23～H25)	包括的民間委託
東北部処理区	公社 (H23～H25)	指定管理(非公募)
高島処理区	滋賀県下水道保全事業協同組合	包括的民間委託
矢橋帰帆島公園	ひかりグループ (H23～H25)	指定管理(公募)
苗鹿公園	ひかりグループ (H23～H25)	指定管理(公募)
松原山手公園	直営	直営

※ポンプ場、幹線管渠に関しては基本的に個別の契約ではなく、各処理場と一体となって契約されている。

※公社への指定管理期間は平成 26 年 3 月 31 日までとなっていたが、平成 24 年度末に公社が解散し業務を県が引き継いだことより、公社が再委託していた複数年契約については県が承継して契約している。

⑦ 超高度処理導入の是非について

過去の意見	従来の高度処理からさらに進んだ処理(超高度処理)の実証施設を湖南中部浄化センターに建設し、処理効果等の検証を行っている。超高度処理にかかる費用総額は莫大なものになる試算が出ている(164 億の建設費と年間 6 億円の維持費が必要)。一方で汚濁物質の削減効果は現行の処理施設と比べわずかであるといえる(COD の削減効果: 現行の高度処理 26,892kg/日に比べ超高度処理 957kg/日)。導入の是非については、効果検証をしっかりとってから決定すべきである。
措置状況	琵琶湖の水質汚濁メカニズムの解明調査を踏まえつつ、費用対効果や安全性の向上、他の施策との関係、費用負担のあり方について十分検討のうえ判断することとした。
現在の状況	琵琶湖の水質汚濁メカニズムについては未だ調査研究中のため、超高度処理の効果や安全性等についての汚濁メカニズムを踏まえた検討は出来ていない。このため平成 22 年度に改定された流総計画(平成 37 年度完了)においては超高度処理施設を計画に含めていない。 今後、水質汚濁メカニズムの解明調査、水処理の技術革新、超高度処理費用負担についての世論等を踏まえながら事業着手時期を見極めたい。

⑧ 契約事務について(旧下水道公社への意見)

(ア) 概要

過去の意見	汚泥焼却溶融処理維持管理業務等委託契約について、指名競争入札を導入後も一貫して炉の製作者が指名されている。委託金額も一貫して上昇しており、他の契約と比較しても競争原理が十分に働いているようには考えられない。他業者が現実的に落札出来る環境が整っているかどうかについては再考する必要がある。
措置状況	特殊施設であるため、指名競争入札を行ってきたが、より競争性、透明性を高めた入札契約事務を行えるように検討していく。
現在の状況	湖西処理区においては平成 22 年度より、湖南中部処理区及び東北部においては平成 25 年度より、それぞれ条件付き一般競争入札による発注に変更している。一方で、入札方法は変更されても入札参加業者は従来の製作者と変わらず 1 者のみであった。なお、平成 24 年度までは湖南中部、東北部に関しては公社からの発注、平成 25 年度からは湖西も含め三処理区の施設とも県からの発注となっている。

(イ) 監査の結果(指摘)/意見

- 汚泥焼却溶融処理維持管理業務等委託契約の委託料低減に向けた取組みについて(意見)

平成 25 年度の各処理区の契約金額等は以下のとおりである。

(単位:千円)

	湖南中部	湖西	東北部	合計
日常維持管理	362,121	107,340	153,640	623,101
定期点検	530,379	44,910	154,010	729,299
合計	892,500	152,250	307,650	1,352,400
炉の規模	焼却溶融炉 120tケーキ/日 120tケーキ/日 炭化炉 20tケーキ/日	焼却炉 (溶融は H25.1 停止) 50tケーキ/日	焼却溶融炉 110 ケーキt/日	

当該業務は年間合計 1,352 百万円という多額の費用を要する専門性の高い業務である。したがって、委託業者の業務内容の詳細な把握、履行確認及びモニタリング等により、行政サービスの品質を維持しつつ効率性をあげることで、委託料の低減に取り組むことが重要である。

近隣他府県の一部においては、製作者とは別の業者が汚泥処理施設の維持管理業務を実施している例や複数年の包括委託形式による委託を実施している例もある。

滋賀県においても、汚泥焼却溶融処理維持管理業務等の業務内容を詳細に把握・分析し、近隣他府県の状況も参考にしながら、委託料低減に向けた取組みが望まれる。

(2) 平成 24 年度に実施した調査における検出事項について

① 滋賀県の下水道料金の算定方法について

(ア) 概要

現在の下水道料金(市町負担金)の算定にあたっては、国が定めるような特定の算定基準はなく、過去の計画期における算定基準を踏襲する形で料金算定がなされており、大きな見直し等はなされていない。基本的には 5 年間の計画期間で要する維持管理費総額を見込み、期間を通じて収支が均衡するように負担金単価は算出されている。

各経営計画における維持管理費の累積収支の状況は以下のとおりとなっている。なお、湖南中部の第 7 期、湖西の第 6 期及び東北部の第 4 期については、現在進行中の経営計画期である。

(単位: 百万円)

区分	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元		H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
								H元	H元																						
湖南中部	経営計画																														
	第1期																														
	第2期																														
	第3期																														
	第4期																														
	第5期																														
	第6期																														
	第7期																														
湖西	経営計画																														
	第1期																														
	第2期																														
	第3期																														
	第4期																														
	第5期																														
	第6期																														
	第7期																														
東北部	経営計画																														
	第1期																														
	第2期																														
	第3期																														
	第4期																														
高島	経営計画																														
	第1期																														
	第2期																														
	第3期																														
	第4期																														
	第5期																														
	第6期																														
	第7期																														
	第8期																														
	第9期																														
	第10期																														
	第11期																														
	第12期																														
	第13期																														
	第14期																														
	第15期																														
	第16期																														
	第17期																														
	第18期																														
	第19期																														
	第20期																														
	第21期																														
	第22期																														
	第23期																														
	第24期																														

過去の計画期間においては高島処理区以外の処理区において全ての経営計画期間内で累積収支が黒字で発生している。高島処理区は 16 年間の第 1 期が終わった時点で 135 百万円の累積赤字であり、同額が借入金残高となっている。累積収支は琵琶湖流域下水道維持管理基金へ必要額が積み立てられ、積立後にも残余があれば市町及び県一般会計に返還される。

なお、平成 22 年度末の基金残高は全体で 5,372 百万円にも上り、過大であるとして、平成 23 年 4 月 1 日に「琵琶湖流域下水道の維持管理費に係る期間内収支剰余金の経営計画期間終了時における取扱いに関する要綱」の改正を行った。これまでの「基金残高が建設総事業費の 1%に達するまで積み立てる方法」から、「基金残高が次期経営期間における期間内収支不足及び緊急修繕に対応するために必要と見込まれる額に達するまで積み立てる方法」に見直しが行われた結果、平成 23 年度には、合計 3,336 百万円の基金を取り崩し、維持管理費への充当が行われている。

(イ) 監査の結果(指摘)/意見

- ◆ 下水道料金の基礎となる維持管理費等の見積精度の向上について(意見)

下水道料金(市町負担金)は経営計画期間内の流入汚水量と維持管理経費などを基に、排水量に応じた下水道使用料単価として算定される。湖南中部処理区、湖西処理区および東北部処理区では第 1 期から黒字となる状況が続いており、最終的に使用者が負担する料金が適正水準より高くなっているととらえられかねない。下水道料金(市町負担金)の算定に際しては、期間を通じて収支が均衡するよう、より一層、維持管理費等の見積精度の向上が望まれる。

② 再委託の適切な承認手続き漏れについて

(ア) 概要

流域下水道処理施設の維持管理業務の委託については、平成 23 年度より湖西処理区と高島処理区については試験的に公募による包括的民間委託に移行している。

(単位:千円)

事項	契約金額	期間	契約方法
湖西処理区維持管理業務委託 (包括的民間委託)	349,561	平成 23.4.1～平成 26.3.31	不落随契
高島処理区維持管理業務委託 (包括的民間委託)	265,996	平成 23.4.1～平成 26.3.31	一般競争入札

(イ) 監査の結果(指摘)/意見

◆ 再委託の承認手続き漏れについて(指摘)

上記契約は業務が多岐にわたり再委託も多いため、再委託の承諾状況を確認したところ、書面による再委託の承諾がなされていなかった。契約書には「再委託に際しては事前に甲(滋賀県)の書面による承諾を得て、本業務の一部を再委託することができる」とされている。担当者によれば、事前に書面で再委託予定の一覧は入手しており、再委託の状況については確認し口頭で承認はしているとのことである。業務の発注者として適切に全体を管理する必要があり、再委託の状況を把握し、適切な承認手続きを行うことは欠いてはならない事項である。今後留意されたい。

III. 公営競技事業特別会計について

1. 事業の概要

(1) 競艇事業の内容

① 公営競技の考え方

公営競技とは、自治体又は特定の公営団体が開催し、投票券を発売する競技である。現在、日本においては、競馬、競輪、競艇、オートレースの4つの公営競技が開催されている。

公営競技については、関係法令に基づき公正・公平・安全を確保するために必要な措置を講じ、スポーツの振興、教育・文化・福祉の活動支援等の社会貢献や繰出金による地方財政への寄与を行い、更には事業を継続して営むことで雇用の創出など地域経済へ貢献することである。

それゆえ、社会貢献ができない事業、すなわち赤字事業となった時点で、公営競技はその存在価値が否定されてしまうことになるため、公営競技のあり方を検討するうえで、収益性は最も重視すべきポイントであるといえる。

その中で、競艇事業は、モーターボート競走法(昭和26年法律242号)に基づき、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に

関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図ることを目的として実施している(モーターボート競走法第1条)。

また、モーターボート競走法第31条により、施行者(地方自治体等)は、「競走の収益をもって、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。」と規定されている。

② 競艇競技の内容

競艇とは、各レース6名の選手がモーターボートを操縦し、競走水面と呼ばれる巨大なプールの中を3周し、その順位を競うものである。選手構成は男女混合であり、かつ男女同条件下でレースは行われる。利用者はレースの着順を予想して投票(購入)し、レース結果に則した配当が得られる。投票は、勝舟投票券(舟券)と呼ばれる単勝式・複勝式・普通二連勝複式・拡大二連勝複式・二連勝単式・三連勝複式・三連勝単式の計7種類の投票券を購入することで行われる。

競技に利用するボート・モーターはレースを開催する各ボートレース場に用意されており、各選手の使用するボート・モーター及びプロペラは抽選によって決定する。ボートの操作技術、モーターの性能、整備技術及びプロペラの調整技術が勝敗を分ける重要な要素となる。

舟券の購入及び払戻金の受取は、ボートレース場及び場外発売場の窓口で行う方法と、登録した金融機関の口座上において行う電話投票及びインターネット投票の方法がある。近年では、ボートレース場の来場者が減少傾向にある一方で、電話投票・インターネット投票の利用者数が増加傾向にある。

競走には一般競走のほか、以下のとおりグレードが設けられているレースもある(選手出場あつせん規程第6条)。すべてのレースが各ボートレース場で行われるわけではなく、特にSG(スペシャルグレード)競走については、業界の意思決定によりそれぞれのレースを毎年異なるボートレース場が開催している。なお、びわこボートレース場でのSG競走開催は、昭和32年の第3回モーターボート記念競走、平成15年の第6回競艇王チャレンジカップ競走の2回のみである。

グレード	レース名
SG(スペシャルグレード)競走	笹川賞、グランドチャンピオン決定戦、オーシャンカップ、全日本選手権、モーターボート記念、チャレンジカップ、賞金王決定戦、鳳凰賞(総理大臣杯)
G I 競走	名人戦、新鋭王座決定戦、女子王座決定戦、賞金女王決定戦、周年記念、地区選手権、高松宮記念、ダイヤモンドカップ
G II 競走	秩父宮妃記念杯、モーターボート誕生祭、モーターボート大賞
G III 競走	新鋭リーグ戦、女子リーグ戦、特別タイトル(企業杯)

③ 競艇の業界動向

モーターボート競走連絡協議会資料によれば、平成24年度の競艇売上は、前年比0.2%減とほぼ横ばいとなった。発売形態別に見ると、本場の売上が14.4%減少したのに対し、場外発売が4.3%増、電話投票は5.1%増加し、本場売上の減少をカバーした。

平成24年度の最大の話題は選手によるプロペラの持ち込みが禁止され、抽選へと変更された新プロペラ制度が導入されたことであり、シンプルで分かりやすい方式に変更された。ボートレース場ごとの連携もさらに拡大しており、4月から「全国総合払戻サービス」が開始され、全国24のボートレース場及び一部ボートピア等で舟券の払戻が可能となった。近年増加し続けている場外発売施設は、さらに拡大している。

また、ボートレースを身近に感じられるよう、PRにも積極的に取り組んでいる。BOAT RACE振興会は、長野県内有数の観光地である軽井沢に所在するショッピングモール内にボートレースのアンテナショップ「ROKU軽井沢」(カフェ&バー)をオープンするなど、ボートレースの魅力や仕組みをわかりやすくアピールする取り組みを行っている。

④ びわこ競艇

滋賀県では、公営競技のうち競艇事業(琵琶湖モーターボート競走場)のみを行っている。

(ア) 沿革

年月	事項
昭和 27 年 7 月	開場
昭和 42 年 9 月	第 2 スタンド新設、投票所増設
昭和 42 年 12 月	防波堤設置
昭和 44 年 6 月	歩道橋設置
昭和 44 年 12 月	着順払戻金表示装置を設置
昭和 45 年 7 月	競技本部・ボート整備場移転
昭和 48 年 1 月	特別観覧席を設けた第3スタンド新設
昭和 50 年 12 月	家族連れファンのため、ミニ遊園地設置
昭和 51 年 4 月	無料バスターミナル完成
昭和 52 年 10 月	投票所窓口の全面自動化、確定盤及び発売枚数表示板を設置
昭和 54 年 1 月	湯茶接待所、休憩所を設置
昭和 55 年 8 月	ミニ遊園地に砂場等を増設し、子供遊園地設置
昭和 59 年 12 月	暖房器具及び防風壁を設置
平成 2 年 3 月	第 2・3 スタンド改修
平成 3 年 3 月	特別観覧席にコーヒーショップ新設 立体駐車場設置、バスターミナル改修
平成 4 年 3 月	護岸の拡張工事、防波堤の改修、観客スペースの拡張、競走水面の整備 トイレの全面改修、セミマルチ発券システム導入、場内テレビ大型化
平成 5 年 3 月	大型映像装置(オーロラビジョン)、対岸オッズ盤設置
平成 10 年 2 月	新スタンド第 1 期工事完了
平成 14 年 3 月	新スタンド第 2 期工事完了
平成 19 年 4 月	場外発売場「ボートピア京都やわた」開場
平成 20 年 3 月	大型映像装置の更新
平成 20 年 11 月	機械発売払戻システム(発券機)の更新

(イ) 立地

びわこボートレース場は、琵琶湖の南西に位置しており、琵琶湖湖畔に面する立地であるため、競走水面が琵琶湖となっている。スタンドからは近江富士(三上山)や琵琶湖大橋・比良山系を望むことができ、豊かな景観が特徴の一つとなっている。平成14年に新スタンドを建設したこともあり、「日本一きれいなボートレース場」として景観をセールスポイントとしている。

【全体像】



【i 新スタンド】



【ii 旧第3スタンド】



【iii 旧施行者事務所棟】



⑤ 施行者、施設所有者、レースの実施状況

(ア) 施行者及び施設の所有

滋賀県(総務部事業課)が施行者かつ施設所有者となっている。なお、全国のボートレース場において、唯一都道府県が施行者・施設所有者となっている。

(イ) レース実施状況(平成24年度)

開催日数	168日
売上金額	23,256百万円
1日平均収入額	138,432,800円
総入場者数	302,225人
1日平均入場人員	1,798人
総利用者数	4,422,265人
1日平均利用者数	26,323人

⑥ びわこボートレース場における事業収支の全体像

モーターボート競走の売上金の獲得方法は、レースの施行者により2つに大別される。

(ア) 自ら(滋賀県)がレースの施行者となり、自らのボートレース場(びわこボートレース場)でレースを開催する方法(以下「自場開催」)

自場開催の場合、舟券の発売形態は、以下の3つに分かれる。

- a. びわこモーターボート競走場内において直接販売する自場発売
- b. 他施行者に舟券発売事務を委託して発売する協力場外場における場外発売
- c. 特定の金融機関に口座を開設し、その口座上で舟券の購入、払戻金の受取りができる電話投票(インターネットによる投票も含む)

いずれの形態での発売金についても、発売金の全てを舟券発売金として収入している。

しかし、売上金の全てが滋賀県に帰属するわけではなく、フライングによる返還金及び売上金の75%となる払戻金を支出する。残った25%の売上金から、法定交付金等として、一般財団法人日本モーターボート競走会へのモーターボート競走会交付金(モーターボート競走法第30条)、公益財団法人日本財団への交付金(同法25条)及び地方公共団体金融機構納付金(地方財政法第32条の2)等をそれぞれ支出する。その残額が滋賀県の収入となるが、電話投票における発売及び協力場外場による発売の場合については、ここから関連団体への支出をすることになる。まず、電話投票における売上金については、電話投票制度運営費及び電話投票集計にかかる中央情報処理システムの利用料をBOAT RACE振興会に支出することになり、最終的に残った売上金が滋賀県の収入となる。次に、協力場外場における場外発売の売上金については、売上金に応じた委託料を委託施行者へ支出することとなり、最終的に残った売上金が滋賀県の収入となる。また、60日を経過しても払戻されなかった払戻金については、時効金として滋賀県が収入することとなる。

(注) 場外発売場（ボートピア等）について

場外発売場とは、ボートレース場外で舟券の発売等を行う施設のことをいい、舟券の発売等の方法並びに施設の規模及び機能により以下のとおり区分される。なお、法令上はモーターボート競走法第5条、同法施行規則第11条を根拠としている。

- ・ 場外発売場（「ボートピア」等）

モーターボート競走法第5条の設置許可を受けた施設のうち、設置許可に係る当該施行者の舟券の発売等を行う滞留型の発売場。発売方法は主として今回売発売であり、前売発売をしても差し支えないとされている。

- ・ 小規模場外発売場（「ミニボートピア」、「オラレ」等）

モーターボート競走法第5条の設置許可を受けた施設のうち、設置許可に係る当該施行者の舟券の発売等を行う、発売窓口数が概ね15程度以下で、入場者の用に供する設備等が簡易な滞留型の発売場。発売方法は主として今回売発売であり、前売発売をしても差し支えないとされている。

- ・ 前売専用場外発売場（「前売場外」、「オラレ」等）

モーターボート競走法第5条の設置許可を受けた施設のうち、設置許可に係る当該施行者の舟券の発売等を行う入場者の用に供する設備等が極めて簡易な非滞留型の発売場。発売方法は前売発売のみである。

- ・ 場間場外発売場

既存の競走場（他場）又は場外発売場（他の施行者に係る場外発売場）を利用して舟券の発売等を行う発売場である。

(イ) 他場において他の施行者が開催するレースの舟券発売事務を受託し、一定の委託料を収入する方法（以下「受託発売」）

受託発売における売上金については場外発売舟券発売金として一旦収入するが、委託施行者側に帰属する収入であることから、全額を委託施行者へ支出することとなる。また、舟券購入者に返還金と払戻金を支出することとなるが、返還及び払戻に要する原資として同額を、委託施行者から収入することとなる。

別途委託施行者から舟券発売事務にかかる委託料を収入し、人件費等の経費を差引いた金額が受託発売における最終的な滋賀県の収入となる。

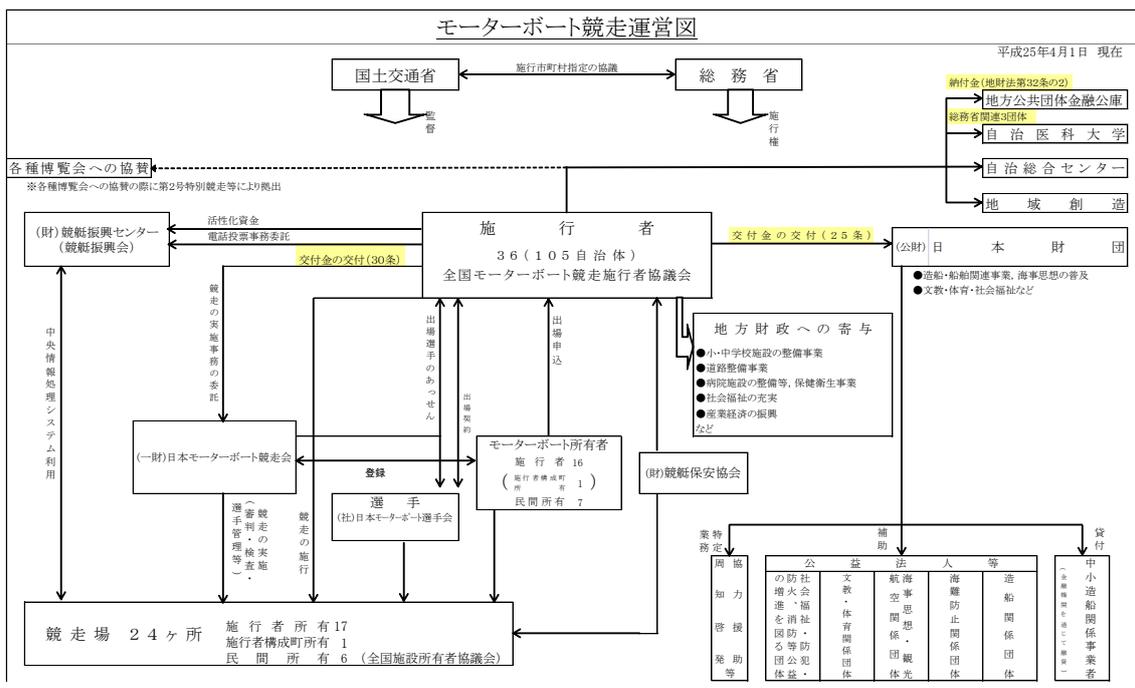
競艇事業の収支構造の理解のために、平成24年度の実績値をもとに、収入と支出の関係を図示すれば以下のとおりとなる。なお、下記図は理解のためにイメージとして示したものであり、自場開催売上に連動する支出を監査人が算出したり、一部金額を調整するなど、精緻な金額を記載しているわけではない点に留意されたい。

(単位: 百万円)

収入	金額	支出	金額
【受託発売収入】		【受託発売支出】	
○全国総合払戻受託事業収入	58	●全国総合払戻支出	58
○受託発売収入	13,142	●受託発売支出	13,142
○受託発売払戻収入	9,807	●受託発売払戻支出	9,807
計	23,007	計	23,007
【自場開催売上】		【自場開催売上に連動する支出】	
○自場発売	5,507	●払戻金[自場開催売上×75%]	16,467
○電話投票	6,350	●法定公納付金[自場開催売上×3.93%]	913
○協力場外発売	10,099	●全施協特別分担金[自場開催売上×0.546%]	176
○ポートピアやわた	1,298	●電話投票システム利用料等[自場開催売上(電話投票)×5.67%]	249
		●場外発売委託料[自場開催売上(場間場外)×17.8%]	1,771
		●ポートピア運営委託料	1,560
		計	21,136
		【その他経費支出(固定費)】	
		●選手賞金	854
		●給与、賃金	557
		●委託料	586
		●使用料及び賃借料	618
		●起債償還	199
		●一般会計繰出金	50
		●他	2,032
計	23,254	計	4,896
○受託発売手数料収入[受託発売収入×17.5%]	2,270		
○その他収入	616	びわこ競艇に帰属する利益	108
合計	49,147	合計	49,147

約500億円の収入があるが、うち半分程度は他場開催レースの舟券販売であり、同額の支出があるため、実質の売上は半分程度である。約250億円から約200億円の売上連動支出を行い、残りの約50億円で固定費の支出をして残余が利益となる構造である。払戻の率および法定公納付金は、モーターボート競走法に、また、その他利用料や場外発売委託料等は全国モーターボート競走施行者協議会等にて定められており、県の裁量の余地がないため、利益を増大させるためには売上高を拡大するか、固定費を削減することになる。

また、競艇事業における各団体との関係、資金の流れは以下のとおりとなっている。



⑦ 競艇事業の財務状況

(ア) 事業収支、入場者数5か年推移

昭和27年に開場したびわこボートレース場の開催初年度売上は71百万円、入場者数は70,716人であり、そこから日本経済の成長とともに売上は順調に伸び、バブル景気も終わりを迎えつつあった平成2年度においては、売上高は518億円、入場者数702,845人を記録した(入場者数のピークは昭和48年度の1,056,808人)。そこから、日本経済の悪化とともに売上、入場者数、1人あたり購買額は減少の一途を辿っている。

直近5か年の状況は以下のとおりである。

(単位:百万円)

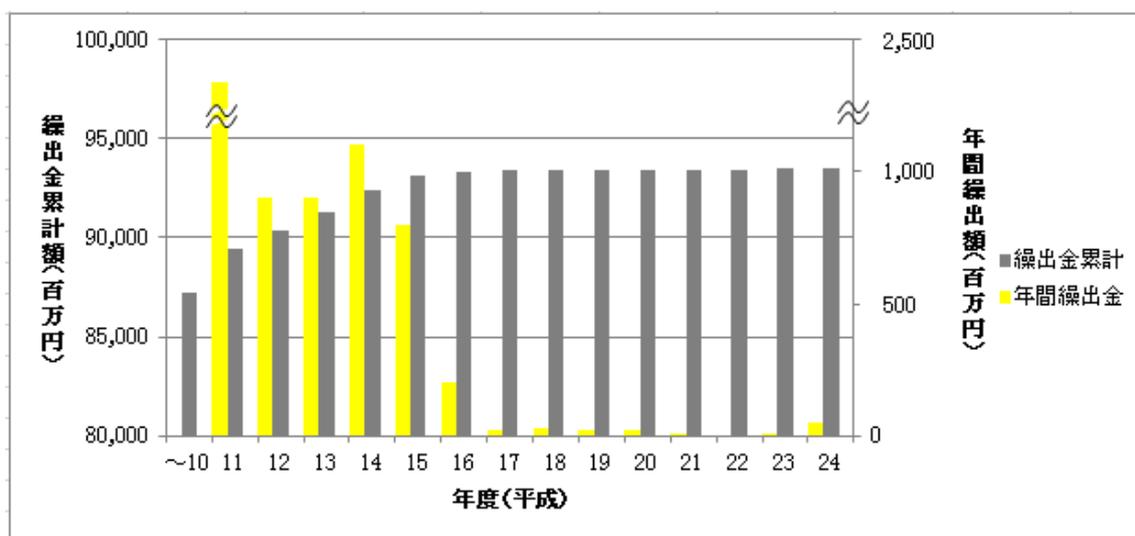
項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	
入場者数	339,137人	320,557人	282,226人	327,466人	302,225人	
利用者1人あたり購買額	8,445円	7,750円	6,576円	6,222円	5,259円	
収入合計 ①	57,870	46,807	46,904	49,669	49,171	
内訳	売上金	29,408	21,188	24,009	24,421	23,256
	場間場外発売 発売金	14,256	12,904	11,458	12,796	13,142
	諸収入	14,152	12,365	11,325	12,451	12,752
	前年度繰越金	53	248	59	-	18
	施設整備基金繰入金	-	100	50	-	-
支出合計 ②	57,621	46,747	46,973	49,581	49,044	
内訳	事業費	57,119	46,270	46,554	49,115	48,794
	公債費	481	466	418	456	199
	繰出金	20	10	-	10	50
	施設整備基金積立金	1	0	0	0	0
繰上充用金 ③	-	-	-	69	-	
次年度繰越金 ①-②-③	248	59	△69	18	126	

(イ) 繰出金の推移

過去は十分な収益をあげており、滋賀県の財政に貢献してきた。平成10年度までの一般会計への繰出金累計額は87,259百万円に上る。しかしながら、平成14年度まで年間1,000百万円前後繰出ししていたにも関わらず、平成16年度200百万円、平成17年度20百万円と繰出金は急激に減少している。平成15年度から平成24年度の10年間における繰出金の総額は1,160百万円になっている。

なお、平成22年度においては、東日本大震災の影響により、3月13日から31日の間、関係団体

によりレースの開催を中止する決定がなされたため、本場開催において10日間を開催中止とし、場間場外発売においても15日間を発売中止、ボートピア京都やわたで19日間の発売中止となったため、売上額が減少し、収益確保ができず繰出金の拠出が困難となった。



(ウ) 近隣他場の状況

びわこボートレース場の近隣のボートレース場としては、住之江ボートレース場(大阪府)、尼崎ボートレース場(兵庫県)、津ボートレース場(三重県)、三国ボートレース場(福井県)が存在し、これらの売上及び入場者数の直近5か年の推移は以下のとおりとなっている。

a. 売上

(単位:百万円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
住之江	95,195	80,432	71,581	76,331	77,795
尼崎	57,217	54,128	37,531	51,700	46,166
津	29,003	21,412	18,627	21,232	23,077
三国	25,435	22,706	26,416	20,714	20,596

b. 入場者数

(単位:人)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
住之江	1,324,201	1,236,511	1,055,122	1,101,919	948,966
尼崎	1,010,039	996,875	821,504	867,762	749,584
津	510,179	463,409	420,481	413,899	361,570
三国	419,316	374,908	328,593	302,380	278,939

ボートレース場により若干差異はあるものの、概ねびわこボートレース場と同様に近年減少傾向であることに相違はない。

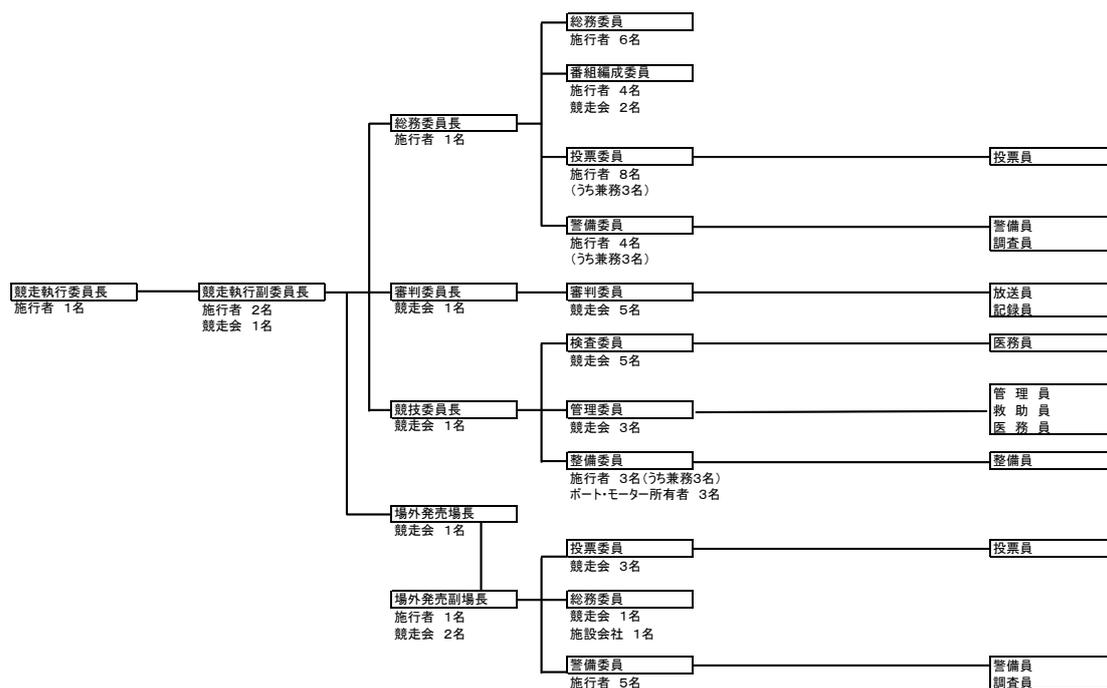
(エ) 主な収入支出項目

収入項目		内容
公営競技事業収入		びわこボートレース場における収入。
自場開催収入		びわこボートレース場で開催されたレースから得た収入。
	舟券発売金	舟券の発売による収入。
	端数切捨金	払戻金のうち、10円未満の切捨額。 ファンサービスに充当される。
	入場料収入	入場料、有料指定席による収入。
受託発売収入		他場開催のレースによる収入。
	場外発売舟券発売金	他場開催のレースにかかる舟券発売による収入。主催施行者に帰属するため、同額を支出する。
	場外発売払戻金・返還金	他場開催のレースにかかる払戻金については主催施行者負担である為、いったんびわこボートレース場で支出後、主催施行者から受け入れている。
	委託料	他場開催のレースにかかる発売を受託したことに対する手数料相当の収入。
全国総合払戻受託事業収入		全国のボートレース場及び場外発売場で舟券の払戻ができる総合払戻サービスを平成24年4月より開始。同額を一旦支出し、開催者より収入している。
雑入		その他の収入。
	売店光熱水費収入	売店における光熱水費を立替払いし、同額を受け入れている。
支出項目		内容
事業費		競艇事業に関する経費の支出。
経営費		職員給与等の人件費。
開催費		レース開催に関する経費。
	賃金	従事員に対する賃金。
	報償費	選手に対する日当、賞金、賞品代金。
	需用費	光熱水費。
	役務費	広告料。
	委託料	他場発売にかかる委託料。
	使用料及び賃借料	ボート・モーター借上料、リース料。
	負担金補助及び交付金	日本財団等に対する交付金。
	償還金利子及び割引料	勝舟投票券に対する払戻金。

公債費	公債の償還による支出。
公債費	同上
元金	公債元本の償還による支出。
利子	公債の利息支払による支出。

⑧ 組織体制

(ア) 組織図



(イ) 従業員数等の推移

競艇事業に従事する人員は、雇用形態にて大別すると、滋賀県職員(総務部事業課)、従事員、嘱託員であり、その人員数の5か年推移は以下のとおりとなっている。

(単位:人)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
県職員	18	18	18	18	18
登録従事員	204	194	189	180	171
再雇用従事員	11	13	14	16	14
アルバイト従事員	13	5	7	7	7
公営競技調査員	12	12	12	8	10
場外発売場調査員	6	6	6	6	6
電気技術嘱託員	4	4	4	4	4

番組編成嘱託員	1	1	1	1	1
嘱託産業医	1	1	1	1	1
合計	270	254	252	241	232

主に登録従事員の定年離職により、人員は減少傾向にある。

2. 監査の結果(指摘)／意見

競艇事業の売上は前述のとおり、業界全体として減少傾向が続いている。びわこボートレース場においても例外ではなく、同様の傾向となっており、本場売上は平成 2 年の 518 億円をピークに、平成 24 年度においては 232 億円となり、ピーク時の半分以上の水準まで落ち込んでいる。

このような状況下において、びわこボートレース場は減少傾向にある売上金額の確保を図ることを経営課題として認識しており、以下の取り組み方針を掲げ対応を図っている。

- ・ 本場の来場促進による活性化
- ・ 場外発売の拡大
- ・ 電話投票の拡大

本場の来場促進による活性化の具体例としては、グレードレース開催時のイベントやファンサービスの実施、ボートレース場の観光資源化を企画し団体の誘客を図ること、近畿共通ポイントカードシステムによるリピーターへの優遇措置などがある。

場外発売の拡大としては、他場開催の SG 競走等を同時に複数発売するなどファンが求める魅力的なレースの発売の拡大を図っている。

電話投票の拡大としては、電話投票キャンペーンによる電話投票会員へのサービスの還元や、いつでも電話投票できるよう魅力ある番組編成(レースの組み合わせ編成)に努めるとともに、衛星放送等による情報提供を積極的にかつ効果的に行うこととしている。

なお、レースの開催日数を増加させれば、比例的に売上金も増加すると考えられるが、びわこボートレース場の特徴として、他のボートレース場に比べ、開催日数が少ない(他場は年間約 180 日開催しているのに対し、びわこボートレース場は平成 24 年度で 168 日)。直近 5 か年の開催日数は以下のとおり、増加傾向となっているが、近隣が住宅地であり、周辺自治会との調整が必要である。

	H20 年度	H21 年度	H22年度	H23年度	H24年度
開催日数(本場開催)	156日	156日	146日	166日	168日

(平成 22 年度は東日本大震災発生により、10 日間開催を自粛した結果、一時的に減少している)

また、桐生ボートレース場、蒲郡ボートレース場、住之江ボートレース場、丸亀ボートレース場、

若松ボートレース場においてはナイトレースを開催しており、ナイトレースを開催することで売上増加が望めるものの、ナイトレースの開催は各地区 1 場の方針で、近畿地区においては住之江ボートレース場が開催していることから、全国的にも平成 21 年の丸亀ボートレース場以降新たなナイトレースの開催は開始されていない。びわこボートレース場でもナイトレースの開催は認められていないが、ナイトレースの場外発売の受託を行い、年間 6 日間、夜間での発売を行っている。

売上が減少傾向にあることから、不必要な支出・経費の削減は必須であり、びわこボートレース場においても、経費削減を重要な経営課題として認識している。

競艇事業における支出の大半は、売上金の 75%が払戻金に充当され、その残額についても交付金等として支出されるため、殆どが変動費の性格を持つものである。これらの支出については、法令でその支出が定められている。

(1) 収入

今後推進する施策の他、従来より行っている施策としては、有料指定席の設置、場外発売場(ボートピア京都やわた)の設置等であり、来場者に対する付加価値の提供、売上チャネルの拡大といった観点からのアプローチによるものであった。また、付随事業として、施設利用料収入等を得ており、本業の売上減少傾向に対して、安定的な収入を得ることが期待されている。

これら、従来より行っている施策の一部について、検討を行った。

① 有料指定席の利用状況について

(ア) 概要

ボートレース場来場者からは、一律に入場料として 100 円を収受しているが、一般観客席とは別に有料指定席を設置し、その入場料として 1,000 円を収受している。

他のボートレース場においても有料指定席は設置されており、多様な料金設定、サービスや座席の種類が設けられている。

現在のびわこボートレース場における有料指定席の内容は以下のとおりである。

場所	定員	ペア席	シングル席	身障者席	サービス
新スタンド 4 階	462 名	432	26	4	各座席に個別モニター設置

(イ) 利用状況と利用促進対応

有料指定席の利用状況については、グレードレースによって変動するが、各グレード別の利用状況は以下のとおりである。なお、正月年始に開催する新春知事杯では有料指定席が満席になることもある。

- ・ G I 級レース

毎年、周年記念として行われるG I びわこ大賞だけではなく、平成 25 年度に行われたG I

名人戦においても、土日の準優勝戦、優勝戦になると満席に近い状況となっている。準優勝戦、優勝戦以外は 300 人程度の観客が有料席を利用している。

- ・ GⅡ級レース

毎年行われているGⅡ秩父宮妃記念杯では、休日の準優勝戦、優勝戦では約 350 人程度の観客が有料席を利用している。準優勝戦、優勝戦以外は 200～250 人の間を推移している。

- ・ GⅢ級レース

優勝戦になると約 300 人前後の利用となっている。予選時は約 200 人前後で推移している。

- ・ 一般戦レース

優勝戦、準優勝戦における有料席利用人数は平均 200 人前後である。準優勝戦、優勝戦以外での利用者は、約 150 人前後を推移している。

入場者増加のために、より多くの来場が見込める時期での本場開催を行えるよう開催日の要望を行っているとともに、有料席の利用促進として、まだ有料席に残席のある開催中においては、その旨のアナウンスを場内に放送することで、観客へ周知を行い、有料席の利用促進を図っている。

(ウ) 監査の結果(指摘)／意見

- ◆ 有料指定席の利用率向上について(意見)

グレードの高い休日開催のレースについては、高い利用率となっているが、レースのグレードが下がるとともに、利用率も低下する傾向が見られる。仮に来場者数を一定とした場合には、有料指定席を利用してもらう方が入場料収入の増加により全体の収入増加に繋がる。

レースグレード別・曜日別に複数の料金設定を行っているボートレース場もあるとのことであり、リピーター促進に係る民間事例を参考にしながら指定席の料金設定方法を工夫したり、利用者にアンケート等を取り顧客満足度を把握することで、利用率向上のための施策を検討されたい。

② 場外発売場(ボートピア京都やわた)について

(ア) 概要

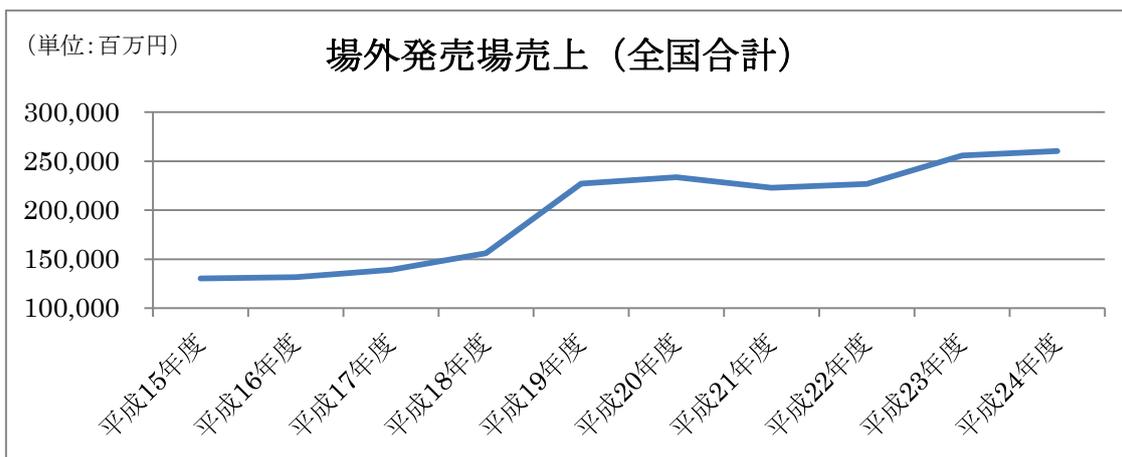
びわこボートレース場では、平成 19 年 4 月に京都府八幡市に「ボートピア京都やわた」を設置し、滋賀県が施行者となり、民間会社の株式会社ローレル京都が所有する施設を借り上げ、発売事務は一般財団法人日本モーターボート競走会に委託し、運営を行っている。

現在では全国各地に 50 を超える場外発売場が設置されている(平成 25 年 11 月末現在)。競艇業界としては、舟券売上を増加させるため場外発売場の設置を積極的に進めているが、設置にあたっては、国土交通大臣の認可、警備、防犯上の観点等から必要と考えられる施設及び設備の基準を満たし、かつ設置認可の申請に係る手続においては、所在する市町村の自治会の同意や、市町村の長の同意及び市町村の議会が反対を議決していないことなどを証明する書類が求められるため、候補地の選定から地元との調整を経て開設に至るには長期間(早

くて 2～3 年)を要することが多い。また、他の公営競技関連施設の有無によりそれぞれが商圈の影響を受けることから、競争激化の恐れもあるため、設置は容易ではない。

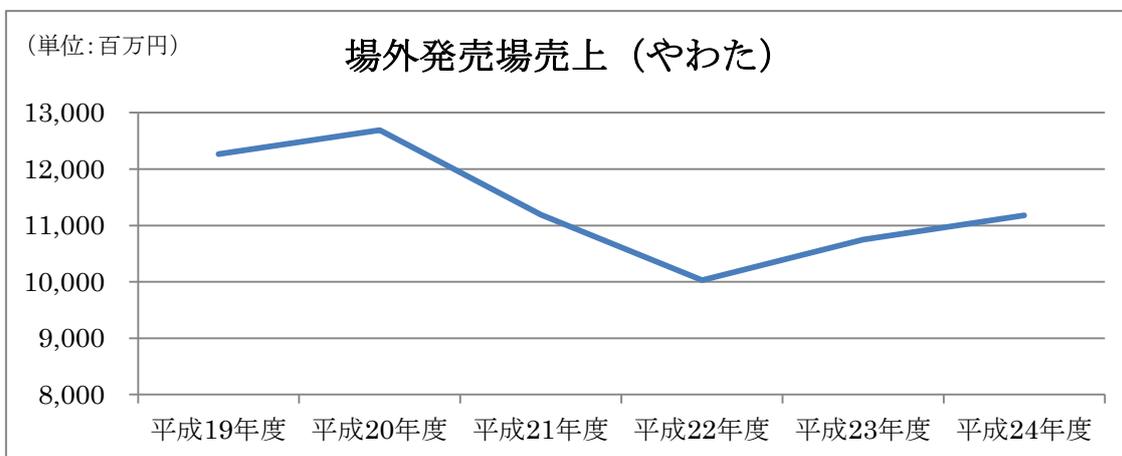
(イ) 全国の場外発売場の売上の状況

場外発売場の全国売上合計の推移は以下のとおりとなっている。



上述のとおり、競艇業界としては、場外発売場の設置を進めているため、全国合計では売上は増加傾向にある。

ボートピア京都やわたの売上推移は以下のとおりとなっている。



直近 3 年度を見ると、震災により売上が落ち込んだ平成 22 年度から回復傾向にあるが、全体としては平成 20 年度をピークとして減少している。また、この売上高はびわこボートレース場が開催しているレースに係る売上以外も含まれているが、びわこボートレース場開催のレースに係る売上推移も概ね同様の推移となっている。

(ウ) 監査の結果(指摘)／意見

- ◆ 本場売上以外の売上の促進について(意見)

近年、本場売上が減少する一方、ポートピア(場外発売場)や電話投票の売上が増加する傾向がある。ポートピアの売上については、施行者開催レースの発売額の 2.63%程度が施行者である滋賀県の収益となる。当該収益率は発売事務等を委託する運営会社へ支払う開催経費控除後のものであり、場外発売場での発売額に当該収益率を乗じた額がそのまま滋賀県の収益となる。

当該事務運営を包括委託することで効率化は図られているとのことであるが、引き続き、(株)ローレル京都および(一財)日本モーターボート競走会と連携し、収益確保に努められたい。また、ポートピアのみならず、様々な販路を利用して舟券の拡販に注力していくことが望ましい。

③ 広告料収入について

(ア) 概要

競艇事業においては、付随する事業をいくつか行っており、食堂等への施設使用許可や広告場所の提供による施設利用料収入等がそれに該当する。

びわこボートレース場においては、2階・3階・4階にレストランが設置されており、それぞれ施設の貸付面積に応じた利用料を収入している。利用料については条例で定められている。また、施設面積が広大であり、そのスペースを有効活用するため、広告料収入を得ている。

(イ) 現状

平成 21 年度より場内の広告設置募集を行っているが、2 回にわたり応募がなかったことから、総務部事業課より競艇雑誌『マクル』の制作・発売をしている企業に応募の提案を行い、3 回目の募集(平成 23 年 1 月)からポスター広告が設置されている。以降、競艇雑誌『ボートボーイ』の制作・発売をしている企業、さらに毎年場でドラゴンボート大会を開催している企業にも同様に提案を行い、現在は 3 者がポスター広告を設置している。

上記の 3 者の広告を設置している場所は、場内でも人通りが多く、場内において広告を設置するにあたり効果的な場所である。しかし、設置場所にまだ空きがある状態であるため、県ホームページにより募集を行っているが、応募がない状態である。

(ウ) 監査の結果(指摘)／意見

◆ 広告料収入の拡大について(意見)

売上確保、資産の有効活用の観点からは、広告料収入が安定的に得られることが望ましく、来客層は中高年男性が中心であることから、当該来客層に向けて広告宣伝を実施したい企業の募集・提案に、積極的・継続的に注力していくことが望ましいと考える。

(2) 支出

支出削減の施策として、従事員賃金の抑制、警備委託料の削減、ボート・モーターの借上げ

料の削減、選手賞金の引き下げ等を行っており、今後も引き続き更なる経費の削減に努めていくとのことである。

なお、平成 24 年度における一部の警備委託契約について、委託会社の実績等を理由として、随意契約により外部委託を行っていた。当該業務については、業務の特殊性はなく、価格メリットを優先させる必要が高く、公募(少なくとも指名入札)にすべきであった。監査中にこのような契約が発見されたが、平成 25 年度からの委託分については公募により業者選定が行われており、問題点は解消している。

その他、支出に関して、削減への取り組み状況を中心として、検証を行った。

① 委託料について

(ア) 放映業務等委託契約について

a. 概要

以下の業務を、随意契約により(株)サニー商事に委託している。

	業務	内容	委託料(年間)	委託期間
A	保安用監視カメラ 撮影業務委託	・各監視カメラ、関連機器の設置 ・場内各所の状況把握の為の撮影設定 ・撮影に支障無きよう必要に応じた保守管理	24,091,200 円	H24.4.1 ～ H25.3.31
B	実況放映業務委託 (本場)	ボートレース場水面の大型映像装置、場内テレビ、場間場外発売場やホームページでのレース	73,950,156 円	
C	実況放映業務委託 (場外)	ライブ配信などの形で、ボートレースの実況放映を行うこと	9,889,635 円	

随意契約としている理由は以下のとおりである。

A 保安用監視カメラ撮影業務委託

監視カメラ撮影業務委託は、来場ファンの安全安心の確保、場内秩序の維持のため、旧スタンドの時代に暴力団排除、ノミ行為の監視を目的に監視業務委託を行ったことからスタートしており、その際には競争入札により業者が決定された。その後、死角を補う形でカメラの台数を増加させたが、カメラの調達は業務委託の範囲内でのこととしてきた。

その後、新スタンドの整備に伴い第 1 期工事については旧スタンドからの移設も含め機材は業者が調達し、第 2 期工事については県で監視カメラ等を導入した結果、現在では競走場内の機材は県と業者のものが混在している。

委託業者である(株)サニー商事は、設備の設置を行った業者であり、競走水面の防波堤から新スタンド各階、競技本部に至るまで精通しており、開催時には、故障等の不具合に即時に対応する必要があることから、各種機器の性能、特性、部品供給等の修理を直ちに行えるスタッフを有し、代替性がないことを理由として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としている。

B,C 実況放映業務委託

レースの放映に必要な撮影用カメラや放映システム設備及びそれに係る配線設備の一部については、当該委託業者が所有している。また、場内への映像送出システムは当該委託業者の独自のシステムであり、映像撮影、実況放映だけでなく、1レースから12レースまでのレース間のタイムテーブルに応じた提示の映像送出、荒天による出走待機、開催中止などの緊急のお知らせ等のテロップでの情報提供への即時対応などの業務を行うことから、当該委託業者以外に運営できるものがない。

委託業者が変更した場合、設備一式の総入れ替えを行わなければならない、これには高額な費用が必要となる。また、本場・場外発売を合わせて年間を通じて開催されている実情を踏まえると、一定期間ボートレースを開催しない、あるいは建て替えなど大規模な施設改修を行う場合を除き、設備の総入れ替えは困難である。よって、実況放映業務（本場・場外）を遂行するにはボートレースの実況撮影及び映像の送出の高度な技術を持ち、かつ放映に必要な設備を所有している当該者において他に代替するものがないとの理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としている。

b. 委託価格設定

上記委託契約の委託価格推移、価格交渉の状況は以下のとおりとなっている。

(単位:円)

	項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
A	監視カメラ撮影委託	28,263,060	26,996,148	26,824,140	24,091,200	24,091,200
B	実況放映放送委託(本場)	72,971,640	72,625,140	70,361,340	73,623,900	73,950,156
C	実況放映放送委託(場外)	6,627,075	7,768,971	7,483,497	9,237,123	9,237,123

	項目	状況
A	監視カメラ撮影委託	減額交渉は毎年行っており、主な減額理由は、旧スタンド設置のカメラ等の機器の削減と更新の際の価格低下である。
B	実況放映放送委託(本場)	減額交渉は毎年度行っている。交渉の基本的な方針としては、「機器費」では、機器の状態を踏まえ、メンテナンスや更新の必要性を確認の上、増減が適切かどうかを確認している。「消耗品費」では、耐用年数の見直し、利用方法の改善、社外作業の社内作業化による経費削減を求めている。また、「諸経費」では、場外映像受信・配信体制の状況等を踏まえて、テレビ室内の作業・機器の削減を求めている。それにより、その都度、減額できるものについては、減額している。
C	実況放映放送委託(場外)	総額については、年によって開催日数が流動的であるため、開催日数によって増減する。単価については、交渉しているものの減額には至っていない。

(イ) 売上金等の管理委託契約について

a. 概要

以下の業務を、随意契約により(株)関西アーバン銀行に委託している。

業務	区分	内容	委託料(年間)	委託期間
投票所内銀行カウンターにおける発売金収納等業務の委託	本場分	売上金(舟券売上、入場料)、開催資金(払戻準備金、釣銭準備金、両替資金)、予備資金、	18,606,840 円	H24.4.1 ～
	場外分		7,623,965 円	H25.3.31
	ナイター分	早朝発売資金、非開催資金(非開催日における払戻準備金)の管理	864,870 円	H24.8.3 ～ H24.8.26

b. 随意契約としている理由

滋賀県財務規則第 124 条の 2 の規定による指定代理金融機関について、昭和 52 年 4 月 1 日付で、滋賀県が昭和 52 年度以降にかかる公営競技事業特別会計の収納及び支払について、(株)滋賀相互銀行(現 (株)関西アーバン銀行)を指定代理金融機関と定めている。これに基づき、指定金融機関である(株)滋賀銀行と(株)滋賀相互銀行との間で「滋賀県指定代理金融機関事務取扱契約書」を締結している。

その後、滋賀相互銀行が「びわこ銀行」、「関西アーバン銀行」と変遷する中で、県から指定代理金融機関の指定を取り消されていないため、昭和 52 年の決定に基づき、公営競技にかかる売上の現金の取り扱いを継続している。

そうした中で、資金管理業務の一元化・効率化のため、びわこモーターボート競走場発売金等収納及び開催資金管理業務については、以前は無償で行われていたが、平成 13 年度より有償化し委託契約を締結している。

c. 委託価格設定

上記委託契約の委託価格推移、価格交渉の状況は以下のとおりとなっている。

(単位:円)

区分	項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
本場分	年間委託料	20,226,180	20,226,180	18,929,630	18,385,330	18,606,840
	1日あたり単価	129,655	129,655	129,655	110,755	110,755
場外分	年間委託料	5,511,300	6,613,560	5,878,720	7,532,110	7,623,965
	1日あたり単価	91,855	91,855	91,855	91,855	91,855

減額交渉については毎年行っており、人件費単価の低減は困難であるとのことであるが、拘束時間の短縮や対応人員数を減少させることで、平成 23 年度の本場分について 1 日あたり単価の減額に至っている。

(ウ) 監査の結果(指摘)／意見

◆ 委託料の適正性を検証できる仕組みの構築について(意見)

上記委託業務は、随意契約により契約を締結しているものであるが、専門性の高い業務であることから、公募等入札方式を採ることが難しいことは理解できる。とすれば、当該委託業務の効果を検証することで委託料の適正性を検証していく仕組みが必要と考えられる。

事業課では、委託価格の減額に取り組んでおり、上記の委託業務については、その減額のポイントについては把握できているとのことである。しかし、当該ポイントを踏まえ実際の契約の交渉を行っているものの、さらに減額できる余地はあると考えられる。

競艇事業の収益性の改善が急務である中、委託料に見合うサービスであることを担保するため、当該減額のポイントに着目して業務の履行確認やモニタリングを実施するなど、委託料の適正性を検証できる仕組みを構築することが望まれる。

② 金庫管理について

(ア) 概要

びわこボートレース場が保有している金庫では、以下の物品を保管している。

品目	個数	備考
エコポイント交換商品	1セット	各種商品券
雇用保険印紙	1セット	管理簿と一体
黒ポーチ	1個	入場券・タクシーチケット
ジュラルミンケース	1個	早朝前売用資金
緑色金庫(手提金庫)	1個	調査金庫
麻袋	2個	入場両替資金
商品券	1式	ビナボカード、班長賞
クオカード	1式	ファンサービス等
タクシーチケット	1式	限度額 3,000 円
財務用USBキー	2個	
職責証明書	1枚	
スマートカードリーダー	1個	
通帳	2個	
資金前渡用金銭	1式	
予備キー	1式	天然ガス車・高所作業車

これらは、滋賀県の金庫等管理要領に従い、金庫等内容物管理簿によって管理されている。受払の都度、管理簿に内容を記載し、押印が求められており、また少なくとも年 1 回の実査が求められている。

このうち、クオカードについて、管理の必要性等について検討を行った。

(イ) 保管の目的・方法

クオカードについては、広告宣伝やファンサービスの一環として作成・保管している。

広告宣伝としては、主にびわこボートレース場でグレードレースを実施する際にクオカードを作成し、他場へ配布している。

また、ファンサービスとしては、他場へ配布しなかったクオカードについて、主にファンサービスイベントの抽選会等にてクオカードを配布することにより、本場への来場促進を図っている。

管理方法としては、納品時に枚数等の検査を行い、受領及び配布した際には、クオカード受払簿により管理している。また、定期的に現物と受払簿における数量の一致を確認している。

(ウ) 監査の結果(指摘)／意見

◆ クオカードの保管量について(意見)

クオカード受払簿を閲覧した結果、平成25年10月15日現在で、約2,400枚、約1,200,000円分のクオカードが保管されていることが判明した。配布目的で作成されるにもかかわらず、金庫で大量に保管される理由としては、当該クオカードは広報活動としても利用するため配布先の確定前に概算発注を行うことから、実際の配布数と発注数に乖離があるためである。

余剰分について、ファンサービスで来場者へ配布しており、好評とのことであるが、払出の頻度が低く、結果的に換金性の高い多額の物品を保管している状況は好ましいものとはいえない。

適正な保管量とするためには、配布計画を慎重に検討し、作成数量を抑える方針とする、又は払出を積極的に行うことを検討する必要がある。また、他場への配布を継続するのであれば、その効果についてアンケートを取ることで検証することが必要である。さらに、余剰分については、他の形で来場促進効果の高いファンサービスに利用していく等の対応が望まれる。

③ 従事員の配置について

(ア) 概要

従事員とは、主に舟券発売・払戻金支払の窓口業務を行う労働者をいい、その殆どが女性であることが特徴である。

競艇業界の低迷に伴い経費削減が求められる状況下において、管理費に占める割合の大きい人件費について削減すべく、従来より希望退職制度の導入、業務の自動化により人員数減少を行ってきている。また、給与体系としては時間給制度によっているため、シフト制度の導入により労働時間の調整・合理化を図ってきている。従事員の人員数の推移は以下のとおりである。

(単位:人)

H13年度	・・	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
313	・・	228	212	210	203	192

(イ) 監査の結果(指摘)／意見

◆ 従事員の人件費削減について(意見)

平成 24 年度末現在 192 名の人員を抱えているが、舟券発売・払戻金支払の主な窓口業務は、自動券売機で代替が可能である。

今後は、業務実態、窓口の稼働率についてモニタリングを行い、自動券売機の増設化を進めていくなど合理的な方策を検討することが望まれる。

④ 周辺対策費について

(ア) 概要

レースの開催に伴い、来場者による外れ券のゴミ捨てや、迷惑行為、交通渋滞がレース場の周辺で発生している。びわこボートレース場近隣における防犯対策、秩序の維持、混雑の緩和については、地元住民の協力を得ている。

また、地元住民にはボートレース場来場者からの迷惑行為により物理的、精神的負担が生じていることから、周辺地域との融和を図るため、従来より地元自治会に対し周辺対策費を継続して支出している。

(イ) 支出額の推移

周辺対策費として支出している金額の直近 5 か年の推移は以下のとおりである。

(単位:円)

交付団体	H20 年度	H21 年度	H22年度	H23年度	H24年度
近隣自治会(5 団体)	1,865,000	1,865,000	1,865,000	1,865,000	1,865,000
F自治連合会	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
G自治会	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
H組合	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
I連絡会	1,600,000	-	-	-	-
合計	7,465,000	5,865,000	5,865,000	5,865,000	5,865,000

(注1) F自治連合会については、自治会の集合体であるため金額が多額となっている。他の交付先については、単独の組織である。

(注2) H組合については、田畑への迷惑行為に対する支出を行っている。

(注3) I連絡会は、解散により平成 21 年度より支出対象ではなくなった。

上記のとおり、過去に世帯数割で算定された金額に基づき、同額を支出している。世帯数に関しては、概ね横ばいとのことである。

また支出にあたっては、地元自治会の指定口座に振り込みを行い、領収書を徴取し、精算書・確認書を作成し、領収書を添付の上、精算確認を行っている。

(ウ) 監査の結果(指摘)／意見

◆ 周辺対策費の支出額の見直しについて(意見)

競艇事業の性格上、周辺自治体との共存は重要かつ不可避のテーマである。当該支出は避けられない面もあるが、迷惑行為等も落ち着いてきているとのことであり、競艇事業が周辺住民の雇用にも役立っているという点、入場者数が減少傾向にあることを考慮すると、一定の金額を半永久的に支出し続ける必要性も乏しく、減額の余地がないか検討することが望ましい。

また、支出額に対して妥当性を確認する機会の確保を検討されたい。

⑤ 財産管理

(ア) 物品台帳管理について

a. 概要

びわこボートレース場にて保有する財産のうち、不動産、権利等については、滋賀県公有財産事務規則に従い、公有財産として管理・事務処理を行っている。また、動産のうち公有財産とならないものについては、滋賀県財務規則に従い、物品として管理・事務処理を行っている。物品のうち、購入価格又は評価額が100万円以上の備品、及び自動車については重要物品とされている(滋賀県財務規則第156条)。これらの重要物品及びその他備品について台帳に基づき実査を行った。

b. 監査の結果(指摘)／意見

◆ 物品の除却処理漏れについて(指摘)

重要物品について台帳より任意に10点を抽出し、現物を確認した結果、全て現物の存在を確認した。一方、その他の備品について、同様に現物を確認した結果、現物が存在しないものが1点あった。担当者によると、廃棄した際に、台帳から除却処理を行うことを失念した可能性が高いとのことであった。定期的に実査を行う等の現物管理を適切に行っていれば、このような処理漏れは発見できるはずであり、また廃棄時に除却処理が漏れないようなチェック体制を確立すべきである。

(イ) 公有財産について

a. 概要

公有財産のうち、行政財産及び普通財産について、現在使用していない財産の有無について質問したところ、ボートレース場敷地内に存在する旧第3スタンド及び旧施行者事務所棟があるとの回答を得た。ただし、実際に全く使用していないわけではなく、旧スタンドは、新スタンドのような観戦用のスタンドとしての利用ではなく、レース本番中に審判業務を行う第一副審室や警備員詰所が設置されており、旧施行者事務所棟には新旧スタンドの非常用電源確保のために必要な自家発電機や第一電気室が設置されている。

【旧第3スタンド内部】



b. 使用されなくなった経緯及び今後の取扱い

当該施設について、平成8年から平成14年の新スタンド建設の際に、当初の計画では取り壊される予定であったが、景況や売上減少傾向であることを鑑み計画が縮小され、取り壊しを見送ることとなった。その後も当該施設については取り壊しを検討してきたが、解体費用が高額となることから、取り壊しは見送られてきた。なお、平成18年度に、事業課が滋賀県土木交通部建築課にこれら2施設の解体工事に係る積算依頼を行った結果、多額の費用を要するとの回答を得ている。

現在のところ取り壊しの時期は未定となっている。今後取り壊しの目途がつけば、跡地は大津駅無料バスのバスターミナルやファン向け駐車場として整備し、公園整備等も含め来場ファンの利便性向上に活用することが検討されている。

c. 監査の結果(指摘)／意見

◆ 普通財産の有効活用について(意見)

当該2施設について、取り壊しが決定するまでは、現状の状態で置いておくことに問題はないとのことであるが、当該施設の老朽化は明らかである。このような本来のスタンドとして利用できない施設が残されていることは、景観をセールスポイントとしているボートレース場にとって好ましい状態ではない。

また、耐震強度の問題が懸念されるが、これまでに耐震診断を実施したことはない。改正耐震改修促進法により、昭和56年5月31日以前に完成した建築物の階数が3階以上かつ5,000㎡以上の建物については、耐震診断を実施することが義務付けられているが、当該建物

はこれには該当しないため、耐震診断実施義務がないことが理由である。

しかし、旧第3スタンドについては、歩道橋から新スタンドへと繋がる導線上にあるため現在も通行に使用されており、入場料を収受する従事員も配置されていることから、取り壊さず使用する以上は安全の確認を行うためにも必要な措置を講じる必要があると考えられる。

なお、旧第3スタンドの最上部においてはアスベストが使用されている。ただし飛散防止の措置は既に講じているとのことである。

【旧第3スタンド最上部】



施設の安全性に留意するとともに、資産の効率性の観点から、旧第3スタンド及び旧施行者事務所棟の有効活用が望まれる。

⑥ 企業会計ベースの損益計算シミュレーション

(ア) 概要

競艇事業特別会計の決算は、資金収支決算であり、予算に対して実績がどうであったかという点に着目される。一般的に予算どおりの実績となることが好まれ、特に支出に関してはその傾向が表れやすいことから、収益事業の経営意思決定を行う上での十分な情報を提供するものとは言い難い。

また、当該収支会計では、収支項目に繰越金、一般会計繰出金、公債費、積立金が含まれているという点、新スタンド等に巨額の設備投資を行っているにもかかわらず減価償却費が計上されないという点において、発生主義に基づく収益及び費用を認識する企業会計とは異なることから、適正な期間損益を把握することができない。

先に述べたとおり、特別会計ではあるが収益事業として実施される当該事業については、一

般会計に繰り入れることにその意義が求められる。この点は、事業活動を通して利益を獲得し、再投資を行いながら、投資家に利益分配を行うという営利企業と同質性が認められるものと考えられる。この同質性に着目し、当該競艇事業特別会計を、一定の仮定を設けた上で、民間企業の損益計算書に組替えを行い、期間損益の状況を把握・分析することで、当該事業活動の意義を考察することとした。

期間損益を把握するために作成した組替資料は次のとおりである。

【資金収支】

【損益計算書】

(単位:百万円)

資金収支科目	平成24年度実績
自場開催収入	23,852
受託発売収入	25,221
全国総合払戻受託事業収入	58
その他収入	21
前年度繰越金	18
収入合計	49,171
人件費	605
負担金補助及び交付金	1,593
償還利子および割引料(払戻金)	40,875
その他経費	5,720
公債費(公債償還金:元金+利息)	199
一般会計繰出金	50
施設整備基金積立金	0
	-
支出合計	49,044
次年度繰越金	126

損益計算書科目	平成24年度実績
自場開催収入	23,852
受託発売収入	25,221
全国総合払戻受託事業収入	58
その他収入	21
	0
経常収益	49,152
人件費	605
負担金補助及び交付金	1,593
償還利子および割引料(払戻金)	40,875
その他経費	5,720
公債利子	66
	0
	0
減価償却費	597
経常費用	49,458
経常利益	▲ 306

(注)組替は以下を前提としている。

科目	内容
前年度繰越金	当年度の収益を構成するものではないため、経常収益に含めないものとした。
公債費	公債償還金元金は負債の返済であり、費用に該当しないが、利息部分は費用に該当するため、利息部分のみ経常費用に含めるものとした。
一般会計繰出金	利益を源泉として繰出を行うため、利益処分(配当)に近い性格を有することから、費用に該当しないため、経常費用に含めないものとした。
施設整備基金積立金	設備投資資金については、減価償却により積立を行うことが企業会計の考え方であるため、経常費用に含めないものとした。
減価償却費	資産価値の減少は資産の耐用年数にわたって費用化すべきであり、経常費用に

	含めるものとした。金額の根拠については下記参照。
--	--------------------------

なお、作成した損益計算書については経常損益を明らかにするため、上記の組替を行っているのみであり、その他企業会計基準は一切適用していないため、企業会計を全面適用した損益計算書とは異なる。

○減価償却費の金額算定に係る仮定

現在びわこボートレース場において使用している主な資産は、新スタンド建設時における設備投資であることから、当該設備投資からのみ減価償却費が生じているものと仮定した。

(単位:百万円)

工事名	取得年度	本体	電気設備	空調設備	給排水衛生設備	その他	合計
新スタンド第1期工事	平成10年度	3,791	1,115	974	340		6,221
競技総合センター新築工事	平成12年度	892	322	189	122	40	1,567
新スタンド第2期工事	平成14年度	4,523	1,694	950	341	336	7,845
競技運営本部改修工事	平成18年度	34	16	5	3		60
取得価額合計		9,241	3,149	2,119	807	376	15,694
耐用年数		50年	15年	15年	15年	50年	-
年間減価償却費		184	209	141	53	7	597
償却終了年度		平成68年度	平成33年度	平成33年度	平成33年度	平成68年度	-

(注)耐用年数については、設備投資の種類に応じ、地方公営企業法施行規則 別表第二号の耐用年数表に基づき決定した。

(イ) 監査の結果(指摘)／意見

◆ 事業運営の方法について(意見)

競艇事業では、一般会計同様、予算単年度主義での事業運営がなされている。自治体の特別会計の性格上やむを得ないが、中長期的な経営計画を策定し、目標と実績の管理を実施していくことが必要である。また、現在の事業評価は、収益事業としての性格上財政的な視点(一般会計にいくら繰入できたか)でしか測定されないが、中長期を見据えた経営視点で収入及び支出の各項目に評価指標を設定していくことも、今後の事業運営には必要な視点であるとする。

◆ 競艇事業の法適化について(意見)

今後、事業の方向性を検討する手段として、法適化の検討を進めるべきである。上記のとおり、企業会計ベースでは競艇事業は赤字であり、減価償却等、事業の継続を前提としたコストを回収できていないという現状をまず把握すべきである。そうすることにより、フルコストを回収するための売上がどの程度であるのかを把握でき、その売上が達成するために必要な施策はどのようなものであるか、どのようなコストが削減可能かを検討することに繋がる。

今回はシミュレーションの対象としていないが、貸借対照表を作成することにより、競艇事業ではどのような資産及び負債をどの程度有しているかが明らかとなり、財務状況の健全性を知

ることができる。また、資産の有効活用や、管理方法の見直し、将来の投資計画を含め、事業継続のために必要な情報を把握することができる。

公営競技人口の減少により、売上が減少していくと見込まれる中で、法適化により直面するであろう中長期的課題を県として早期に把握し、どのような意思決定をすることが県民にとって最善であるか、十分に検討していくことが望まれる。

⑦ 起債の償還と再投資シミュレーション

(ア) 概要

競艇事業に係る公債の償還と設備の再投資における資金収支について考察する。収益事業として実施される当該事業は、事業収益の中から一定額を一般会計に繰り入れることにその事業性が認められるが、そこにはその前提として事業の継続性が求められる。そして当該事業が継続して実施されるためには、現在の施設が使用可能な状態で継続すること、すなわち、現在と同程度の施設が再投資される必要がある。現在の競艇施設は、先に記載のとおり平成 14 年に建設されたスタンドであり、建設資金総額約 150 億円の財源は、過去の収益から積み立てた施設整備基金と起債である。

【施設設備整備基金の推移】

※平成元年度は昭和 61 年度～平成元年度までの合計

(単位:百万円)

年度	年間 積立額	基金 取崩し	基金残高	年度	年間 積立額	基金 取崩し	基金残高
～元	8,696	-	8,696	13	550	3,344	1,238
2	1,330	-	10,026	14	301	500	1,040
3	1,994	-	12,020	15	1	200	842
4	1,365	-	13,386	16	1	200	643
5	369	600	13,155	17	1	200	445
6	304	700	12,759	18	1	200	247
7	141	1,000	11,900	19	1	100	148
8	108	1,100	10,909	20	1	-	150
9	193	4,000	7,102	21	-	100	50
10	57	924	6,236	22	-	50	1
11	23	1,646	4,613	23	-	-	1
12	18	600	4,032	24	-	-	1

当該基金については、スタンド建設計画時の平成初期には、最大 130 億円を有していたが、近年売上の減少により基金の繰り入れができておらず、一方、起債償還資金のための取り崩しにより、平成 24 年度末では 1 百万円となっている。

【起債の状況】

(単位:百万円)

年度	償還額	起債残高	年度	償還額	起債残高
10	-	8,798	28	309	4,216
11	-	8,798	29	310	3,906
12	-	8,798	30	204	3,702
13	87	8,711	31	204	3,498
14	179	8,532	32	178	3,320
15	200	8,332	33	248	3,072
16	226	8,106	34	152	2,920
17	393	7,713	35	170	2,750
18	554	7,159	36	192	2,558
19	555	6,604	37	318	2,240
20	381	6,223	38	441	1,799
21	376	5,847	39	440	1,359
22	333	5,514	40	387	972
23	378	5,136	41	289	683
24	133	5,003	42	277	406
25	119	4,884	43	249	157
26	135	4,749	44	157	0
27	224	4,525			

経営環境が悪化している中で、償還予定に沿った償還の可否は重要な検討課題であると考え、一定の仮定を設けた上で償還期限までの償還原資となるフリー・キャッシュ・フロー（以下、FCF）を算定し、起債残高との比較を行った。

（注）フリー・キャッシュ・フローとは、営業活動から獲得したキャッシュ（資金）のうち、投資活動に必要なキャッシュを除いた余剰資金のことである。

a. 1年当たりに生み出されるFCFの見込額

まずは、24年度の損益計算書をもとに、FCFを算出すると下表のとおりとなる。これは、減価償却費の科目の性質に起因するものであるが、減価償却費は過去の設備投資支出額を一定の規則に従って期間按分した現金支出を伴わない費用であるため、経常利益に加算することで、FCFが算出される。

○平成 24 年度の FCF の額 (単位:百万円)

損益計算書科目	実績
自場開催収入	23,852
受託発売収入	25,221
全国総合払戻受託事業収入	58
その他収入	21
経常収益	49,152
人件費	605
負担金補助及び交付金	1,594
償還利子および割引料(払戻金)	40,875
その他経費	5,720
公債利子	67
減価償却費	597
経常費用	49,458
経常利益	△ 306
減価償却費	597
FCF	291

(注)企業会計ベースの損益計算シミュレーションにおいて作成した企業会計ベースの損益計算書の経常利益に減価償却費を加算し、平成 24 年度実績 FCF を簡便的に算定している。

次に、当該平成 24 年度の試算をもとに、起債償還年度にあたる平成 44 年度までの FCF を算出した。なお、当該算出にあたっては、以下の仮定を置いている。

【収益について】

○平成 24 年度の実績値を用いる。

- ・ 過去の売上推移から、平成 20 年度あたりで下げ止まりの傾向が見られることから、直近 5 か年の実績を使用することがシミュレーションを行う上で妥当と考えられる。
- ・ ただし直近 5 か年の中でもある程度の変動があり、特に平成 22 年度は震災の影響で開催日数が減少するなど、大きな減少が見られるためシミュレーションに含めるべきではない。
- ・ 平成 23 年度より開催日数を増加し、売上増加に向けた取組の結果、若干回復の兆しも見受けられることから、平成 24 年度実績を用いることにより、売上上昇に転じてきている状況を反映できる。
- ・ 将来に関しては、公営ギャンブル人口も逡減していくことが予想されるものの、どのように減少していくかを想定し数値化することは困難である。

【費用について】

○人件費、負担金補助及び交付金、償還利子および割引料(払戻金)及びその他経費については、平成 24 年度の実績値を用いる。

- ・ 収益について平成 24 年度実績を採用していることから、同規模の事業の実施を前提にすれば、概ね同規模の人員体制(人件費)及び経費が必要となってくるものと考えられる。
- ・ 事業課において、将来の人員体制及び経費予測については明確にはされていない。

○公債利子については、今後の償還予定表である「起債償還額集計表」から、元本部分と利息部分が明確に把握されていることから、当該利子額を用いた。

○減価償却費については、「○減価償却費の金額算定に係る仮定」で示した表より、電気設備等の主たるものの償却が終了する平成 27 年度までは 597 百万円、それ以降は 192 百万円と算出した。

○追加修繕費については、平成 28 年度以降については、平成 27 年度に終了した電気設備等の更新投資は実施しない前提のもと、当該対象資産から生じていた減価償却費の 10%部分※を必要な維持修繕費として仮定した。

※平成 27 年度に償却が終了する資産に係る減価償却費：405 百万円 (597-192=405)

405 百万円×10%≒40 百万円

なお、公債利子、減価償却費及び追加修繕費は、以下のとおりである。

(単位:百万円)

年度	公債利子	減価償却費	追加修繕費
平成25年度	58	597	-
平成26年度	56	597	-
平成27年度	54	597	-
平成28年度	50	192	40
平成29年度	46	192	40
平成30年度	44	192	40
平成31年度	42	192	40
平成32年度	40	192	40
平成33年度	38	192	40
平成34年度	35	192	40
平成35年度	33	192	40
平成36年度	30	192	40
平成37年度	27	192	40
平成38年度	22	192	40
平成39年度	17	192	40
平成40年度	12	192	40
平成41年度	7	192	40
平成42年度	6	192	40
平成43年度	3	192	40
平成44年度	1	192	40

(単位:百万円)

損益計算書科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自場開催収入	23,852	23,852	23,852	23,852	23,852	23,852
受託発売収入	25,221	25,221	25,221	25,221	25,221	25,221
全国総合払戻受託事業収入	58	58	58	58	58	58
その他収入	21	21	21	21	21	21
経常収益	49,152	49,152	49,152	49,152	49,152	49,152
人件費	605	605	605	605	605	605
負担金補助及び交付金	1,594	1,594	1,594	1,594	1,594	1,594
償還利子および割引料(払戻金)	40,875	40,875	40,875	40,875	40,875	40,875
その他経費	5,720	5,720	5,720	5,720	5,720	5,720
追加修繕費				40	40	40
公債利子	58	56	54	50	46	44
減価償却費	597	597	597	192	192	192
経常費用	49,450	49,448	49,446	49,076	49,072	49,070
経常利益	△ 297	△ 295	△ 293	76	80	82
減価償却費	597	597	597	192	192	192
FCF	300	302	304	268	272	274
損益計算書科目	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
自場開催収入	23,852	23,852	23,852	23,852	23,852	23,852
受託発売収入	25,221	25,221	25,221	25,221	25,221	25,221
全国総合払戻受託事業収入	58	58	58	58	58	58
その他収入	21	21	21	21	21	21
経常収益	49,152	49,152	49,152	49,152	49,152	49,152
人件費	605	605	605	605	605	605
負担金補助及び交付金	1,594	1,594	1,594	1,594	1,594	1,594
償還利子および割引料(払戻金)	40,875	40,875	40,875	40,875	40,875	40,875
その他経費	5,720	5,720	5,720	5,720	5,720	5,720
追加修繕費	40	40	40	40	40	40
公債利子	42	40	38	35	33	30
減価償却費	192	192	192	192	192	192
経常費用	49,068	49,066	49,064	49,061	49,059	49,056
経常利益	84	86	88	91	93	96
減価償却費	192	192	192	192	192	192
FCF	276	278	280	283	285	288
損益計算書科目	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
自場開催収入	23,852	23,852	23,852	23,852	23,852	23,852
受託発売収入	25,221	25,221	25,221	25,221	25,221	25,221
全国総合払戻受託事業収入	58	58	58	58	58	58
その他収入	21	21	21	21	21	21
経常収益	49,152	49,152	49,152	49,152	49,152	49,152
人件費	605	605	605	605	605	605
負担金補助及び交付金	1,594	1,594	1,594	1,594	1,594	1,594
償還利子および割引料(払戻金)	40,875	40,875	40,875	40,875	40,875	40,875
その他経費	5,720	5,720	5,720	5,720	5,720	5,720
追加修繕費	40	40	40	40	40	40
公債利子	27	22	17	12	7	6
減価償却費	192	192	192	192	192	192
経常費用	49,053	49,048	49,043	49,038	49,033	49,032
経常利益	99	104	109	114	119	120
減価償却費	192	192	192	192	192	192
FCF	291	296	301	306	311	312
損益計算書科目	平成43年度	平成44年度				
自場開催収入	23,852	23,852				
受託発売収入	25,221	25,221				
全国総合払戻受託事業収入	58	58				
その他収入	21	21				
経常収益	49,152	49,152				
人件費	605	605				
負担金補助及び交付金	1,594	1,594				
償還利子および割引料(払戻金)	40,875	40,875				
その他経費	5,720	5,720				
追加修繕費	40	40				
公債利子	3	1				
減価償却費	192	192				
経常費用	49,029	49,027				
経常利益	123	125				
減価償却費	192	192				
FCF	315	317				

b. 償還期間までのFCFと償還残高の比較

(単位:百万円)

	CIF (FCF)	COF (公債償還)	一般会計 繰出見込み額	資金残高
繰越額	126			126
平成 25 年度	300	119	50	257
平成 26 年度	302	135	50	374
平成 27 年度	304	224	50	404
平成 28 年度	268	309	50	313
平成 29 年度	272	310	50	225
平成 30 年度	274	204	50	245
平成 31 年度	276	204	50	267
平成 32 年度	278	178	50	317
平成 33 年度	280	248	50	299
平成 34 年度	283	152	50	380
平成 35 年度	285	170	50	445
平成 36 年度	288	192	50	491
平成 37 年度	291	318	50	414
平成 38 年度	296	441	50	219
平成 39 年度	301	440	50	30
平成 40 年度	306	387	50	△101
平成 41 年度	311	289	50	△129
平成 42 年度	312	277	50	△144
平成 43 年度	315	249	50	△128
平成 44 年度	317	157	50	△18
合計	5,985	5,003	1,000	

上記のとおり、現状の FCF の水準では、毎年 50 百万円の一般会計への繰出しを行うと、平成 40 年度には資金残高がマイナスとなることが見込まれる。

なお、上記の比較は以下を前提としている。

- ・ 電気設備等の減価償却は 5 年後に終了し、修繕等の維持管理に現状以上の多額の費用が生じることが推測されるが、新たな起債を財源としての設備投資は行われないものと仮定している(ただし、40 百万円の追加修繕費を考慮)。
- ・ 収益事業を継続していくという前提に立ったものであるため、各年度において一般会計に

50 百万円を繰り出していくものと仮定している(金額は平成 24 年度実績)。

- ・ CIF…キャッシュ・イン・フロー(資金収入)については、平成 24 年度実績FCFの金額としている。
- ・ COF…キャッシュ・アウト・フロー(資金支出)については、起債償還予定表に基づく金額としている。

c. 監査の結果(指摘)／意見

◆ 今後の競艇事業の取組みについて(意見)

上記償還期間までの FCF と償還額の比較から、平成 40 年度以降の資金残高はマイナスとなっており、償還不能となることを示している。確かに、毎期一般会計へ 50 百万円の繰出を行わなければ償還財源を確保できるものの、それでは財政への貢献ができなくなることとなり、収益事業として根本的な課題を有していると考えられる。

また、キャッシュ・イン・フローから償還金を差し引いた残高が意味するものは設備整備基金への充当可能額である。現時点の施設は建設後 10 数年が経過しており、償還終了年度においては、かなりの老朽化が進んでいることが想定できる。今後事業を継続していくために、仮に現在と同等の施設を建設する場合、一般会計への繰出を抑制したとしても、建設財源としての自己資金は殆どなく全て起債にて賄う必要があるが、現在の滋賀県の財政状態からは、再投資は極めて困難な状況にあるといえる。

このように、競艇事業の経営及び財政状況は、短期的には単年度の収支に課題があるわけではないが、長期的には起債の償還が難しくなる可能性が示唆される。また、現在の収益力では、一般会計への繰出が収支ラインに影響を与えるものとなってしまう、さらに再投資の財源である基金を積み立てることは非常に困難な状況である。

事業課においては、現在収支改善について様々な取組みを実施してきている。また、昨今ようやく景気の回復が見られるようになってきており、来場者の増加も期待できる余地はある。将来的には財務上の課題はあるが、上記に示してきた収入及び支出の指摘・意見を今後の取組みに活用されたい。その中で、自治体特有の予算単年度主義における短期的な志向ではなく、収益事業として実施している意義を踏まえ、中長期的な経営及び財務目標を策定し、さらなる財務の改善が望まれる。

IV. 滋賀県道路公社について

1. 事業の概要

(1) 有料道路制度の概要

① 有料道路事業及び地方道路公社法

我が国の有料道路は、昭和 31 年「道路整備特別措置法」が制定されることにより、本格的に

整備されはじめた。これは、戦後、社会経済の復興に伴い道路政策の推進が要求される中、欧米諸国に比べ大きく立ち遅れた道路事情と厳しい財政状態の中にあつて、限られた公共事業予算だけでは急増する自動車交通需要への対応が困難との考えに基づくものである。

「道路整備特別措置法」の制定後、一般有料道路の建設が積極的に行われるようになったものの、地方における自動車交通需要の高まりに対応し、地方幹線道路の整備をさらに促進することを目的として、昭和 45 年に地方道路公社法が制定された。これにより、国及び地方公共団体に加え、地方道路公社により有料道路事業が行われることとなった。

滋賀県においては、琵琶湖大橋有料道路の第 1 期工事を昭和 37 年に着工し昭和 39 年から供用開始するとともに、滋賀県道路公社の設立認可を昭和 47 年 2 月建設大臣から得、同年 4 月より公社業務を開始している。

② 有料道路の通行料金収入の決定方法

有料道路制度は、道路の建設に要した経費や維持管理に関する経費等(以下、「建設費」という)を道路の開通後に徴収する通行料金によって賄うことになっている。

通行料金は、法令で定める料金徴収期間内に償還が完了するように料金の額を設定することとなるが、同時に有料道路を利用することにより通行者が受ける時間短縮等の利益を算出し、その受益の範囲内において車種ごとの料金を決定するとされている。

通行料金収入により回収すべき経費は以下のとおりである。

- a. 有料道路を建設するにあたり借り入れした資金の元金と利息の償還
- b. 管理区間の道路や橋梁の維持管理費(舗装修繕、橋梁補修、道路清掃、植栽管理、照明灯の電気代、融雪剤散布等)
- c. 管理経費(料金徴収業務、料金徴収機器の整備・保守管理、管理事務所の維持管理、人件費等)

③ 有料道路の料金徴収期間と無料開放

有料道路は、建設費を国や金融機関等から資金調達し、開通後の通行料金収入により、維持管理に要する経費と借入金の金利を法令で定める一定期間(現在は最大 40 年間)で資金の償還を行うことになっている。地方道路公社においては、通常、料金徴収期間が経過すると、有料道路は無償で都道府県に移管され、無料開放することになる。ただし、料金徴収期間は、道路の改築や延伸などの追加事業を行った場合に延長されることがある。

つまり、原則として、当初有料道路建設に要した建設費、有料道路の維持管理に要する経費及び資金調達に伴い発生する金利等の有料道路にかかった費用の合計額を通行料金収入により償還できた時点、または料金徴収期間が満了した時点のいずれか早い時点で、道路を本来管理者である都道府県に引き渡し無料開放すべき制度であるといえる。

(2) 滋賀県道路公社の概要

① 設立目的

滋賀県道路公社(以下、公社)は、滋賀県の区域及び周辺の地域において、その通行または利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業の発展に寄与することを目的として設立された。

② 業務内容

公社は、国の許可を得て実施する有料道路事業やこれに附帯する事業として、次のような業務を実施している。

- a. 有料道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
- b. 国、地方公共団体及び高速道路会社もしくは他の道路公社の委託によって公社の管理する有料道路と密接な関連のある道路の管理
- c. 有料自動車駐車場の建設及び管理
- d. 有料道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等附帯施設の建設及び管理
- e. 国、地方公共団体、及び高速道路会社もしくは他の道路公社の委託により行う道路に関する調査、測量、設計、試験等

平成 24 年度現在、公社は、道路整備特別措置法に基づく 3 路線(琵琶湖大橋有料道路、近江大橋有料道路、大津港駐車場)のほか、月極駐車場(吉身高架下駐車場)と附帯事業施設(びわ湖大橋米プラザ)の管理運営を行っている。

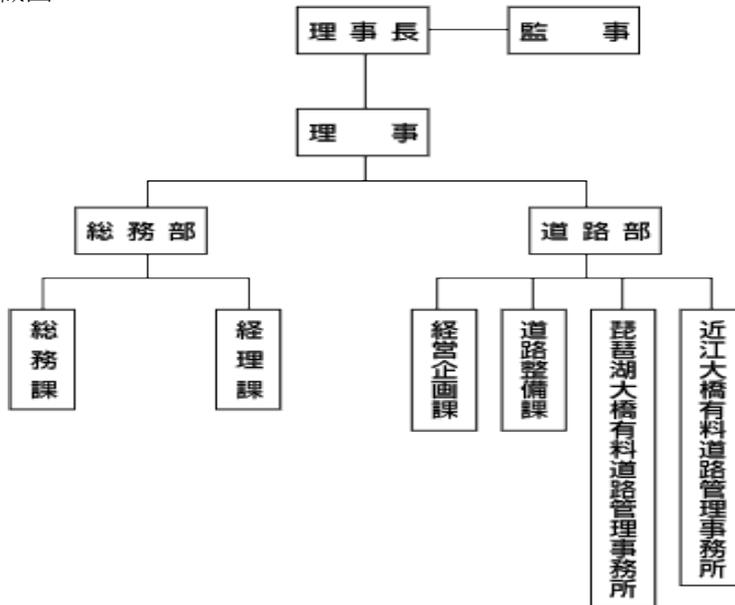
なお、近江大橋有料道路については、平成 25 年 12 月 25 日に料金徴収期間満了を迎えたため、平成 25 年 12 月 26 日から無料開放され、県の管理道路となっている。

③ 沿革

年月	事項
昭和 39 年 9 月	琵琶湖大橋有料道路供用開始
昭和 47 年 2 月	建設大臣から設立の認可
昭和 47 年 4 月	公社の業務開始 近江大橋有料道路を県から引き継ぎ、建設業務開始
昭和 47 年 10 月	琵琶湖大橋有料道路、奥琵琶湖パークウェイ及び鈴鹿公園有料道路を県から引き継ぎ、管理及び建設業務を開始
昭和 47 年 11 月	鈴鹿公園有料道路を供用開始
昭和 49 年 9 月	近江大橋有料道路を暫定 2 車線で供用開始
昭和 55 年 10 月	日野水口有料道路を供用開始
昭和 60 年 3 月	近江大橋有料道路の 4 車線拡幅工事(当初区間 4.5 km分)が完了、供用開始
昭和 63 年 4 月	途中トンネル有料道路を供用開始
昭和 63 年 12 月	琵琶湖大橋有料道路の区間延伸及び交差点改良が完成し、供用を開始
平成 元 年 4 月	奥琵琶湖パークウェイを無料開放
平成 2 年 4 月	近江大橋有料道路の延伸区間の一部(草津市矢橋町～御倉町間 0.4 km)の 4 車線拡幅工事暫定完成、供用開始
平成 3 年 4 月	琵琶湖大橋有料道路の守山料金所が完成、供用開始
平成 4 年 5 月	本社事務所大津合同庁舎に移転
平成 6 年 7 月	琵琶湖大橋有料道路拡幅工事のうち、橋梁部と国道 161 号との取付部が完成、供用開始
平成 7 年 4 月	近江大橋有料道路の延伸区間の暫定供用区間全面供用開始
平成 8 年 4 月	琵琶湖大橋有料道路 4 車線拡幅工事完成、供用開始
平成 8 年 10 月	道の駅「びわ湖大橋米プラザ」供用開始
平成 9 年 4 月	大津港駐車場を供用開始
平成 9 年 11 月	鈴鹿公園有料道路を無料開放
平成 11 年 4 月	土地開発公社及び住宅供給公社と事務局の共通管理部門の一元化及び総務部、道路部の 2 部制に組織変更
平成 12 年 10 月	吉身高架下駐車場(月極)を供用開始
平成 17 年 3 月	近江大橋の北側歩道拡幅工事が完成し、供用開始
平成 20 年 11 月	近江大橋有料道路東詰アクセス道路供用開始
平成 22 年 10 月	途中トンネル有料道路、日野水口有料道路を無料開放
平成 24 年 8 月	近江大橋西詰交差点渋滞対策工事(6 車線化)完成
平成 25 年 11 月	近江大橋有料道路橋梁補強工事が完成
平成 25 年 12 月	近江大橋有料道路を無料開放

④ 組織体制

(ア) 組織図



(イ) 職務分掌

会社における職務分掌は以下のとおりである。

部・課・事務所		業務内容
総務部	総務課	定款、業務方法書その他諸規定に関する事。職員の人事及び労務に関する事。職員の教養及び研修に関する事。物品の出納保管等に関する事。業務の総合調整に関する事。その他他の部課の所掌に属さない事項に関する事等。
	経理課	予算、決算及び経理に関する事。資金計画の策定ならびに資金の調達及び償還に関する事。余裕金の運用に関する事。出資金及び貸付金に関する事。証券等の出納保管に関する事。固定資産台帳の整備に関する事。請負工事等の入札及び契約に関する事等。
道路部	経営企画課	所管事業の経営計画及び企画に関する事。有料道路の採算性の検討及び償還計画に関する事。事業許可申請に関する事。財産評価に関する事。有料道路の料金徴収事務に関する事等。
	道路整備課	土地の収用、買収、借上、補償等に関する事。有料道路の新設及び改築に関する事。その他の調査、測量、設計等に関する事。有料道路の維持、保全、修繕及び災害復旧等に関する事。その他の工事の施工に関する事等。
管理事務所		有料道路の料金徴収に関する事。有料道路の管理に関する事。有料駐車場の管理に関する事。道の駅びわ湖米プラザの管理に関する事。

(ウ) 役職員数の推移

過去3年間の役職員数の推移は以下のとおりである。平成24年度において、役員3名、職員26名が在籍しており、うち滋賀県道路公社の正社員は5名、その他は県派遣、県OB、その他となっている。

(臨時職員を除く)

年度	役員(理事数)			職員数					合計	嘱託員
	総数	内訳		総数	内訳					県・正社員OB
		県派遣	県OB		県派遣	県OB	正社員	正社員併任		
平成22年度	3	2	1	24	10	3	5	6	27	6
平成23年度	3	2	1	25	12	3	5	5	28	6
平成24年度	3	2	1	26	12	2	5	7	29	6

(エ) 全般的な管理体制

公社では、以下の会議が毎月開催され、重要事項等の検討が図られている。

会議名称	出席者	実施内容
経営会議	理事長、理事、次長、課長、副参事	経営戦略や公社が直面する課題についての検討
定例会	同上、所長	月次の収支状況・事業状況等についての報告
常会	部長以下	各所属部署の業務連絡会

⑤ 公社の財務状況の推移

公社は、地方道路公社法に従い、毎年3月31日に決算を行っている。公社の会計処理の第一の特徴として、道路資産については減価償却費を計上せず、収支差額につき償還準備金の積み立てを行っている点あげられる(※有料道路会計の仕組みの詳細は、「⑥有料道路会計について」に記載)。

これにより、公社が行う事業のうち、道路事業からは利益が発生しないため、当期利益は、公社が自主事業として営む、駐車場事業(吉身高架下駐車場)及び附帯事業(びわ湖大橋米プラザ)からのみ発生することとなる。

公社の会計処理の第二の特徴として、損失補填引当金制度を採用している点あげられる。この制度により、公社内に積み立てられた損失補填引当金は、経済状況の変動その他やむを得ない事由によって建設費の償還が滞るのを防ぐ目的で積み立てられているといえる。

公社の過去3年間の財政状態、経営成績は以下のとおりである。

(ア) 過去3年間の財政状態

(単位:百万円)

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度
資産の部合計		71,889	73,408	74,681
内 訳	流動資産	6,705	6,702	8,119
	固定資産	65,183	66,705	66,562
	事業資産	52,478	52,474	55,899
	事業資産建設仮勘定	1,927	3,298	275
	有形固定資産	662	692	644
	無形固定資産	0	-	-
	投資その他の資産	10,116	10,241	9,744
負債及び資本の部合計		71,889	73,408	74,681
内 訳	流動負債	301	496	789
	固定負債	2812	1,601	312
	長期借入金	2,732	1,519	232
	退職手当引当金	80	81	80
	特別法上の引当金等	56,675	59,205	61,474
	道路事業損失補填引当金	10,155	10,502	10,842
	償還準備金	46,520	48,703	50,631
	基本金	12,035	12,035	12,035
	滋賀県出資金	11,915	11,915	11,915
	大津市出資金	120	120	120
	剰余金	67	71	71
	準備金	61	67	71
	当期利益	6	5	0

(イ) 過去3年間の経営成績

(単位:百万円)

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度
収益の部合計		4,738	3,821	3,799
内訳	業務収入	3,797	3,675	3,607
	道路料金収入	3,729	3,609	3,546
	駐車場料金収入	37	34	32
	附帯事業収入	13	13	13
	業務雑収入	18	18	16
	業務外収入	941	146	192
	利息収入	157	134	124
	退職手当引当金取崩益	-	-	2
	雑益	784	12	66
費用の部合計		4,738	3,821	3,799
内訳	管理業務費	1,224	993	1,242
	諸減価償却費	46	52	56
	特別法上の引当損等	3,177	2,530	2,269
	道路事業損失補填引当損	358	347	341
	償還準備金繰入額	2,818	2,183	1,928
	一般管理費	207	203	210
	業務外費用	78	38	21
	当期利益	6	5	0

⑥ 有料道路会計について

(ア) 仕組みと特徴

道路公社の有料道路事業は、個別の道路ごとに採算性の確保を図ることを基本原則としている。会計処理については、地方道路公社法、地方道路公社法施行規則で利益及び損失の処理、勘定区分等が規定され、これを受けて各公社が制定した会計規則に基づいて処理することとされている。

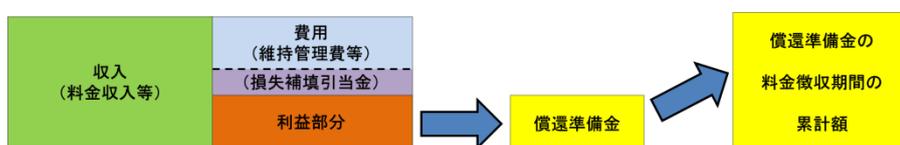
会計処理の特徴として、道路資産については減価償却費を計上せず、収支差額につき償還準備金を積み立てる償還準備金積立方式を採用している点があげられる。償還準備金積立方式とは、財務諸表において、営業中の道路から生ずる毎期の収支差を「償還準備金繰入」として損益計算書に費用計上し、その累計額を「償還準備金」として貸借対照表に計上する会計処理方式である。つまり、償還準備金は、減価償却費相当額と収支差額を每期積み立てたものであり、建設費と対比することで、建設費の償還状況を把握することができる。

先に述べたとおり、有料道路事業は、個別の道路ごとに採算性を確保することが原則である。

しかし、個々の道路で将来事情の不可測性により生じる不採算道路の料金徴収期間満了時の未償還額を、同じ事業主体の他の道路によって積み立てられた内部留保資金により補填する目的で、損失補填引当金制度が道路整備特別措置法に定められている。損失補填金は、決算では費用として扱われるが、将来のリスクに備え、公社の経営の安定を図る内部留保金としての性格を持っており、その額は建設費の返済余裕を表しているといえる。

【償還準備金の積立イメージ】

有料道路会計では、収入と費用の差額である一般企業の利益部分を償還準備金として積み立てるため、基本的に会計上の利益は計上されない。



- ・ 償還準備金: 路線毎に積み立て、建設費の償還財源となる。他路線への充当はできない。
- ・ 損失補填引当金: 毎年、料金収入(税抜)の10%を引き当て、経営の安定性を確保する。

(出典: 第1回近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会資料 資料-3)

【償還の仕組みイメージ】

償還準備金が建設費と同額になった時点で償還が完了する。

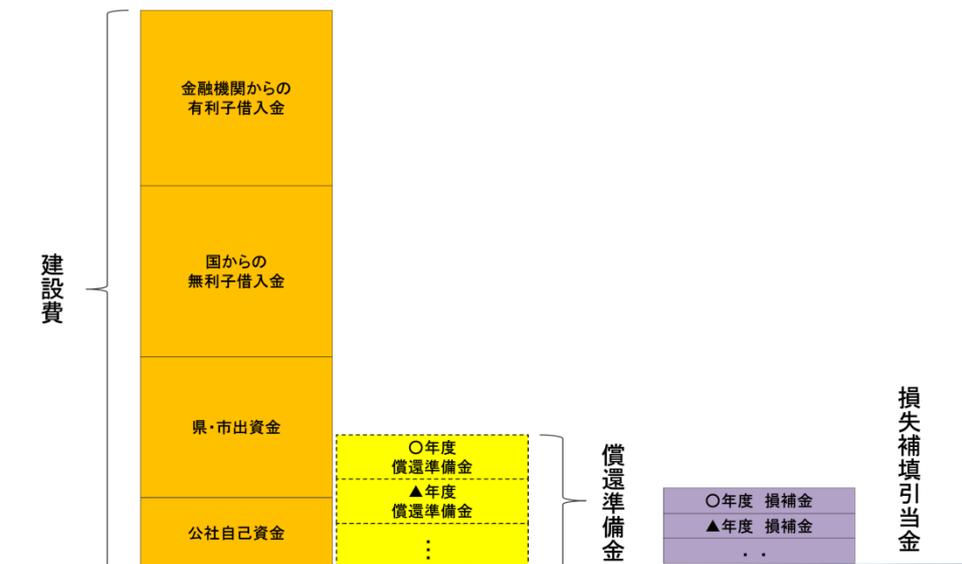


(出典: 第1回近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会資料 資料-3)

【有料道路会計の仕組み①】

公社は、毎年、建設費の償還に充てるための償還準備金及び損失補填引当金を積み立てている。

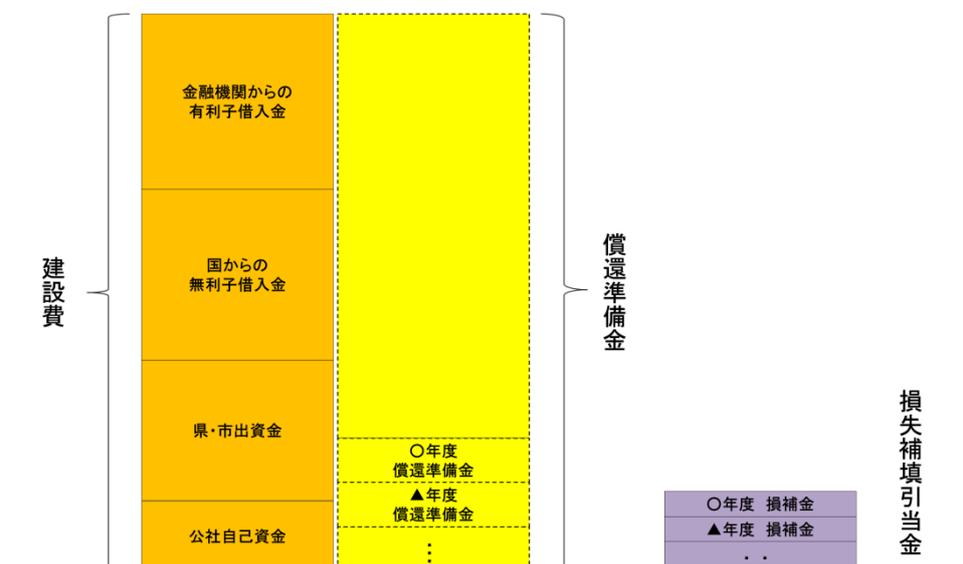
下図のように、建設費の金額と償還準備金及び損失補填引当金の合計額を対比することで、建設費の償還状況を把握することができる。



(出典:第1回近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会資料 資料-3)

【有料道路会計の仕組み②】

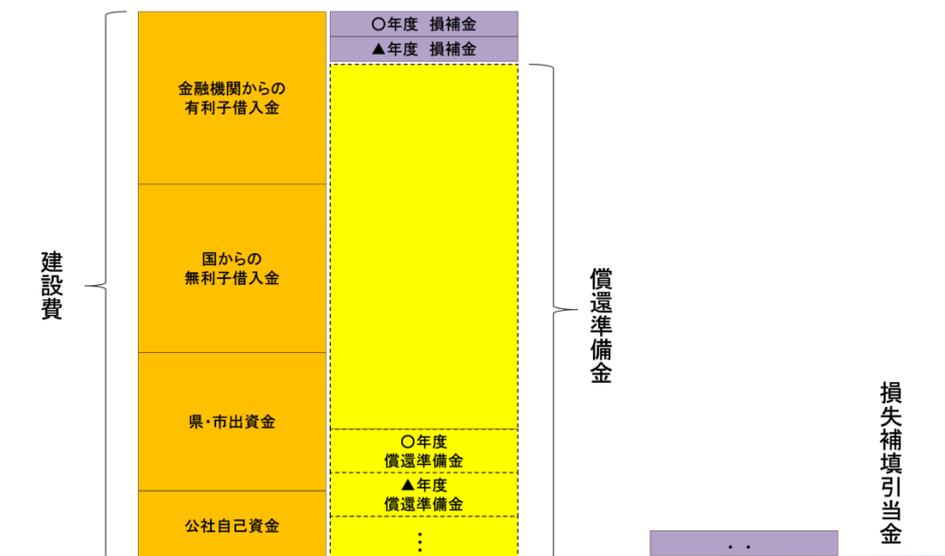
下図のように、「建設費=償還準備金」、つまり、建設費の全額を償還できるようになった時点で有料道路は無料開放されることとなる。



(出典:第1回近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会資料 資料-3)

【有料道路会計の仕組み③】

下図のように、料金徴収期間満了時に、「建設費＞償還準備金」であった場合は、建設費の未償還額に損失補填引当金を充当した上で、有料道路は無料開放されることとなる。



(出典:第1回近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会資料 資料-3)

(イ) 公社の財務状況に関する考察

公社は安定した経営を行っており、平成 22 年度以降、実質無借金状態にある。公社では、平成 22 年度末の余裕金について資金面及び建設費償還面の両面から検討を行っており、その結果は以下のとおりである。なお、いずれの側面からの検討によっても、導き出される公社に留保されている余裕金(差引資金残高)は同額である。

a. 保有資金の状況

公社の平成 22 年度末の保有資金の状況は以下のとおりである。

(単位:千円)

貸借対照表(平成23年3月31日現在)から作成
(資産の部) (負債および資本の部) 差引資金残

保有資金	返済必要額	1,531,678
16,678,579	15,146,901	★保有資金で返済必要額を完済できます。
現金預金等の流動資産	未払金等の流動負債	
6,705,407	300,549	
投資有価証券	長期借入金等の固定負債	
9,973,172	2,811,852	
	県出資金等の基本金	
	12,034,500	

(出典:第1回近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会資料 資料-3)

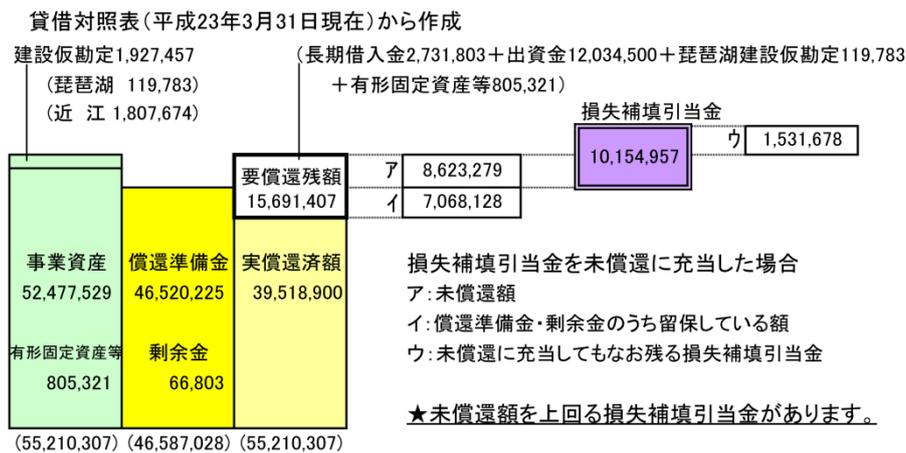
平成 22 年度末における返済必要額は、未払金等の流動負債、長期借入金等の固定負債、県出資金等の基本金の合計 15,146,901 千円である。これに対し、平成 22 年度末における保有資金の額は、現金預金等の流動資産、投資有価証券の合計 16,678,579 千円である。つまり、平成 22 年度末において、返済必要額 15,146,901 千円を保有資金 16,678,579 千円で全額返済したとしても、差引資金残高 1,531,678 千円が生じており、保有資金で返済必要額を完済できる状況にあったといえる。

なお、平成 24 年度末時点において、返済必要額 13,135,689 千円に対する保有資金額は 17,316,606 千円となっており、差引資金残高は 4,180,917 千円にまで増加している。

b. 建設費の償還状況

公社の平成 22 年度末の建設費の償還状況は以下のとおりである。

(単位:千円)



(出典:第1回近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会資料 資料-3)

建設費は、事業資産、建設仮勘定及び有形固定資産等として、貸借対照表に計上されている。上記に基づき、平成 22 年度末の建設費(累計)を算出すると 55,210,307 千円となる。一方、平成 22 年度末に、公社内に建設費償還のため留保されている額は、償還準備金、公社設立当初からの利益合計である剰余金、建設費の償還余裕である損失補填引当金の合計であり、金額は 56,741,985 千円である。つまり、平成 22 年度末において、建設費(累計) 55,210,307 千円を公社内で留保している金額 56,741,985 千円で全額償還したとしても、差引 1,531,678 千円がなお余裕金として留保されている状況にあり、実質的に建設費は全額償還済(全額償還可能)であったといえる。

なお、平成 24 年度末時点において、建設費(累計) 57,364,659 千円に対する留保金額は

61,545,576 千円となっており、差引資金残高は 4,180,917 千円にまで増加している。

⑦ 管理道路等の概要

平成 24 年度現在の公社の管理運営する道路等の概要、位置・外観図及び利用状況は、以下のとおりである。

なお、利用状況を把握するに当たり、実績値と比較した計画値は、事業許可時の路線別の通行台数及び駐車台数の計画値である点に留意する必要がある。

(ア) 琵琶湖大橋有料道路

【概要】

目 的	滋賀県のほぼ中央に位置する琵琶湖の東西を連絡し、県勢の均衡のとれた発展と琵琶湖の観光開発を図るため建設され、昭和39年9月供用開始以来、産業経済、文化の発展はもとより、琵琶湖の観光施設として重要な役割を果たす幹線道路である。 その後の交通量の増加に対処し、交通の円滑化と安全性の向上を図るため、昭和55年3月に自転車歩行者道を添架し、昭和63年12月には道路延伸整備工事が完了した。また、平成元年7月からは大橋の4車線拡幅工事と関連公共事業を進め、平成6年7月より橋梁部と国道161号との取付部の一部供用を開始し、平成8年3月に全ての工事が完了した。												
路 線 名	一 般 国 道 477 号 県 道 守 山 栗 東 線	全体事業費	34,880,000千円										
区 間	起点 栗 東 市 林 終点 大 津 市 真 野 普 門 町		1期 : 1,430,000千円										
延 長	15.4km (うち橋梁1.40km)		2期 : 170,000千円										
道 路 規 格	第3種 第2級		3期 : 1,370,000千円										
設 計 速 度	60km/h		4期 : 4,500,000千円										
車 線 数	2車線、一部4車線(3.0km)	工 期	5期 : 27,410,000千円										
幅 員	2車線区間 11.5m		1期 : S37.11.5 ~ S39.9.27										
	4車線拡幅区間 24m * 橋梁部 20.5m		2期 : S41.3.23 ~ S41.11.30										
料 金	200円(普通車)	供用年月日	3期 : S52.6.26 ~ S55.3.27										
日平均交通量(H24)	33,582/26,333 (台) 127.5%		4期 : S57.5.1 ~ S63.12.3										
日平均料金収入(H24)	5,742,753/5,198,000 (円) 110.5%		5期 : H 1.7.21 ~ H 8.3.31										
徴収期間満了日	平成33年9月27日		1期 : S39.9.28(2.6km)										
料金徴収業務委託	近江鉄道(株)		2期 : S41.12.1(12.4km)										
経 緯	S47年10月 道路引継ぎ完了、道路管理業務を開始(価格、740,345,641円) S52年6月 変更許可申請(自転車歩行者道の添架、事業費13億7,000万円) S53年6月 事業着手 S55年5月 同上供用開始 S57年3月 変更許可申請(区間延伸及び交差点改良、事業費35億円) S57年4月 同上許可 S57年5月 事業着手 S60年3月 工事の完成予定年月日の変更届(完成予定s60.3.31→s62.3.31) S60年11月 区間延伸工事の一部、大津市今堅田町～同市真野普門町(1.7km)及び交差点改良工事が完成、供用開始 S61年3月 変更許可申請(守山料金所の拡幅整備、事業費35億円を45億円に変更) S61年4月 同上許可 S62年4月 工事の完成予定年月日・収支予算の明細及び元利償還年次計画の変更届(完成予定s62.9.30→s63.12.20) S63年12月 区間延伸工事の残り(1.3km)が完成、供用開始 H元年7月 変更許可申請(総合有料道路事業[NTT-A型]4車線拡幅及び関連公共事業、事業費225億8,000万円) H元年7月 同上許可・事業着手 H3年4月 守山料金所が完成、供用開始 H3年11月 変更許可申請(事業費225億8,000万円を274億1,000万円に、完成予定h5.10.31→h7.3.31) H3年12月 同上許可 H5年3月 変更許可申請(県道栗東大津線、県道真野途中線を、県道守山栗東線、一般国道477号に) H5年4月 同上許可 H5年5月 同上施行 H6年7月 4車線拡幅工事のうち、橋梁部と国道161号との取付部が完成、供用開始 H6年9月 4車線拡幅工事の完成予定年月日・収支予算明細及び元利償還年次計画の変更届(H7.3.31→H8.3.31) H8年4月 4車線拡幅の残工事完成、供用開始												
料 金 表	<table border="1"> <tr> <td>普通車</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大型車Ⅰ</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>大型車Ⅱ</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車等</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>軽車両等</td> <td>20円</td> </tr> </table>			普通車	200円	大型車Ⅰ	300円	大型車Ⅱ	710円	軽自動車等	150円	軽車両等	20円
普通車	200円												
大型車Ⅰ	300円												
大型車Ⅱ	710円												
軽自動車等	150円												
軽車両等	20円												

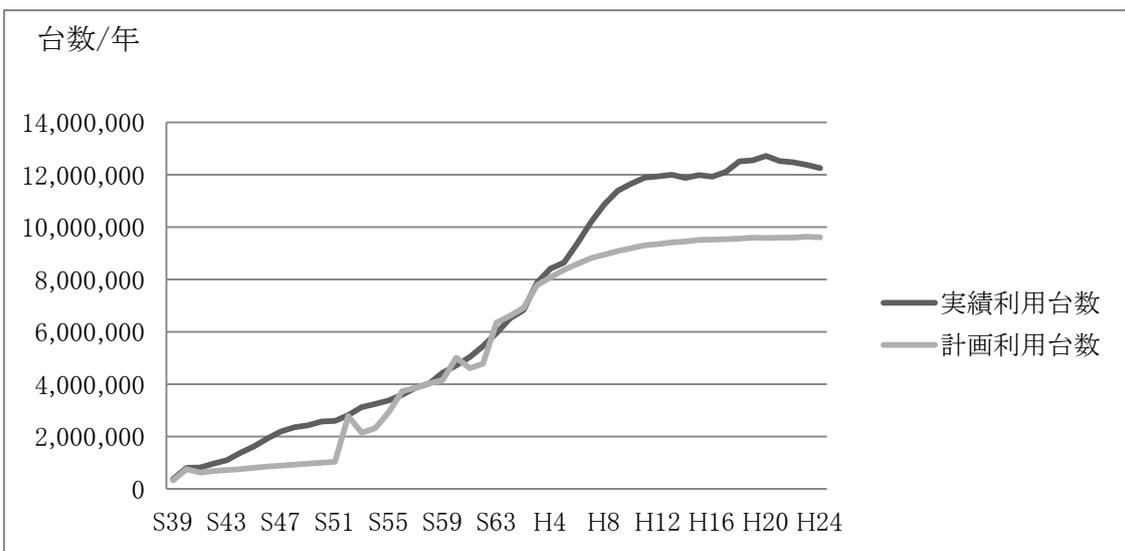
【位置及び外観図】



(位置図出典:滋賀県道路公社ホームページ)

【利用状況】

昭和 39 年 9 月に 2 車線で供用を開始し、平成 8 年 4 月に 4 車線に拡幅して供用開始している。当初より高度経済の成長とともにその伸びは順調に推移し、平成 24 年度の通行台数は計画交通量比で 127.5%であり、経営上最も安定している路線である。



(イ) 近江大橋有料道路

【概要】

目的	<p>県の政治、経済、文化の中心である大津市と産業経済の発展がめざましい湖南地域を結ぶ幹線道路として、また国道1号の瀬田川断面におけるバイパス機能を有する道路として建設したものである。</p> <p>供用開始後、年々増加する交通量に対処するため、昭和60年3月には、4車線に拡幅開通し、交通の円滑化を図るため、区間を延伸して道路拡幅工事、整備工事を進め、平成7年3月に全線完成した。しかしその後も近江大橋を含む大津草津線の渋滞は日常化しており、平成17年度より西詰め交差点改良や東詰めアクセス道路整備を行った。そして、平成25年11月に長寿命化のための橋梁補強工事を完了した。</p>												
路線名	県道大津草津線 県道草津守山線	全体事業費	20,440,000千円										
区間	起点 大津市丸の内町 終点 草津市木川町		1期：4,230,000千円 2期：11,500,000千円 3期：3,900,000千円 4期：810,000千円										
延長	6.1km (うち橋梁1.29km)												
道路規格	第3種 第2級												
設計速度	60km/h	工期	1期：S46.12.27 ～ S49.9.25										
車線数	4車線		2期：S56.11.30 ～ H7.3.31										
幅員	道路部 21.4m 橋梁部 19.5m		3期：H17.4.27 ～ H24.8.31 4期：H24.2.15 ～ H25.11.30										
料金	150円(普通車)	供用年月日	1期：S49.9.26(4.5km)										
日平均交通量(H24)	32,559/32,408 (台) 100.5%		2期：S60.3.30(4.5km) S62.4.21(5.6km) H24.4.1(6.1km) H7.4.1										
日平均料金収入(H24)	3,972,137/3,972,000 (円) 100.0%		3期：H24.9.1										
徴収期間満了日	平成25年12月25日		4期：H25.12.1										
料金徴収業務委託	琵琶湖汽船(株)												
経緯	<p>S47年4月 県から道路引継ぎ完了、公社が建設業務を開始(価格40,000,000円)</p> <p>S49年9月 暫定2車線で供用開始</p> <p>S56年4月 変更許可申請(4車線拡幅及び区間延伸)</p> <p>S56年5月 同上許可</p> <p>S56年11月 事業着手</p> <p>S59年4月 工事の完成予定年月日の変更届(s60.3.31→s62.3.31)</p> <p>S60年3月 当初区間(近江大橋を含む4.5km)の4車線拡幅工事が完成し、供用開始</p> <p>S61年3月 工事の完成予定年月日の変更届(s62.3.31→s63.9.30)</p> <p>S62年4月 延伸区間(1.6km)の一部の4車線拡幅工事が完成、供用開始</p> <p>S63年5月 工事の完成予定年月日の変更届(s63.9.30→H2.3.31)</p> <p>H元年8月 工事の完成予定年月日の変更届(H2.3.31→H7.3.31)</p> <p>H2年4月 延伸区間の残りの4車線拡幅工事が暫定完成、供用開始</p> <p>H6年1月 変更許可申請(県道大津草津線、県道矢橋小島線を県道大津草津線、県道草津守山線に)</p> <p>H6年3月 同上許可</p> <p>H6年4月 同上施行</p> <p>H7年3月 変更許可申請(全線4車線供用開始の日から引き上げる予定の料金を従来どおりに据え置く料金改定)</p> <p>H7年3月 同上許可</p> <p>H7年4月 延伸区間の暫定供用区間の残工事完成、全面供用開始</p> <p>H17年3月 変更許可申請(交差点改良及びアクセス道路整備) 大橋北側歩道拡幅工事が完成し、供用開始</p> <p>H17年4月 3月付け変更許可申請の許可 事業着手</p> <p>H19年12月 工事の完成予定年月日の変更届(H21.9.30→H24.8.31)</p> <p>H20年11月 県道大津草津線交差点改良およびアクセス道路供用開始</p> <p>H21年3月 変更許可申請(西詰交差点改良およびアクセス道路整備、事業費48億円を39億円に)</p> <p>H21年5月 同上許可</p> <p>H23年12月 変更許可申請(長寿命化のための橋梁補強、事業費8億1千万円)</p> <p>H24年1月 同上許可</p> <p>H24年2月 同上許可事業着手</p> <p>H25年11月 同上工事完成</p> <p>H25年12月 無料開放</p>												
	<table border="1"> <tr> <td>普通車</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>大型車Ⅰ</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>大型車Ⅱ</td> <td>570円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車等</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>軽車両等</td> <td>20円</td> </tr> </table>			普通車	150円	大型車Ⅰ	260円	大型車Ⅱ	570円	軽自動車等	100円	軽車両等	20円
普通車	150円												
大型車Ⅰ	260円												
大型車Ⅱ	570円												
軽自動車等	100円												
軽車両等	20円												

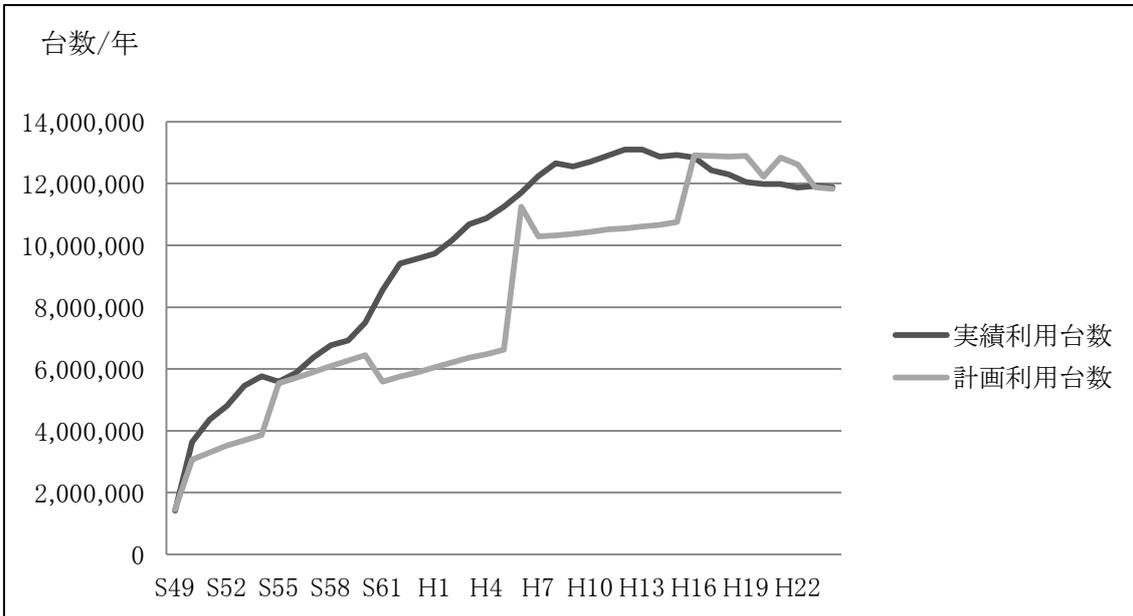
【位置及び外観図】



(位置図出典:滋賀県道路公社ホームページ)

【利用状況】

昭和 49 年に暫定 2 車線で供用を開始している。予想以上の利用があったため、昭和 60 年度に 4 車線で供用開始を行い、その後も順調に伸びを見せたが、平成 14 年度から減少傾向に転じ、さらに、平成 17 年度から周辺の道路整備がなされたことや、高速道路でのETC割引などの影響で減少傾向にあった。平成 20 年度以降は、商業施設開店に伴い、下げ止まり状況にある。平成 24 年度の通行台数は計画交通量比で 100.5%となっている。



(ウ) 大津港駐車場

【概要】

目的	大津市浜大津地区における駐車場需要ならびに琵琶湖観光の玄関口として整備の進む大津港及び中心市街地の発展に伴う将来の駐車需要に対処し、駐車場不足に起因する道路の機能低下を解消するために建設したものである。あわせて公共交通機関への乗り継ぎの利便性を向上させることによって、安全かつ円滑な道路交通の確保と、都市機能の活性化を図っている。		
路線名	県道大津草津線	日平均駐車台数(H24)	182/507 35.9%
区間	大津市浜大津五丁目	日平均料金収入(H24)	80,949/294,450 27.5%
収容台数	151台(うち身体障害者用3台)	徴収期間満了日	平成39年3月31日(30年間)
構造形式	地下1階1層・自走式	料金徴収業務委託	琵琶湖汽船(株)
敷地面積	6,427㎡	全体事業費	1,500,000千円(公共:補助)
建築面積	5,171㎡	うち有料事業費	1,200,000千円
料金	30分ごと150円	工期	H7年9月1日～H9年3月31日
営業時間	24時間	供用年月日	平成9年4月1日
経緯	H7年7月 事業許可申請 H7年8月 同上許可 H7年9月 事業着手 H9年4月 供用開始 H10年12月 県道側入口供用開始		
料金	基本料金 30分毎に150円 特別料金 定期駐車料金 全日一ヶ月 20,380円 平日最大 800円、土日祝 1,000円		

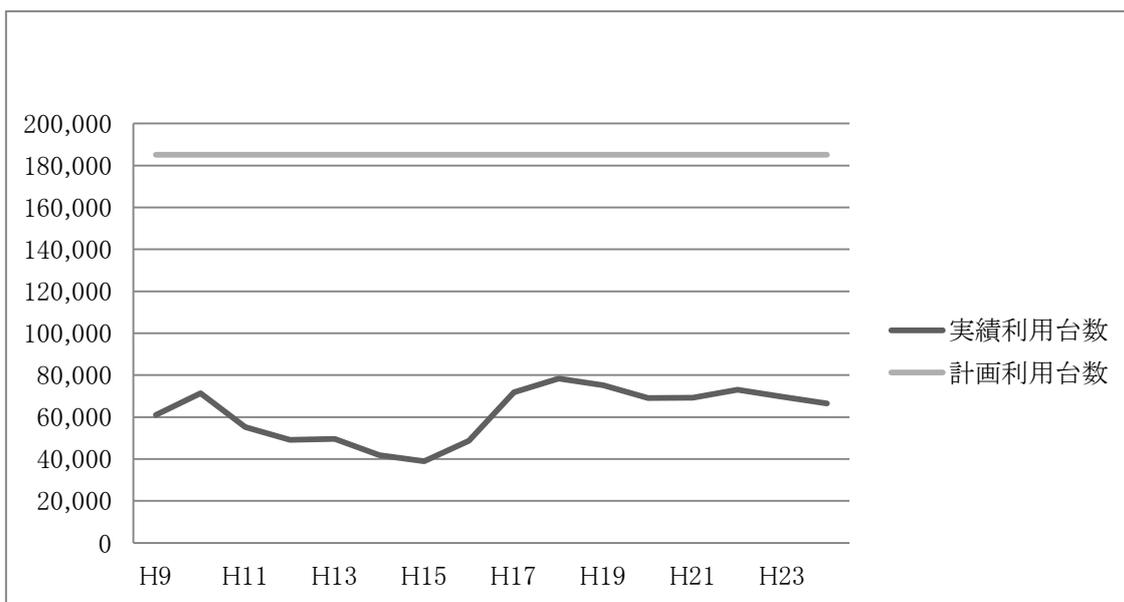
【位置及び外観図】



(位置図出典:滋賀県道路公社ホームページ)

【利用状況】

平成 9 年度に供用を開始したが、当駐車場開設当初に予定されていた周辺開発の中止や市営・民営駐車場の開設、平成 16 年 3 月には大型商業店舗が撤退するなど、各種の要因が重複して影響し、平成 15 年度の料金収入は計画の 21.0%まで落ちこんでいた。しかし、民間駐車場との料金格差を勘案し、平成 16 年度から 1 日最大料金制の割引を試行したところ、利用状況はやや改善傾向にある。平成 24 年度の駐車台数は、前年度比 95.5%、計画交通量比で 35.9%となっており、経営の改善が求められる路線である。



(エ) 吉身高架下駐車場

【概要】

目的	守山市吉身六丁目及び七丁目の県道守山栗東線吉身高架下側道における違法駐車対策及び通勤通学時間帯の交通事故防止のため、守山市及び地元自治会の要望を受け、地域の交通安全確保、生活環境改善等、住民の福祉の増進に寄与するため、JR跨線橋高架下に月極駐車場を設置したものである。		
場所	守山市吉身六丁目～七丁目	料金	7,000円/台(1ヶ月)
収容台数	25台	全体事業費	2,700千円
構造形式	JR跨線橋高架下(平面)	工期	H12年6月～H12年9月
敷地面積	370 m ²	供用年月日	平成12年10月
経緯	H12年6月 着工 H12年9月 完成 H12年10月 供用開始		

【外観図】



(外観図出典:滋賀県道路公社ホームページ)

【利用状況】

収容台数 25 台と限られたスペースではあるものの、安定してほぼ満車の状況である。

(オ) びわ湖大橋米プラザ

【概要】

目的	琵琶湖大橋西詰の駐車場および休憩施設は、琵琶湖の雄大な美しさと琵琶湖大橋の創り出す造形美を眺望できる湖畔の絶好の場所に位置し、四季を通じて多くの観光客が訪れることや、背後地が大津市北部の中心地で人口集積度も高いことなどから、道路利用者や地域住民へのサービスの高度化、多様化を図るため、国土交通省が進める「道の駅」整備事業に沿って整備した。レストスペースの充実、道路・観光などの各種情報の提供、コミュニティールームの設置などとあわせて、平成21年4月からは、県産農水産物の普及販売施設としての「米プラザ」を県から引継ぎ、一層の利用促進を行うため一体的に運営している。		
場所	大津市今堅田三丁目1-1	営業日・時間	12月31日、1月1日除く毎日
構造形式	鉄筋コンクリート造 2階建		午前9時～午後5時(12月～2月)
延床面積	2,085.97㎡ 道の駅休憩施設 1,198.66㎡ 1階 売店・レストラン・ホール等 2階 無料休憩所、コミュニティールーム 米プラザ(直売所) 712.41㎡ 1階 直売所、事務室 2階 研修室		午後7時(3月～11月)
		事業費	745,909千円 公社施工分 594,892千円 米プラザ引継ぎ分 151,017千円
		工期	平成7年～平成8年
		供用年月日	平成8年10月8日
		営業者	琵琶湖汽船(株)
経緯	H7年10月 着工 H8年8月 「道の駅」の登録(登録第25005号) H8年9月 完成 H8年10月 供用開始 H21年4月 県より米プラザを引き継ぐ		

【位置及び外観図】



(位置図出典:滋賀県道路公社ホームページ)

⑧ 過去の外部監査の措置状況

公社は、平成 17 年度に包括外部監査、及び平成 20 年度に県の外郭団体として外部監査を受けている。過去の意見、その後の措置状況、平成 24 年度現在の状況は以下のとおりである。

(ア) 料金徴収期限到来時における未償還額の発生見込みと有料道路の早期無料化について

過去の意見	試算結果によると、滋賀県が過年度に出資金として支出した約128億円を考慮しなければ、平成23年度以降は滋賀県に流入する資金の純額がプラスになることが想定される。道路公社を解散し全ての有料道路を無料開放する時期が早ければ早いほど滋賀県に流入する資金の純額は小さくなるため、その時期をいつにするかは慎重に議論する必要はあるが、今後の滋賀県における道路行政のあり方の検討に合わせ、県民の利便性の向上や利用者の負担軽減の観点から早期に無料化することを検討すべきである。
措置状況	滋賀県が過年度に出資金として支出した約128億円は、無料開放する際には償還されるべきものである。仮に、この出資金が全て償還されたとしても、無料開放後の高額な維持管理費が新たに県負担になることもあり、道路公社が本県の道路行政で果たすべき役割を再検証しつつ、県民の利便性向上や利用者の負担軽減の観点なども踏まえ、今後とも慎重に検討していきたい。 なお、有料道路4路線のうち途中トンネル有料道路については平成22年10月1日から、日野水口有料道路については平成22年10月5日から、無料開放する予定である。
現在の公社の対応状況	公社は、近江、琵琶湖の両大橋が長期にわたって健全な状態で活用できるように、計画的な予防保全や早期の補修を行うことにより、長寿命化を図ってきた。また、本来管理者である県に対して、両大橋の将来的な架け替えも視野に入れた維持管理のあり方について、全ての情報を公開し、利用者及び県民と議論す

	<p>るよう平成22年度から申し入れを行ってきた。</p> <p>道路整備を目的とした現行の有料道路制度の枠組みでは、建設費を通行料で償還した後は有料を原則継続することはできないこととなっている中、公社の保有資金は建設費の未償還額を上回る状況であり、琵琶湖大橋有料道路及び大津港駐車場の建設有料事業については、早期に清算すべきと考えている。</p>
現在の 県の 対応状況	<p>近江大橋有料道路の償還後の維持管理にかかる財源確保が課題であることから、平成24年に公募委員、学識経験者及び関係市で構成する「近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会」を設けて議論してきた。議論の中では、公社の決算状況から、現在の有料事業をすべて償還可能な状況にあることも踏まえて、最善の方策について検討がなされたところである。その上で、「検討会」においては、道路整備特別措置法第15条「地方道路公社の行う一般国道等の維持、修繕等の特例」いわゆる維持管理有料道路制度が有力な手段とされたことから、国に対しその適用可能性を協議した結果、近江大橋有料道路については維持管理有料道路制度が適用されないとの国の判断から、平成25年12月26日より県が管理している。</p> <p>「検討会」の提言では、アセット・マネジメントに基づき長く安定的に管理されることが大切であり、そのためには必要な財源確保に努めるよう求めるとともに料金を徴収する目的を維持管理費用、更新費用はもとより、交通流動を管理するための手段として幅広く捉えて、道路利用者から負担を求める新たな仕組みづくりについて国に働きかけられたいとされている。</p> <p>琵琶湖大橋有料道路も同様の課題を抱えていることから、「検討会」の提言を踏まえ、国に対し制度提案や道路整備特別措置法第15条の適用要件緩和を要望しているところである。また、琵琶湖大橋への適用についても要望しており、県としては維持管理有料道路制度の適用を目指している。引き続き、機会を捉え国に働きかけていきたい。</p>

(イ) 真の経営実態の把握と開示について

過去の意見	<p>道路資産については「地方道路公社法」「同施行規則」に基づき、減価償却を行わず、決算上の利益が出たときに、地方道路公社法第27条の規定に基づきすべて(償還)準備金としている。公社の真の経営実態を把握するためには、減価償却を行った場合の試算を行い、法定決算書に加え情報開示することで、より実態に即した経営実態を示すことができると考えられるため、このような情報開示が有効と考えられる。</p>
措置状況	<p>道路の減価償却については、道路の耐用年数を基にした路線としての算定方法が確立されていないことから対応が困難である。</p> <p>しかし、今後国及び他府県の事例などを参考にしながら研究していきたい。</p>

現在の状況	<p>道路資産の減価償却については、措置状況に記載のとおり、対応が困難であることから実施していないものの、昭和63年7月21日付建設省令第15号「地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令の施行について」に従い、損益計算上の収支差益を「償還準備金繰入額」として計上し、その累計額を貸借対照表上「償還準備金」として計上している。</p> <p>現在、公社は、経営実態を把握するため、損益計算上の収支差額である償還準備金繰入額の多寡の推移の検証を行っている。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ウ) 公営企業金融公庫からの高利借入について

過去の意見	<p>公営企業金融公庫(現地方公共団体金融機構)から18億円強の高利の借入を行っている一方、その借入金を大幅に上回る金額を利回りの低い預金や地方債で運用しており、いわば“逆ザヤ“が発生している状況にある。これを解消する方法として、公社が保有する資金で借入金を返済する方法が考えられる。借入金を(繰上)返済するには公庫が被ると見込まれる損失を「補償金」として支払うことが求められるが、繰上償還にかかる資金の運用益と比較すると、35百万円の負担軽減が見込まれるとの試算結果が出ていることから、早期に繰上償還を行うか、もう少し様子を見るかの結論を導き出すことが必要であると思われる。</p>
措置状況	<p>繰上償還に際して、高額な補償金の支払いを求められるため、国及び地方公共団体金融機構に対し、地方道路公社の全国協議会から補償金の免除を求める要望活動を実施しているが、現在までその改善は図られていない。平成21年度において、現行制度に従い補償金を支払って繰上償還を行った場合と、繰上償還にかかる資金の運用によって得られる利益とを比較したところ、差損が生じると見込まれることから繰上償還を行わないこととした。</p>
現在の状況	<p>地方公共団体金融機構からの借入金の取り扱いについては、前回の包括外部監査以降、県と協議したところ試算内容に問題があるとしてその方法を変更した。平成21年7月に検討した結果、約10百万円の損失となり35百万円の負担軽減額は誤りであった。</p> <p>現在、借入額も減少しているが、現行制度に従って補償金を支払って繰上償還を行った場合と繰上償還にかかる資金の運用益を比較したところ、差損が生じると見込まれることから、繰上償還は行わないこととした。</p> <p>なお、平成22年5月の常任委員会において、県道路課が平成21年度の検討結果を報告している。</p>

(エ) 滋賀県道路公社の資金の有効活用について

過去の意見	<p>滋賀県の財政状況が厳しくなる反面、数十億円もの現金預金が道路公社に蓄積されるというアンバランスな状況になっているため、法の制約の中で当該資金</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------

	の有効活用に向けた方策を検討すべきである。
措置状況	道路公社の資金の運用については、地方道路公社法第31条に定める範囲内(国債、地方債、銀行預金その他等)に限られており、資金運用の一環として県が発行する「公共用地先行取得債券」の引受けを行っているところである。今後においても、制度上可能な範囲で資金の活用に努めるよう検討している。
現在の状況	公社が保有している資金の活用については、地方道路公社法上、運用に関する定めしかない。このため、同法第31条に定める範囲内(国債、地方債、銀行預金その他等)の方法で、平成20年度以降、資金運用の一環として、滋賀県公債の引き受け額を増額させている。 指摘を受けた平成19年度末における滋賀県公債引き受け総額は24,130千円であったのに対し、平成24年度末の引き受け総額は1,119,100千円に増額している。

2. 監査の結果(指摘)／意見

(1) 個別事項

地方道路公社は、法人格を有する団体であるにもかかわらず、地方道路公社法においては合議形成を図る場としての理事会を設置することが明文化されていない。また、公社は県のいわゆる外郭団体である。そこで、このような公社の現状に鑑み、ガバナンス体制の整備状況を確認するという観点から、監査を実施した。

まず、上述のとおり公社には公社法上理事会の設置義務はないものの、1(2)④(エ)全般的な管理体制で記載した会議体での検討及び情報共有がなされており、理事長の意思決定を補完する仕組みとなっている。また、監事には非常勤ではあるが外部有識者が就任され定期的に監査が実施されている。さらに、職員体制についても、各課に専門的な能力を持った人材を適切に配置しており、県からの派遣職員、プロパー職員及び嘱託職員が連携して事務を実施している。

このように、公社経営において全般的なガバナンス体制には、特に課題は見受けられなかった。しかし、以下に示すように、個々の事務処理面でいくつか不適切な事例及び今後改善すべき事例が検出された。

① 制限付き一般競争入札参加希望者に対する財務情報呈示の義務付けについて(意見)

公社は、制限付き一般競争入札を行うに際し、競争参加希望者に競争参加資格要件を設けている。競争参加要件のうち、競争参加希望者に求められる財務要件は以下のとおりである。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。 2) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- でないこと。
- ア. 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ. 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ. 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ. 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ. 銀行取引停止処分がなされている者

公社は、競争参加希望者が上記財務要件に該当しない(競争参加資格を有する)ことを証させるため、「競争参加資格確認申請書」提出を義務付け、添付書類として「誓約書」を提出させている。しかしながら、競争参加希望者の財務情報呈示は義務付けられておらず、結果的に、競争参加希望者からの「誓約書」提出という自己申告によってのみ、財務要件を判断している状況である。

本来であれば、競争参加希望者に財務情報呈示を義務付けることにより、公社として、慎重に競争参加希望者の事業運営能力のリスク判定を行った上、競争参加可否を公社として検討し、判断することが望ましい。

② 道の駅びわ湖大橋米プラザの管理運営業務の適正性を検証できる仕組みの構築について(意見)

平成 22 年度から平成 24 年度の道の駅びわ湖大橋米プラザ(県産農水産物直売所)の営業者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し民間企業を営業者に選定していた。平成 25 年度以降の当施設の管理運営については、施設全体の効率的な管理運営を可能とするため、売店・レストランの営業、米プラザの営業、無料休憩所の案内業務を営業者に一体的に行なわせることとし、当該営業者と随意契約により、従来より米プラザの管理運営を委託する民間企業を選定している。公社は、平成 25 年度以降、民間企業が当施設を一体管理することにより、平成 24 年度と比較して、公社の管理経費が年間約 100 万円減少すると見込んでいる。

当該随意契約は、当該営業者の運営能力に優位性を考慮して実施したのであるから、営業者の提案した金額の妥当性を担保するため、営業報告を適時報告させ定期的にモニタリングを実施するなど、業務の適正性を検証できる仕組みを構築することが望ましい。

③ 回数通行券に関連する会計処理について(意見)

現状、有料道路の回数通行券販売による業務収入は、すべて販売時に計上する一方、有料道路の無料開放後、未使用回数通行券の払い戻しに要した金額を払い戻し時に支出処理する会計処理を行っている。

確かに、回数券に使用期限を定めていないこと、これまでの会計処理の継続性の確保など

を勘案すると、販売時に収入とする方が実際に即している。

しかしながら、適正な期間損益計算の観点からは、業務収入は、役務提供時である通行券使用時に計上し、使用時までの通行券販売による入金額は前受金で計上するのが妥当な会計処理である。また、回数券は実際使用されるまでは公社は払い戻しに応じる必要があるため、支払義務をもつ負債として計上する必要がある。

これまでの処理を変更することは、却って現場における作業を複雑化しかねないため適当ではないが、発生主義会計を適用していることを再度周知していくことが望まれる。

なお、未使用となっている通行券の金額を有料道路別に試算すると、琵琶湖大橋有料道路 328,884 千円、近江大橋有料道路 71,662 千円となった(無料開放時には概ね直近 10 年間に販売された通行券の払戻し請求が生じると仮定して、平成 15 年 4 月～平成 25 年 8 月の 10 年間の販売済み枚数から使用済み枚数を差引いた枚数を金額に換算した)。

また、平成 25 年 12 月 26 日の近江大橋有料道路の無料化に伴い、通行券の払い戻しが始まっており、公社では回収した未使用通行券が適切に保管されている。今後も引き続き、公社及び委託業者が保管している通行券も含め、適切に廃棄処分されるようお願いしたい。

④ 利息収入の事業別按分方法について(意見)

公社は、余裕資金を定期預金や債券へ投資し資金運用を行っており、これらの運用により得られる利息収入は、平成 24 年度については、以下の方針に基づき各事業に配分している。

(ア) 各事業の相互扶助資金として引き当てを行っている損失補填引当金相当額の資金運用により得られる運用益については、全額を不採算事業である大津港駐車場に按分する。
(イ) 上記按分後の利息収入については、琵琶湖大橋有料道路、近江大橋有料道路及び吉身高架下駐車場の平成 24 年度当初預金残高の比率(損失補填引当金を除く)に応じて配分する。

平成 24 年度に発生した利息収入を上記の方針に基づき、事業別に配分した結果、利息収入は、不採算事業である大津港駐車場に多額に配分されている。

詳細は、以下のとおりである。

(単位:百万円)

項目	道路事業			駐車場事業			附帯	本社
	合計	琵琶湖大橋	近江大橋	合計	大津港駐車場	吉身高架下駐車場	附帯事業施設	一般管理
預金※	6,296	2,594	3,702	17	0	17	0	289
投資有価証券※	-	-	-	-	-	-	-	10,111
利息収入	19	8	11	105	105	0	-	-

※利息収入の配分基準となる平成 24 年度当初預金残高及び投資有価証券残高を記載

現在の会計処理は、損失補填引当金は、公社全体の相互扶助を目的としたものであるとの考えに基づき、運用益の配分方法は、公社の裁量による処理が可能と判断していることによるものである。

しかし、事業別の資金運用金額を区分把握できる以上、利息収入はその原資の残高である資金運用金額に応じ配分することが、事業実態の適切な開示の観点からより望ましい会計処理と考えられる。

⑤ 適正な決算処理を実施する体制の整備について

(ア) 概要

公社は、滋賀県道路公社会計規程に基づき会計処理を行っている。監査の結果、以下の項目について会計処理の判断や手続の誤りが検出された。

a. 長期前払費用について

公社は、平成 21 年度に琵琶湖大橋東詰交差点の渋滞を解消するため、道路整備特別措置法第 14 条の規定に基づき、維持工事として県道今浜水保線を整備し、工事にあたって支出した経費を長期前払費用(琵琶湖大橋東詰渋滞対策道路整備負担金)として貸借対照表に計上している。

しかし、滋賀県道路公社会計規程第 57 条には、長期前払費用のうち、翌事業年度の費用に割り当てられるものについては、流動資産の区分に整理すべき旨が規定されているが、平成 24 年度において、長期前払費用は全額固定資産の区分に計上されており、翌事業年度の費用に割り当てられるもの(金額 64 百万円)を流動資産の区分へ整理できていない。さらに、平成 21 年度に費用化すべき額 6,828,457 円を、6,928,457 円と計上し、その結果誤った金額が費用化処理されていた。

b. 減価償却計算について

減価償却計算基礎数値のうち、耐用年数は法人税法に基づき決定している。過去の法人税法改正時に耐用年数(減価償却率)の見直しを行っているが、耐用年数の設定を誤っている物件が散見された。その結果、減価償却計上額に誤りが生じている。

誤りの一例は以下のとおりである。

(例)

資産名称:琵琶湖大橋有料道路管理事務所

取得価額:63,774,000 円

残存価額:3,188,700 円

取得年度:平成 3 年 4 月 1 日

耐用年数:当初 45 年⇒平成 10 年度より 38 年に変更

年度	(誤)			(正)			備考
	減価償却費	累計額	簿価	減価償却費	累計額	簿価	
10	1,728,256	11,482,483	52,291,517	1,677,425	11,431,652	52,342,348	誤りが発生
⋮							
24	1,728,256	35,678,067	28,095,933	1,677,425	34,915,602	28,858,398	直近末現在
⋮							
39	711,649	60,585,300	3,188,700	1,677,425	60,076,977	3,967,023	
40	-	-	-	508,323	60,585,300	3,188,700	本来終了時

※ 平成9年度までに取得から7年が経過しているため、残りの残存償却年数は38年-7年=31年となるが、誤って残存償却年数を30年として計算していた。これにより、平成24年度に計上される減価償却費は762,465円過大となっている。

現在は、耐用年数設定及び減価償却計算時の内部統制として、担当者が耐用年数を確認、減価償却費の計算を行い、課長が内容確認を行った後、固定資産台帳にエクセル集計結果を添付するというプロセスが構築されているが、紙面の固定資産台帳で減価償却費を計算しエクセル集計を行っているため、関連する資料間での転記を誤る等のリスクは依然として存在する状況である。

c. 有価証券の償却原価法について

公社では、地方債(投資有価証券)を保有しており、額面金額と購入価額に差額があるものについては、償却原価法により評価を行っている。償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう(金融商品に関する会計基準 企業会計基準第10号 注解5)。

平成24年度の償却原価法による利息計上額を確認したところ、償却期間の把握誤りにより、利息計上額が誤っていた。具体例は、以下のとおりである。

	銘柄	額面金額—取得価額	償却期間	1月あたり償却額
(正)	大阪府公募公債	1,725,000円	3年8カ月	39,205円
(誤)	(平成21年7月取得)		3年4カ月	43,125円

平成24年度に当該銘柄は償還期限を迎えていることから、今後影響はないものの、債券保有期間の平成21年度から平成23年度において、有価証券計上額及び利息計上額が過大計上されていたことになる。

(イ) 監査の結果(指摘)／意見

- ◆ 適正な決算処理を実施する体制の整備について(意見)

上記のとおり、複数の会計処理上の判断や手続の誤りが検出された。適正な決算処理を実施する体制を整備するという観点から、ダブルチェック体制等の内部統制の構築が望まれる。

(2) 公社に関する監査の総括

- ◆ 建設有料事業の継続性と今後の維持管理について(意見)

公社は、有料道路制度の法の趣旨や現在の公社の財務状況に鑑み、建設有料事業としての清算を見据え、維持管理有料道路制度の適用に向けた対応を、平成 22 年度から県に繰り返し求めてきている。また、平成 25 年 10 月には、近江大橋無料開放後、琵琶湖大橋及び大津港駐車場の建設有料事業の清算を県に対し申し入れた。一方、県は、法解釈上、現在の公社の財務状況の下でも料金徴収を続けること、つまり、未償還額に損失補填引当金を充当して早期に償還していないことに対して法令上の違反はないとしている。ただし、現在の財務状況を踏まえ、琵琶湖大橋有料道路の今後のあり方を早期に示す必要があると考えている。

(2) 公社の概要 ⑥有料道路会計について (イ) 公社の財務状況に関する考察で記載したとおり、公社は平成 22 年度からすでに実質無借金の状態が続いている。有料道路制度は、「建設費を償還できた時点、または料金徴収期間が満了した時点のいずれか早い時点で、道路を本来管理者である都道府県に引き渡し無料開放すべき制度」である。法令上、損失補填引当金を早期償還のために未償還額に充当すべきであるとの規定はないが、当該制度の趣旨に鑑み、公社の財務状況を踏まえ判断すれば、現状のまま公社が道路利用者から料金徴収を続ける意義は乏しいと考える。したがって、建設有料事業については早急に継続性の検討が求められるところである。

ただし、検討の結果清算となれば、一般道となることでこれまで利用者からの料金収入を財源としていた維持管理費用は、今後県の一般会計すなわち県民の税負担により充当していかなければならなくなる。平成 24 年度に発生した「中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故」は、まさに道路の維持管理に係る課題であり、老朽化対策が急務であることを教えた事例である。国は、高速道路の橋、トンネル等の更新等の費用を捻出する仕組みとして 2050 年としていた高速道路の有料期間を 15 年延長し、2065 年までとする方針を固めた。これは国に限ったことでなく、地方の道路公社も同じ問題を抱えており、公社及び県は連携し、既に策定されている老朽化対策等を含む長寿命化計画が着実に実施される方策について検討しておく必要がある。

以上を踏まえ、県は、国との協議を進めるとともに、有料道路利用者や広く県民意見などを参考に、また大規模修繕や更新等の事業追加の有無を考慮し、建設有料事業の継続性について慎重かつ早急に議論を重ね、その方針を明確に示していくべきである。

あわせて、清算後の琵琶湖大橋の維持管理について、地域の実情に合わせて多様な管理手法が選択できるよう、引き続き国に対し制度改正を働きかけるべきである。

V. 総括的意見

平成 25 年度の滋賀県包括外部監査は、特別会計(流域下水道事業、公営競技事業)・地方公営企業(工業用水道事業、水道用水供給事業)・地方公社(滋賀県道路公社)という一般会計とは区別された特別会計等をテーマとして取り上げた。共通する主な特徴点と管理のポイントは、以下のとおりである。

- (1) 独自の予算をもち、原則として独立採算で運営されている。
- (2) 多額の初期投資と将来的な維持管理コストが発生するインフラ資産を有する結果、多額の減価償却費や人件費等の発生が見込まれる。利用者への妥当な料金設定のため、将来発生する原価を可能な限り適正に試算し、合理的な原価計算に基づき料金を算定する必要がある。また、料金収入金額と原価実績に大きな乖離が判明すれば、適宜に料金を改定し、適正な受益者負担・事業収入の確保が可能となる仕組みを構築すべきである。
- (3) 多くの利用者が安価で品質の高い公共サービスを享受できるように、継続的な原価低減の努力が必要である。
- (4) 継続的な公共サービスの提供と利用者の安全性確保のために、中長期の視点から固定資産の維持更新計画とそのための財源確保について十分に考慮すべきである。
- (5) 多額の収入・支出が発生するため、資金ショート懸念や、逆に資金余剰が発生する場合がある。

言い換えれば、自治体および公社において、(1)・(3)については原価管理、(4)についてはアセットマネジメント(平成 23 年度包括外部監査で指摘済み)や財務管理、(5)については資金管理の実施が必要であり、さらにその前提として、発生主義会計導入によるコスト、資産・負債の見える化や、経営戦略の策定が必須となる。総務省自治財政局で、平成 25 年7月から地方公営企業法の適用の拡大の有無を検討するための「地方公営企業法の適用に関する研究会」や同年 12 月から「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を開催した背景も、上記と同様の趣旨によるものである。

以上の観点から、今回のテーマに該当する各事業について様々な課題が発見された。詳細については、すでに各事業の監査の結果/意見で記載しているが、要するに、自治体及びその外郭団体である公社では、限られた行政資源を効率的かつ有効的に利用するため、マネジメントが欠かせないのである。

また、料金収入、補助金を含む税収入、債券発行等の多様な財源を、今回対象となった各事業運営やインフラ資産の維持管理、更新のいずれに活用するのかについて、明確に利用者、県民に説明しなければならない。さらなる受益と負担の明確化を強く望む。

さらに、厳しい財政状況の中、真に必要なインフラの整備・維持管理・更新、運営の効率化等を着実に実施するためには、民間の資金や知恵等を活用していくことも必要となっている。このため、

国では平成 25 年 6 月、公共施設等運営事業(コンセッション方式)の活用をはじめとする「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」が策定され、今後 10 年間(平成 25～34 年)で PPP/PFI の事業規模の拡大が目標に掲げられている。また、これを受けて、「日本再興戦略」や「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太方針)においても、アクションプランに基づく施策を着実に実施することが求められている。平成 23 年の PFI 法改正により創設された公共施設等運営事業については、未だ案件は形成されていないものの、平成 25 年 6 月にガイドラインが公表され、空港等について個別案件の事業化に向けた動きが進められているところである。

官民連携において、滋賀県の事例としては、流域下水道事業における指定管理者制度や包括的民間委託制度に基づく契約の締結がある。また、法制度の整理が進むと、今回のテーマとなった事業についても、各事業の運営利用権を民間に売却するコンセッション方式の PPP の活用が可能となることも想定される。県としても、PPP/PFI についての調査・研究が必要と考えられる。

以上

用語解説

用語	内容	関連頁
インフラ資産	各種基準等の対象範囲により共通の定義はないが、通常、道路、河川、上下水道、港湾等の社会経済活動の基盤施設を構成する公共財を指す。長期間にわたる効用を享受でき、かつ、広範囲なネットワーク性を有するため、半永久的維持が義務付けられる資産である。	P.2 他
損益計算書(Profit and Loss Statement)	企業のある一定期間における収益と費用の状態を表すために、複式簿記と呼ばれる手法により貸借対照表などと同時に作成され、経営成績に関する情報を提供する財務諸表の1つ。	P.8 他
貸借対照表 (Balance Seet)	企業のある一定時点における資産、負債、純資産の状態を表すために複式簿記と呼ばれる手法により損益計算書などと同時に作成され、経営状態に関する情報を提供する財務諸表の1つ。	P.9 他
減価償却(費)	長期間にわたって使用される固定資産の取得(設備投資)に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きである。減価償却費はその計算された費用。	P.8 他
資本費	事業を実施するための施設建設に要する費用。	P.16 他
維持管理費	施設の維持管理及び事業実施に関する諸経費。	P.16 他
減債積立金	企業債を償還するため、利益を内部に留保するための積立金。	P.22
総括原価	当該事業を実施するために正常に費やされた原価で、一般に公正妥当と認められた原価計算基準に準拠して計算され、料金決定の基礎となる原価。	P.25
耐用年数	固定資産などの減価償却資産が利用に耐える年数をいう。減価償却資産の使用又は所有の価値の減価を、各年度に費用配分していく場合の、計算の基礎となる。	P.29 他
総合償却	複数の資産をグループ単位にまとめ、グループごとに耐用年数を定めて、一括して減価償却計算および記帳を行なう減価償却方法。	P.29 他
アセットマネジメント	資産(アセット)を効率よく運用する(マネジメント)という意味。計画的に施設の整備や維持・管理を行うことで寿命を延ばしたり、利活用や統廃合などで無駄をなくし保有総量を小さくしたりすること。	P.29 他

用語	内容	関連頁
PFI(Private Finance Initiative)	公共サービス(公共施設の建設、維持管理、運営等)に民間の資金、経営能力及び技術的能力を導入し、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法をいう。	P.30 他
アウトソーシング	従来は組織内部で行っていた、もしくは新規に必要な業務について、それを独立した外部組織からサービスとして購入する契約。外部委託。	P.30
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの(下水道法第2条第3号)。設置・管理は、原則として市町村が行う。	P.30 他
流域下水道	専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの(下水道法第2条第4号イ)。	P.30 他
下水道処理人口普及率	行政区域内の総人口に占める処理域内人口の比率	P.31
水洗化率	下水道整備済区域内の総人口に占める下水道接続人口の比率	P.31
高度処理	窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法。従来の二次処理(活性汚泥、生物膜)に高度な処理を加えたもの。	P.31 他
農業集落排水施設	農村地域における水質保全を目的としたし尿や生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を浄化するための公共施設。	P.31
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水も戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみの単独浄化槽と比べ、河川等公共水域の汚濁軽減効果がある。	P.31
林業集落排水施設	林業地域における水質保全を目的としたし尿や生活雑排水を浄化するための公共施設。	P.31
管渠	渠とは人工的に作られた水路(農業用水路、上水道、排水路、下水等)のことをいう。下水道管渠とは、家庭や工場から出た汚水を処理場まで運ぶ管による水路である。	P.33 他

用語	内容	関連頁
凝集剤添加活性汚泥循環変法＋砂濾過法	有機物や窒素を除去するための活性汚泥法に金属(鉄やアルミニウム)を含む凝集剤を添加し、下水からリンを除去する手法。	P.34 他
凝集剤添加多段硝化脱窒法＋砂濾過法	生物反応タンクを4つまたは6つに分け、それぞれを異なる状態に保つことで、活性汚泥の働きにより生物学的に窒素を除去するとともに、凝集剤を添加し、化学的にリンを除去する方法。	P.34 他
BOD(Biochemical Oxygen Demand)	生物化学的酸素要求量。水中指標の一つ。水中の有機物などの量を、その酸素分解のために微生物が必要とする酸素の量で表わしたものである。	P.34 他
COD(Chemical Oxygen Demand)	化学的酸素要求量。水中指標の一つ。水中の非酸化性物質の量を、酸化するために必要とする酸素量で表したものである。	P.34 他
SS(Suspended Solids)	浮遊物質。水中指標の一つ。水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶性物質の総称。	P.34 他
T-N(Total Nitrogen)	水中に含まれる全ての窒素化合物のことをいう。富栄養化現象の原因物質である。	P.34 他
T-P(Total Phosphorus)	水中に含まれるリン化合物全体のことをいう。富栄養化現象の原因物質である。	P.34 他
流域下水道建設事業費負担金	下水道法第31条の2に基づき、流域下水道事業における施設(管渠、処理場等)の設置、改築、修繕に要する費用を市町が負担するもの。	P.40
流域下水道管理費負担金	下水道法第31条の2に基づき、流域下水道事業における各処理区の維持、その他の管理に要する費用を市町が負担するもの。	P.40 他
資本費平準化債	企業債の償還が下水道料金収入に見合った形で行えるように、施設の耐用年数を踏まえた上で、当初に発行した企業債の償還財源として発行できる地方債。	P.40 他
指定管理者制度	それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社などをはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させ、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設設置の目的を効果的に達成することを目指した制度である。	P.49

用語	内容	関連頁
指名競争入札	<p>官庁調達案件において、一般競争入札を原則とするものの次の場合に限り、例外的に指名競争入札が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しない場合(地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号) ・ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合(地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号) 等 	P.51
行政財産	地方公共団体が有する公有財産のうち、公用または公共用に供し、又は供することと決定した財産(地方自治法第 238 条第 3 項、4 項)	P.76
普通財産	地方公共団体が有する行政財産以外の一切の公有財産。	P.76
発生主義(会計)	費用・収益の認識を現金収支という事実にとらわれることなく、合理的な期間帰属を通じて期間業績を反映させる損益計算の方式。一方、現金主義会計とは、費用・収益の認識を現金の収支という事実に基づいて認識する損益計算の方式である。棚卸資産や固定資産を保有している場合、現金主義会計では正しい期間損益計算を算定できない。	P.79 他
フリー・キャッシュ・フロー(FCF)	営業活動から獲得したキャッシュ(資金)のうち、投資活動に必要なキャッシュを除いた余剰資金	P.82 他
償還準備金	有料道路会計において、建設費相当の財源を確保するために毎年の収支差額を積み立てた金額。	P.92 他
損失補填引当金	災害や経済事情の変動等将来事情の不可測性により生じた未償還額を同じ事業主体の他の道路とともに相互に補い合う目的で積み立てられる金額。	P.92 他
NTT-A 型	民間事業者(第 3 セクター、土地区画整理組合を含む)が開発事業を進めるにあたって必要となる道路、公園、下水道等の公共施設を整備する場合、NTT 株式の売却収入を活用し、民間都市機構がその整備費用の一部について無利子貸付を行う貸付業務。なお、平成 16 年度で新規貸付は終了している。	P.100

用語	内容	関連頁
長期前払費用	<p>長期前払費用とは、前払費用のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超える期間を経て費用となるもので貸借対照表上、固定資産の区分に計上されることとなる。</p> <p>なお、前払費用とは、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいう。次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算書から除去するとともに貸借対照表の資産の区分に計上することになる。</p>	P.113
公設施設等運営事業 (コンセッション方式)	<p>施設の所有権を移転せず、民間事業者インフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。平成23年5月の改正PFI法では「公共施設等運営権」として規定された。</p>	P.117
PPP (Public-private partnership)	<p>官民パートナーシップ。小さな政府を志向し、「民間にできることは民間に委ねる」という方針により、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。具体的には、民間委託、指定管理者制度、PFI、民営化など。</p>	P.117